

令和8年第1回定例会

階上町議会会議録

令和8年 3月 4日開会

令和8年 3月13日閉会

階上町議会

令和8年第1回階上町議会定例会会議録目次

○第1号3月4日（水曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会および開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
休会期間の決定	15
散会の宣告	15

○第2号3月6日（金曜日）

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	18
説明のため出席した者の職氏名	18
職務のため出席した者の職氏名	18
開議の宣告	19
一般質問	19
土橋 美加佐 君	19
大下 修 君	28
熊谷 道雄 君	45
休会期間の決定	51
散会の宣告	51

○第3号3月11日（水曜日）

議事日程	5 2
本日の会議に付した事件	5 3
出席議員	5 3
欠席議員	5 3
説明のため出席した者の職氏名	5 4
職務のため出席した者の職氏名	5 4
黙とう	5 5
開議の宣告	5 5
議案第1号議題、質疑、討論、採決	5 5
議案第2号議題、質疑、討論、採決	6 3
議案第3号議題、質疑、討論、採決	6 4
議案第4号議題、質疑、討論、採決	7 1
議案第5号議題、質疑、討論、採決	7 1
議案第6号議題、質疑、討論、採決	7 2
議案第7号議題、質疑、討論、採決	7 3
議案第8号議題、質疑、討論、採決	7 3
議案第9号議題、質疑、討論、採決	7 4
議案第10号議題、質疑、討論、採決	7 4
議案第11号議題、質疑、討論、採決	7 5
議案第12号議題、質疑、討論、採決	7 6
議案第13号議題、質疑、討論、採決	7 9
議案第14号議題、質疑、討論、採決	8 0
議案第15号議題、質疑、討論、採決	8 0
議案第16、18号一括議題、質疑、討論、採決	9 3
議案第17号議題、質疑、討論、採決	9 4
議案第19号議題、質疑、討論、採決	9 5
議案第25号議題、質疑、討論、採決	9 5
議案第26号議題、質疑、討論、採決	9 9
休会期間の決定	9 9
散会の宣告	1 0 0

○第4号3月13日（金曜日）

議事日程	101
本日の会議に付した事件	101
出席議員	101
欠席議員	101
説明のため出席した者の職氏名	102
職務のため出席した者の職氏名	102
開議の宣告	103
議案第20号議題、質疑、討論、採決	103
議案第21、23号一括議題、質疑、討論、採決	151
議案第22号議題、質疑、討論、採決	152
議案第24号議題、質疑、討論、採決	152
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	160
町長挨拶	161
閉会の宣告	161
署名議員	162

令和8年第1回階上町議会定例会会議録

(第1号)

令和8年3月4日(水曜日)

令和8年第1回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和8年3月4日 午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	磯島富盛君	2番	土橋美加佐君
3番	渡部高明君	4番	中島孝一君
5番	熊谷道雄君	6番	小坂正年君
7番	下沢育男君	8番	大下修君
9番	上道二三男君	10番	森榮吉君
11番	林貢君	12番	百目木和俊君
13番	大江和夫君	14番	長根岩夫君

欠席議員（0名）

なし

説明のための出席者

町	長	荒谷憲輝君	副町長	澤田充君				
教	育	長	濱浦幸夫君	総務課長	西山圭一君			
総	合	政	策	長	平戸真澄君	税務課長	大谷地尚子君	
課	民	生	活	長	上厚子君	すこやか健康課長	平戸由紀子君	
町	介	護	福	祉	長	濱浦孝子君	産業振興課長	荒道真一君
課	建	設	課	長	小笠原博文君	教育課長	中屋敷司君	
会	計	管	理	者	古川明美君	代表監査委員	境栄治君	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐京実君	庶務 G L	花生智紀君
総務課主事	小野大地君		

◎開会および開議の宣告

(開会および開議 午前 10 時 00 分)

- 議長（長根岩夫君） ただ今の出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、令和 8 年第 1 回階上町議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長根岩夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、12 番百目木和俊君、13 番大江和夫君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（長根岩夫君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から 3 月 13 日までの 10 日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日から 3 月 13 日までの 10 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（長根岩夫君） 日程第3、この際、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、議案第26号 町道路線の認定及び廃止についての件まで、26件を一括して上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。

本日ここに、令和8年第1回階上町議会定例会を開会するに当たり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和7年度階上町一般会計予算について歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,235万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億3,402万5,000円といたしました。

それでは、第1表、歳入歳出予算補正について、ご説明申し上げます。

1月27日公示、2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る対応分として、歳入につきましては県支出金1,235万2,000円を追加し、歳出につきましては総務費1,235万2,000円を追加したものであります。

議案第2号 階上町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため提案するものであります。

議案第 3 号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町廃棄物減量等検討委員会の委員の定数を改正するため提案するものであります。

議案第 4 号 階上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 5 号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 6 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に準じ、職員の宿日直手当及び通勤手当の額等を改めるため提案するものであります。

議案第 7 号 階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、本町における旅費制度の見直しを行うため提案するものであります。

議案第 8 号 階上町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、屋外運動場の使用期間を通年とするほか、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 9 号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 10 号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 11 号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 12 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る規定を整備し、税率等を改正するため提案するものであります。

議案第 13 号 階上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 14 号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 15 号 令和 7 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 4 億 5,412 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 76 億 8,814 万 5,000 円とするものです。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 4,669 万 2,000 円等を減額し、地方交付税 1 億 5,713 万 9,000 円、町債 3 億 3,750 万円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 6,802 万 3,000 円、衛生費 2,704 万 3,000 円、土木費 2,297 万 2,000 円等を減額し、民生費 5,096 万 1,000 円、教育費 3 億 5,248 万 3,000 円、諸支出金 1 億 7,802 万 5,000 円等を追加するものであります。

歳出のうち、民生費に国の定める公定価格の増額に伴い子どものための教育・保育給付費として5,346万2,000円、消防費に国の令和7年度補正予算において創設された地域未来交付金を活用した簡易トイレ整備に係る経費として566万7,000円、教育費に国の令和7年度補正予算により前倒し分の補助事業として採択されたことに伴い石鉢小学校改修事業費として3億5,418万3,000円等を計上するものであります。

次に、第2表 継続費補正であります。既定の継続費について、事業費総額、年度、年割額に係る変更分を補正するものであります。

次に、第3表 繰越明許費であります。戸籍附票システム等改修事業などについて、令和7年度に事業完了が見込めないため、令和8年度に繰り越しするものであります。

次に、第4表 債務負担行為補正であります。ハートフルプラザ・はしかみの指定管理料に係る限度額の変更分と、小規模事業者が日本政策金融公庫から借入れした際に生じた利子を町が補給するものについて、期間の変更分について補正するものであります。

次に、第5表 地方債補正であります。既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第16号 令和7年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ2,328万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億451万7,000円とするものであります。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金250万9,000円を減額し、県支出金2,228万7,000円、諸収入280万9,000円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費58万7,000円、保険給付費2,200万円等を追加するものであります。

議案第17号 令和7年度階上町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ397万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億6,187万6,000円とするものであります。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金412万6,000円、支払基金交付金116万1,000円等を減額し、県支出金218万7,000円、財産収入68万8,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 104 万 6,000 円、地域支援事業費 351 万 1,000 円等を減額し、基金積立金 68 万 9,000 円、諸支出金 24 万 4,000 円等を追加するものであります。

議案第 18 号 令和 7 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 1,175 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 332 万 2,000 円とするものであります。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 83 万 4,000 円を減額し、保険料 1,259 万円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 8 万 7,000 円を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金 1,184 万 6,000 円を追加するものであります。

議案第 19 号 令和 7 年度階上町下水道事業会計補正予算(第 2 号)について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の収益的収支予算における収入について 125 万 7,000 円を減額し累計予定額を 2 億 3,996 万 7,000 円とし、支出について 2,429 万 3,000 円を減額し累計予定額を 2 億 8,781 万 7,000 円とするものであります。

また既定の資本的収支予算における収入について 957 万 2,000 円を減額し累計予定額を 2 億 4,740 万 5,000 円とし、支出について 554 万 7,000 円を増額し累計予定額を 2 億 6,441 万 4 千円に補正するものであります。

主な補正内容につきましては、効率的下水道整備構想及び整備計画策定業務委託料を収益的支出から資本的支出に組み換えするとともに、管きょ工事等の建設改良費を減額し、これに伴う企業債および国庫補助金等を資本的収入において減額補正するものであります。

次に、令和 8 年度当初予算編成に当たっての所信について申し述べさせていただきます。

ウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化など、国際的な緊張感の高まりを背景に、エネルギー価格や原材料費の高騰が依然として続いており、また気候変動問題への対応など、国際社会が直面する課題は複雑化の一途をたどっているところでもあります。こうした不安定な世界情勢は、輸入資源に依存する我が国経済にも直接的かつ深刻な影響を及ぼしており、物価高騰や円相場の変動を通じて、国民生活や地域経済に大きな影響を与えております。

こうした中、国においては強い経済を実現する総合経済対策を定め、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、

防衛力と外交力の強化の三つの柱を掲げ、あらゆる世代の国民に恩恵が行き渡る経済の実現を目指しております。

これまで全国の自治体においては、自主的・主体的に地方創生の取り組みを推進してまいりましたが、少子高齢化による人口減少や首都圏への人口流出の流れを変えるまでには至っておらず、地方では人口減少が加速し、消費の減退を通じて地域経済全体の縮小につながるものが強く懸念されております。

このため令和7年12月には、地方創生に関する総合戦略が閣議決定され、いわゆる地方創生2.0として、地方の伸びしろを最大限に引き出す地域未来戦略を推進し、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指すとされております。

このような国の動向を踏まえ、県においては地域特性を生かしたしごとづくりと所得向上・労働力確保、いのちと暮らしを守る基盤強化と共生社会の実現、若者の定着・還流と、こどもまんなか青森の推進を最優先に予算編成を行う方針を示しております。本町におきましてもこの方向性を堅持しつつ、従来の政策をさらに進化させ、より実効性の高い手法により地域の発展を目指していく必要があることから、今後とも国・県の動向を注視しながら適切に事業展開を図ってまいります。

さて昨年12月、町民の皆様からの再びの負託をいただき、2期目の町政運営を担わせていただくこととなりました。2期目最初の当初予算となる本予算案は、これまでの施策を着実に継承しつつ、時代の変化に的確に対応し、本町の持続的発展を確かなものとするための重要な第一歩であると考えております。

少子高齢化の加速に伴う社会保障費や扶助費の増大、さらには公共施設の老朽化に伴う維持更新費の増加など、地方財政を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、持続可能な町政運営に全力を尽くし、ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくりを基本理念に掲げ、次の四つの施策に重点を置き予算編成を行いましたので、その主な施策についてご説明いたします。

一つ目は、子育て支援の拡充と少子化対策に対する施策であります。

物価高騰等の影響を受ける保護者の経済的負担を軽減するため、令和2年度から継続実施しております小中学校の給食費完全無償化につきましては、令和8年度も引き続き実施いたします。財源につきましては、令和8年4月から開始される国の給食費負担軽減交付金を含めた、県の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を最大限に活用し支援に万全を期してまいります。

また乳幼児や子ども医療費助成事業では、宝くじ収益交付金を活用しながら引き続き所得制限を設けず、高校生までの通院および入院費の窓口負担分を全額助成いたします。

さらに令和 6 年 10 月から開始した 0 歳から 2 歳児の保育料無償化および 3 歳から 5 歳児の給食費助成についても県の交付金を活用し継続するとともに、新たに創設されたこども誰でも通園制度や子育て短期支援事業などを効果的に組み合わせ、総合的な支援を展開してまいります。

教育環境の整備につきましては、GIGA スクール構想により整備した児童生徒のタブレット端末について国の交付金を活用し計画的な更新を実施いたします。

また令和 7 年度から制度を拡充した自分チャレンジ促進事業や移住・定住新築住宅支援事業についても、引き続き実施してまいります。

二つ目は、公共施設の長寿命化推進と防災・減災対策に対する施策についてであります。

公共施設の管理につきましては、階上町公共施設等総合管理計画等に基づき、老朽度や利用頻度を精査し長寿命化と適正配置を推進しております。令和 8 年度は道仏集会所の移転新築工事を実施するとともに、老朽化した階上岳東登山口公衆トイレの改修を交付金等を活用して実施いたします。

また最新の災害教訓に基づき地域防災計画の改定を行い、国・県との連携を強化しながら本町の特性を反映した実効性の高い運用体制を構築してまいります。

三つ目は、DX（デジタル・トランスフォーメーション）に向けた取り組みに対する施策であります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を円滑に進め行政の効率化を図ります。

また町独自の公式スーパーアプリやマイナンバーカード認証による郵送 DX アプリの本格運用を開始し、町民サービスの利便性向上につなげてまいります。

さらにキャッシュレス決済の普及に合わせ、令和 9 年度からの介護・後期高齢者医療保険料の納付における地方税統一 QR コード活用に向け、システムの改修を計画的に進めてまいります。

四つ目は、地域に根差した文化・スポーツの振興に対する施策であります。

社会教育複合施設整備事業につきましては令和7年度の基本設計を受け、令和8年度は用地取得を進めるとともに施設の効果的な運用に向けた管理運営計画を策定いたします。

また本年10月に開催される第80回国民スポーツ大会(青の煌めきあおもり国スポ)の成功に向け実行委員会への支援や環境整備に努め、町民一体となって応援できる機運を高めてまいります。

部活動につきましては、国の指針に沿って令和8年度から部活動地域展開事業へと移行し、地域全体で子ども達を支える体制を構築いたします。

さらに伝統ある郷土芸能の保護・継承のため、保存会への補助を継続し本町の伝統文化を次世代へつないでまいります。

以上の重点施策のほか、公用車の更新や施設のLED化、家庭用コンポスト購入費の助成、鳥獣被害対策など、多岐にわたる事業を展開しながら、これまでと同様、第5次総合振興計画後期計画に則り、実効性のあるまちづくりを目指してまいります。

令和8年度当初予算においても財政調整基金の取り崩しに頼らざるを得ない厳しい状況ではありますが、第7次行財政改革大綱による事業精査や国・県の財源活用を徹底し、選択と集中による健全な財政運営に努めてまいります。

本町の未来を担う子ども達をはじめ、全ての町民が自分らしく豊かな人生を送り進化していくことができるよう、前進はしかみ～共に創る未来、進化する町政～を基本理念として階上町の更なる発展に邁進してまいりますので、町民の皆さまならびに議員各位の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

それでは、議案第20号 令和8年度階上町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ64億5,000万円と決めました。前年度の当初予算と比較しますと、率で3.9%、額で2億6,000万円の減であります。

第1表 歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

始めに、歳入であります。町税は前年度比3.7%増の10億6,730万1,000円を計上いたしました。

地方交付税は、国の地方財政計画を勘案した上で普通交付税を22億4,400万円、特別交付税を1億4,200万円とし、合わせて前年度比6.5%増の23億8,600万円を計上いたしました。

繰入金は、一般会計予算の不足分に充当するため、財政調整基金から 4 億 7,363 万 2,000 円など前年度比 30.8%減の 5 億 1,052 万 1,000 円を計上いたしました。

町債は、道仏集会所整備事業債 1 億 3,150 万円、道路整備事業債 1 億 6,440 万円、GIGA スクールタブレット端末更新事業債 2,600 万円、社会教育複合施設整備事業債 2,260 万円など合計で前年度比 25.3%減の 3 億 9,250 万円を起こすものであります。

次に、歳出であります。総務費につきましては、総務管理費に公共施設の LED 化に伴う公共施設照明設備借上料 2,160 万 6,000 円、企画費に道仏集会所整備事業費 1 億 7,573 万 4,000 円、地方創生費に移住・定住新築住宅支援事業費 3,000 万円、子ども医療費給付事業費 2,840 万 8,000 円等を計上しており、構成比 23.0%の 14 億 8,204 万 7,000 円としております。

民生費につきましては、社会福祉費に自立支援給付費 3 億 1,736 万 6,000 円、老人福祉費に後期高齢者医療療養給付費負担金 1 億 5,405 万 1,000 円、児童福祉費に 0 歳から 2 歳児の保育料無償化補助金 3,278 万 1,000 円、3 歳から 5 歳児の保育施設等給食費助成金 1,205 万 4,000 円、児童手当費 2 億 3,595 万円、子どものための教育・保育給付費 5 億 9,164 万 3,000 円等を計上しており、構成比 30.7%の 19 億 7,844 万 5,000 円としております。

衛生費につきましては、保健衛生費に予防接種委託料 5,193 万 9,000 円、住民検診委託料 3,203 万 6,000 円等を計上しており、構成比 6.3%の 4 億 595 万 2,000 円としております。

農林水産業費につきましては、農業費にはしかみいちご煮祭りやはしかみ臥牛山まつりを開催するための経費として、はしかみ産業振興委員会補助金 915 万円、鳥獣被害防止対策事業費 283 万 5,000 円、林業費に林道維持工事 794 万円、森林環境譲与税基金を活用して実施する林業振興費 761 万 9,000 円、水産業費に階上アブラメブランド化推進事業費 261 万 1,000 円等を計上しており、構成比 3.8%の 2 億 4,276 万 8,000 円としております。

商工費につきましては、階上岳東登山口公衆トイレ改修に要する経費として 2,445 万 1,000 円、三陸復興国立公園管理委託料 900 万円等を計上しており、構成比 1.0%の 6,533 万 8,000 円としております。

土木費につきましては、道路橋梁費に国スポ対応道路維持作業委託料 600 万円、第 2 次協働のまちづくり地区計画の対象路線の整備を含む道路維持工事 1 億 4,100 万円、都市計画費に急傾斜地対策事業負担金 300 万円、下水道事業

会計補助金2億3,196万6,000円等を計上しており、構成比12.3%の7億9,617万4,000円としております。

消防費につきましては、地域防災計画改定委託料698万5,000円、防災無線施設更新整備基本計画策定委託料266万2,000円等を計上しており、構成比0.8%の4,895万4,000円としております。

教育費につきましては、教育総務費に中学校再編検討に係る地区アンケート調査委託料278万3,000円、赤保内小学校スクールバス及び道仏小学校スクールバス運行委託料2,348万3,000円、GIGAスクールタブレット端末の更新に係る費用6,012万1,000円、部活動地域展開事業費1,258万6,000円、特別支援教育支援員配置事業費4,391万6,000円、社会教育費に社会教育複合施設整備事業費6,822万1,000円、保健体育費に青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会負担金2,037万7,000円等を計上しており、構成比12.6%の8億1,590万5,000円としております。

公債費は、構成比7.5%の4億8,110万円としております。

以上、申し上げました歳入歳出予算につきましては性質別に分類しますと、義務的経費は前年度比2.2%増の27億7,205万1,000円となり、予算総額に占める割合は43%となります。

次に、投資的経費は前年度比37.1%減の6億7,269万9,000円となり、予算総額に占める割合は10%となります。

次に、物件費や補助費等その他の経費は前年度比2.6%増の30億525万円となり、予算総額に占める割合は47%となります。

第2表 債務負担行為は、公共施設のLED化に伴う照明設備借上料を令和18年度まで継続して支払うためのものであります。

第3表 地方債は、道仏集会所整備事業債、農地整備事業債、社会教育複合施設整備事業債等合わせて3億9,250万円を起こすものであります。

議案第21号 令和8年度階上町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,194万3,000円とするものであります。

第1表 歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、国民健康保険税1億9,790万円、県支出金10億4,902万9,000円、繰入金1億9,243万円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費 1,548 万 7,000 円、保険給付費 10 億 3,181 万 4,000 円、国民健康保険事業費納付金 3 億 6,261 万 4,000 円、保健事業費 2,630 万 4,000 円等を計上いたしました。

議案第 22 号 令和 8 年度階上町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14 億 714 万 3,000 円とするものであります。

第 1 表 歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、保険料 3 億 1,426 万円、国庫支出金 3 億 3,060 万 4,000 円、支払基金交付金 3 億 5,916 万 4,000 円、県支出金 1 億 9,376 万 8,000 円、繰入金 2 億 778 万 9,000 円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費 2,368 万 6,000 円、保険給付費 13 億 110 万円、地域支援事業費 5,862 万 9,000 円等を計上いたしました。

議案第 23 号 令和 8 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 650 万 9,000 円とするものであります。

第 1 表 歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、保険料 1 億 2,940 万 4,000 円、繰入金 7,693 万 1,000 円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費 1,492 万 5,000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 9,121 万 3,000 円等を計上いたしました。

議案第 24 号 令和 8 年度階上町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、収益的収入の予定額を 2 億 3,819 万 8,000 円、収益的支出の予定額を 3 億 644 万 7,000 円とし、資本的収入の予定額を 2 億 290 万 8,000 円、資本的支出の予定額を 2 億 2,268 万 3,000 円とするものであります。

収益的収入及び支出の主なものは、収入につきましては、営業収益 4,202 万 5,000 円、営業外収益 1 億 9,617 万 3,000 円を計上いたしました。

支出につきましては、営業費用 2 億 7,573 万 6,000 円、営業外費用 2,871 万 1,000 円等を計上いたしました。

資本的収入及び支出の主なものは、収入につきましては、企業債 3,710 万円、他会計補助金 1 億 2,306 万 6,000 円等を計上いたしました。

支出につきましては、建設改良費 9,813 万円、企業債償還金 1 億 2,306 万 6,000 円等を計上いたしました。

また債務負担行為、企業債、一時借入金および議会の議決を経なければ流用することのできない経費ならびに他会計からの補助金について、それぞれ定めるものであります。

議案第 25 号 公の施設の設置を認め、及びその施設を使用することについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 244 条の 3 の規定により、八戸市が階上町に公の施設を設置し、及びその施設を階上町民が使用することについて協議するため提案するものであります。

議案第 26 号 町道路線の認定及び廃止について、ご説明申し上げます。

本案は、町道の路線を認定及び廃止するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑に対しましては、本職ならびに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。〔町長降壇〕

○議長（長根岩夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会期間の決定

○議長（長根岩夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月5日は休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月5日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、3月6日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前 10 時 58 分)

令和8年第1回階上町議会定例会会議録

(第2号)

令和8年3月6日(金曜日)

令和8年第1回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和8年3月6日 午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

- 2番
土橋 美加佐君
 - (1) 地震発生後の避難所の体制づくりについて
 - (2) 令和7年12月14日投開票の階上町長選挙の投票率について
 - (3) 庁舎使用許可書について
- 8番
大下 修君
 - (1) 生活に直結する三つの政策
 - (2) 人口減少と町づくりーその2
- 5番
熊谷 道雄君
 - (1) カスタマーハラスメント対策について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番 磯 島 富 盛 君	2番 土 橋 美 加 佐 君
3番 渡 部 高 明 君	4番 中 島 孝 一 君
5番 熊 谷 道 雄 君	6番 小 坂 正 年 君
7番 下 沢 育 男 君	8番 大 下 修 君
9番 上 道 二 三 男 君	10番 森 榮 吉 君
11番 林 貢 君	12番 百 目 木 和 俊 君
13番 大 江 和 夫 君	14番 長 根 岩 夫 君

欠席議員（0名）

なし

説明のための出席者

町長	荒谷憲輝君	副町長	澤田充君
教育長	濱浦幸夫君	総務課長兼 選挙管理委員 会事務局長	西山圭一君
総合政策 課長	平戸真澄君	税務課長	大谷地尚子君
町民生活 課長	上厚子君	すこやか健康 課長	平戸由紀子君
介護福祉 課長	濱浦孝子君	産業振興課長	荒道真一君
建設課長	小笠原博文君	教育課長	中屋敷司君
会計管理者	古川明美君	代表監査委員	境栄治君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐京実君	庶務 G L	花生智紀君
総務課主事	小野大地君		

◎開議の宣告

(開議 午前 10 時 00 分)

- 議長（長根岩夫君） ただ今の出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（長根岩夫君） 日程第 1、一般質問を行います。
順次質問を許します。2 番、土橋美加佐君の質問を許します。

- 2 番（土橋美加佐君） はい、議長。

- 議長（長根岩夫君） はい、2 番、土橋美加佐君。

- 2 番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員登壇〕

議席番号 2 番、土橋美加佐です。早速ですが質問に入ります。
階上町における地震発生後の避難所の体制づくりについて伺います。
昨年令和 7 年 12 月 8 日 23 時 15 分、青森県東方沖を震源とするマグニチュード 7.5 の地震が発生し、八戸市では震度 6 強の揺れを観測。階上町においても 6 弱が観測され、その 2 分後には津波注意報、23 時 23 分には津波警報に切り替わりました。町民の方、特に沿岸部に住まれている町民の方々にとっては不安な日であったと思います。私も山手方面で被害がないか確認に回っていましたが、幸いにも大きな被害はありませんでしたが、しかし階上町では、1 名の方が軽傷を負ったと伺っています。

その際、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されましたが、これは 2022 年 12 月の制度運用開始以来、初めての発表であり、町民の方々にとって、とても不安な日が続いたものと思います。

その際、ハートフルプラザ・はしかみに避難した方々が、中に入れなかったと伺っていましたが、町役場とハートフルプラザ・はしかみとの連絡体制はどのようなになっているのか伺います。

2点目です。令和7年12月14日投開票の階上町長選挙の投票率について伺います。

昨年末、12月14日投開票の階上町長選挙が行われました。12月9日告示日でしたが、地震の影響もあって分かりませんが、投票率を見ますと、前回の町長選挙の投票率は55.04%、今回の投票率は47.53%と大きく下回る結果となりました。有権者数は10,795名、その内、投票数は5,131名、棄権者数5,664名です。有効投票数は5,099名、無効投票数32名、無効投票率は0.62%でした。

また地域別で見ましても、第1投票区・石鉢ふれあい交流館（石鉢地区）の投票率は37.25%、第11投票区・蒼前集会所（蒼前地区）の投票率は32.29%、第12投票区耳ヶ吠東集会所（耳ヶ吠地区）の投票率は46.42%と50%を下回る結果となっています。

そこでお伺いします。年代別の投票率はどのようなになっているのでしょうか。次に、この投票率の低さをどのように考えているのか伺います。

3点目です。庁舎使用許可書についてです。

今年の町長選挙の期日前投票期間中である12月12日午前11時50分頃、私は応援する候補者の街頭演説に立ち会うため、階上町商工会前におりました。街頭演説を開始したところ、役場職員が庁舎から出て来られ、集まっていた応援者の1人に、庁舎借用願の用紙を手渡し、提出するよう求めていました。

しかしながら選挙に係る事前説明会においては、庁舎借用願に関する説明はなかったものと認識しております。

この対応はいつからか、どのような経緯で行われることとなったのか伺います。

以上で壇上での質問を終わります。〔土橋議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。始めに、昨年 12 月 8 日の青森県東方沖地震において被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。

まず一つ目の、地震発生後の避難所の体制づくりについての件であります。階上町地域防災計画の地震・津波災害対策編におきましては、町の地域内に地震・津波災害が発生し、または災害による被害が発生する恐れがあるため、応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認められるときは、町長は災害対策本部を設置し、災害予防対策および災害応急対策を実施することとされております。

災害対策本部の設置基準といたしましては、町内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生したとき、町に津波警報または大津波警報が発表されたとき、その他、町長が必要と認めるときとしており、今回の地震では、震度 6 弱かつ津波警報が発表されたことから、災害対策本部を設置し対応に当たってきたところ です。

地震発生に伴う津波警報等発表時の町の対策といたしましては、まず第一に、避難指示を発令し、町防災無線や消防団による広報活動等により、安全な場所への避難誘導を行います。

次に、被害状況等の情報収集を行います。必要に応じて公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設および避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被害状況の把握に努めます。そして施設の安全性を確保した上で、直ちに指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図ることとしております。

12 月 8 日は震度 6 弱の地震発生を受け、ハートフルプラザ・はしかみの被害状況確認のため、当該施設の指定管理者が 23 時 30 分頃開錠し、内部の緊急点検を行い、被害の状況を災害対策本部に報告をしております。その際、被害状況の確認中に 1 名の方の来場があり、安全確認が終了している休憩スペースで一時的に休むよう案内したとの報告を受けております。

災害対策本部では、各施設からの被害状況の報告や関係機関からの情報を集約し、状況を踏まえまして避難所の開設を決定し、指定管理者との連絡調整を行った上で、避難所の開設・運営のために役場職員をハートフルプラザに派遣したところであります。

施設内に入れなかった避難者がいたとのお話しにつきましては、施設の管理者または町職員が到着前のことと思われそうですが、町といたしましても指定避難所はできるだけ早急に開設できるよう努めてまいります。なお指定避難所は、

施設の安全確認が終了し、避難所として設置可能と判断されてからの開設となることや、地震の状況等により揺れが収まってから出勤する職員の安全確保も図りながら対応しなければならないなど、様々な要因で開設まで時間を要する場合があるということにつきましても、ご理解をいただければと思います。

いずれにしましても、津波警報等の発表があった際には、まずは最寄りの緊急避難場所や指定避難所へ自主避難していただき、避難所開設まで安全な場所でお待ちいただくことが安全な避難につながるものと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

二つ目の、令和7年12月14日執行の階上町長選挙投票率についての件であります。こちらにつきましては選挙管理委員会が所管しておりますので、後ほど選挙管理委員会事務局長より答弁させます。

次に、三つ目の、庁舎使用許可書についての件については、副町長より後ほど答弁させます。

以上でございます。〔町長降壇〕

○選挙管理委員会事務局長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西山圭一君） はい。

〔選挙管理委員会事務局長起立〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。

二つ目の、令和7年12月14日投開票の階上町長選挙の投票率についての件であります。まず始めに、年代別での投票率についてでございますが、18歳以上20歳未満の投票率は22.95%、20歳以上30歳未満は23.11%、30歳以上40歳未満は34.33%、40歳以上50歳未満は40.59%、50歳以上60歳未満は46.96%、60歳以上70歳未満は57.09%、70歳以上80歳未満は63.57%、80歳以上は42.51%となっております。

次に、投票率の低さをどのように考えているかについてでございますが、投票率が低下した要因については、選挙管理委員会として特定の理由を断定することは困難ですが、一般的には次の要因が考えられます。

一つ目として、政治への関心の希薄さの増大が挙げられております。特に若年層において政治に対する関心や興味が薄れている傾向が顕著であるとされ

ており、これは政治家や政党に対する信頼感の低下や、選挙公約が実現されないことへの失望感や不満が影響しているものと考えられております。

二つ目として、有権者の高齢化が挙げられております。これまで投票所に来場されていた方の高齢化により移動が負担となり、結果的に投票をあきらめる有権者もおおいでになるのではないかと考えられております。

三つ目として、ライフスタイルの変化が挙げられております。日常生活や仕事、学業の多様化や繁雑化などの理由により、投票に訪れる時間が取れない方々が増加していると考えられているからでございます。

四つ目として、地域間格差が挙げられております。昔からの集落では、選挙と地元との関係性が強く、投票率が高くなる傾向がありますが、逆に外部からの転入が多い新興住宅地などの地域では、選挙との関係性が希薄となり、投票率が低くなると考えられているからでございます。

最後に五つ目として、立候補者との関係性が考えられております。地元と密接なつながりを持った候補者が立候補しているか、していないかによっても投票率が大きく変わる傾向にあると考えられているからでございます。

この五つの要因のうち、今回の町長選挙におきましては、立候補者との関係性が考えられます。前回の町長選挙の際には、町議会議員の補欠選挙も同時に執行されたことにより、広範囲から議員補欠選挙に立候補があったことにより、地元との関係性が強い選挙との意識が高く、投票率に影響したのではないかと考えられます。

また投票率を年代別に見ますと、若年層ほど投票率が低く、特に18～29歳までの投票率は20%台前半にとどまっており、全体の投票率を押し下げる要因となっております。若年層において、政治に対する関心や興味が薄れている傾向があるものと考えられます。

選挙管理委員会といたしましては、引き続き、18歳到達により選挙人名簿に登録された方へ選挙権を取得した旨を含めた選挙啓発用文書の発送と主権者教育に力を注ぐとともに、啓発活動の充実や住民の皆様にとって分かりやすい選挙を心掛け、引き続き公正かつ円滑な選挙の執行と町民の皆さまの政治参加機会の確保に努めてまいります。

以上でございます。〔選挙管理委員会事務局長着席〕

○副町長（澤田充君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、澤田副町長。

○副町長（澤田充君） はい。〔副町長起立〕

それでは、三つ目の庁舎使用許可書についての件について、街頭演説時における庁舎借用願の提出が必要となった経緯につきまして、私からお答えをさせていただきます。

始めに、議員ご指摘の昨年12月の階上町長選挙に係る事前説明会で説明がなかったことにつきましては、説明会終了後に一人の立候補予定者から役場駐車場での街頭演説の日程と開催に当たり、申請書などの提出が必要であるかとの問い合わせがあったことから、これまでの対応を確認し、今後の対応について検討したもので、事前説明会では説明がされなかったものでございます。

駐車場を含む庁舎敷地内における街頭演説等の実施につきましては、これまで、利用状況等を確認の上、口頭による申出・許可により対応をしていたものでございます。

しかしながら従来の運用方法では、使用直前の連絡によって利用希望が重なってしまう恐れがあったことや、街頭演説場所が普段は駐車場として使用されている場所のため、事前に使用場所の確保ができない場合があることなどの課題がございました。このためより適正かつ公平に施設管理を行う観点から、所定の申請書を提出していただき、書面で使用許可を行う運用へと見直したものでございます。

見直した点について、事前に立候補予定者の皆さまへの連絡がなされていなかったことにつきましては、街頭演説の連絡があった際に、ご説明することで対応できるものと考えていたもので、事前の説明不足で配慮に欠けた対応であったと考えてございます。

今回は、今後の運用を含めて周知を図る観点から、手続き上事後になった場合であっても、庁舎借用願の提出をお願いしたものでございます。本対応は、新たに制限を強化するものではなく、利用の可否を明確にするとともに、ブッキングの防止やトラブルの未然防止を図り、公平性・透明性を確保するための事務手続きの整理であります。今後におきましても、庁舎の適正な管理運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。〔副町長着席〕

○2番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2番、土橋美加佐君。

○2番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕

2番、土橋美加佐です。答弁、ありがとうございました。引き続き質問させていただきます。

津波避難計画では、避難対象地域の方が津波浸水想定区域に基づき、緊急避難場所へ移動後、長期化する場合はどのような体制になるのか。

またその連絡体制はどのようなになっているのか伺います。

2点目です。今回の投票入場券が新しく変わった理由について伺います。

今の現代社会は、スマホやタブレット、インターネットを使用し、情報を得ることが多いと感じます。私も携帯電話で情報を得ますが、広報はしかみが配布される前に階上のイベント情報などを得るときもしばしばあります。この誤差は大変大きいものと感じています。

令和7年12月での入場券が変更となっておりますが、町民の方へどのように周知していたのか。

また広報はしかみや防災無線を使用しての投票の周知方法は、このままでいいのかを伺います。〔土橋議員着席〕

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山総務課長兼選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山圭一君） はい。

〔総務課長兼選挙管理委員会事務局長起立〕

それでは、始めに、防災関係につきまして、総務課長として答弁をさせていただきます。

緊急避難場所へ移動後、長期化した場合の体制および連絡体制についてお答えいたします。階上町地域防災計画および津波避難計画では、避難の原則は徒歩としておりますが、緊急避難場所への移動に時間を要する場合や、自力での避難が困難な場合には、車両による避難も可能としているところでございます。

一時的に避難した高台等の緊急避難場所への滞在が長期化した場合は、開設された指定避難所へ避難していただくこととなりますが、現地からの情報をもとに、移動が困難な方がいる場合は、災害対策本部で移動手段を検討し、人数によっては避難対象地域以外の消防団を派遣するなどして、移動支援を行うこととしております。

また集団での移動が必要と判断される場合には、災害時の支援協定を締結している町内バス関連事業所と集団移送について調整を行います。この場合の連絡体制についてですが、移送手段や移送開始時期については、現場を巡回する職員や消防団へ災害対策本部から情報伝達の指示を行い、避難されている方々へ直接お伝えすることを基本とし、併せて防災行政無線やほっとするメールなどで周知を図ることとしております。

また今後運用を予定しております階上町公式スーパーアプリを活用しての情報伝達も、一つの手段となるものと考えております。

避難に当たっては、各地区の自主防災組織や消防団と連携を密にしながら取り組むこととしております。

次に、選挙管理委員会事務局長として、選挙に関する土橋議員のご質問にお答えいたします。

入場券が新しく変わった理由についてですが、国の方針に基づき、全国全ての市町村で基幹的な業務システムを共通化する地方公共団体情報システムの標準化に伴うもので、本町におきましても、昨年9月1日から新システムへの切り替えを実施したことにより、選挙システムにおいても標準仕様へと変更になったものです。

また昨今の郵便料金の高騰という背景もあり、事務効率化とコストの抑制のため、従来の世帯2名分のはがきから標準仕様に準拠した4名分の連記式の圧着はがきへ様式を変更したものでございます。様式の変更の周知は、広報はしかみ11月号と町ホームページにおいて、投票所入場券が新しくなりましたという専用ページを11月10日から設けて周知に努めたところでございます。

次に、投票に関する周知方法についてですが、今回の階上町長選挙におきましては、広報はしかみ10月号から12月号までの3回掲載し、町ホームページでは10月10日から掲載し、長期間周知に努めたところです。また防災無線とほっとするメールでは、告示日から当日までのうち4日、投票を呼びかける放送と配信を行っております。投票当日には、広報車で町内を巡回し、投票の呼びかけを行ったところでございます。周知の方法につきましては、多様な方法で一定期間の周知に取り組んでおりますが、効果的な周知方法ができるよう情報収集に努め、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総務課長兼選挙管理委員会事務局長着席〕

○2番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2番、土橋美加佐君。

○2番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕

答弁ありがとうございました。

最後になるのですけれども、質問ではありませんが、東日本大震災も来週の3月11日が来るとはや15年の日が経ちます。あの大規模地震がいつ発生するか分かりません。そのためにも迅速な対応、体制を構築していかなければなりません。

また令和8年1月27日公示、2月8日投開票の衆議院選挙は、北国の地域、また日本海側の地域の方々にとって、とても大変な時期での選挙となりました。今回、階上町での投票率を見ますと、小選挙区では全体の投票率50.7%、比例区でも50.68%と階上町長選挙を上回っています。確かに女性初の総理大臣となって注目されていると思いますが、町長選挙においては別だと思えます。町民の方々の注目度が違うものと感じました。

また当選後の12月16日の報道紙による町長のコメントで、個人の捉え方にもよると思うのですけれども、次点となった候補者との差はあまり気にしていないと記載されていました。確かに249票という差がついていますが、投票率からいうと2504票は過半数に満たしていないものと思えます。

投票率を伸ばす点で一つ加えたいと思いますが、期日前投票に行った方は、割引などのサービスを受けられる施設を増やす方法もあると思えますし、他市町村でも取り入れています。今後検討していただきたいと思えます。

2期目の町政運営となると思いますが、町長が選挙時に掲げていた七つの公約はどのように進めていくのか。我々議会としても、また町民の方も注目しています。

令和8年度の新年度予算書を確認していますが、新規事業が少ないように感じました。私は議員になるときの公約として、階上町に住む子ども達が住み続けたい町。またUターン、Iターン、Jターンに力を注ぎ、そしてご高齢の方々が生き生きと生活できる環境を作っていきたいと思い立ち上がりました。大好きな階上町だからです。そのためには、まず病院の整備を早急に進めるべきではないでしょうか。社会複合施設を作ってはならないと言っていますが、もっとたくさんの町民の方の意見を取り入れてもいいのではないのでしょうか。

階上町議会も議会改革を進め、来年4月の統一地方選挙に向け活動を加速しなければならぬと思っています。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。〔土橋議員着席〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長起立〕

激励とも捉えられるご質問ありがとうございます。

質問の中に投票率、また投票数のお話がありました。任意でございますので、あくまでも個人的主観だと伺いますので、一人一人の1点、1票が大事だということをまずご理解いただければと思います。

そして議員に立候補する、議員を目指した志のもとに、UIJターンも含めた町の賑わいとございますが、これといった決定打はございません。一つ一つの施策を重ねて、そして効果が出るものと思っておりますので、これをやればということは全国的に見てもなかなか厳しいものと考えておりますので、鋭意、一つ一つの施策に取り組んでまいりたいと思っております。

さらには個別に病院の件、そして複合施設の件もございましたが、病院に關しましては民間の病院でございます。丁寧に進め、そして住民サービスの向上につながるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思いますし、複合施設に關しましても、確実に説明をしながら、しっかり努めてきているものと思っておりますので、深いご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。〔町長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で2番、土橋美加佐君の質問を終わります。

次に8番、大下修君の質問を許します。

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員登壇〕

皆さん、おはようございます。

8番、大下修です。よろしく申し上げます。

始めに、生活に直結する三つの政策を伺います。

当町の公共交通は、社会変化に伴う交通弱者への対応に有用ではありません。

防犯灯の更新費の町民負担、燃やせるごみ収集が通年週2回、回収されていないなど、生活に欠かせない基礎的行政サービスが遅滞しています。

始めに、交通弱者対策の乗合タクシー（デマンド交通システム）が全国的に導入されています。令和6年3月議会の一般質問では公共交通の重要性を理解しつつも他市町村の活用事例を踏まえ調査研究を継続したい、6月議会ではデマンド交通は既存のバス路線やタクシーとの競合を生じることから、地域全体の交通サービスの質が低下するリスクがあるために、現時点での実証運行の予定がないと答弁しています。

あれから2年が経過しました。乗合タクシーの調査研究とリスク分析の結果を伺います。

防犯灯のLED更新の全額町負担は、安心・安全な町民の生活の権利です。令和6年度から更新費の50%を補助していただくようになりましたが、高齢化が進み住民税非課税世帯が全世帯、6,000世帯の4分の1以上に増加している中で、町内会の負担は厳しいものがあります。

ほかの市町村と同じ町の全額支援をお願いしたいのですが、見解を伺います。

令和3年12月定例会で、議員の総意として議長から町長に燃やせるごみ収集日の週2回に戻すことの請願が提出されましたが、令和5年1月の町長からの結果報告は、匂いの原因は温度の高い季節、環境衛生と地球温暖化の影響を考慮し、1カ月延長の5月～9月まで実施で、請願の要望が達成されていません。夏場を除く7カ月間は、乳幼児・高齢介護世帯のオムツや生ごみ、四、五人世帯のごみ袋が1週間に2ないし4袋の保管など、悪臭や衛生面など生活環境が適切とはいえません。

燃やせるごみ週2回通年回収をお願いしたのですが、見解を伺います。

次に、人口減少と町づくり—その2について伺います。

私は、階上町は人口が経済・活力の根源、若者が社会を創る町でなければならないと思っています。町は人口減少を食い止める最大限の努力をするとともに、観光・働く場所の確保から、暮らし・生活環境に視点を置いた、住みたい、住み続けたいまちづくりへの転換が求められていると考えています。

住みたい、住み続けたいとは、基礎的な行政サービスの充実、遊び場を含む公園、部活を含めた子育て環境などを含む公共施設の充実、適度な商業施設と歴史文化、自然景観などがある町と考えます。

階上町は、歴史・文化があり、国立公園の階上岳と海岸の自然景観と安価な土地、八戸市内への通勤の利便性、無料の高速道路など有効な町経営資源を有

しています。町の政策次第で未来に夢や希望を持てるポテンシャルの高い町です。

町の人口は、年々減少幅が拡大し、町の目標人口を大きく下回り、国の人口問題研究所の推計値も下回る状況です。これ以上の若者の減少は、自主自立の住民自治が危ぶまれる状況です。町の将来像、あるべき姿、理念や施策の方向性が見えない町の政策、舵取りではと町の将来を憂っています。

1年前の令和7年4月現在の人口は12,467人です。地区別人口は、西部地区が全体の10%で高齢化率50%、東部地区が24%で高齢化率44%、中央部が66%で高齢化率32%の状況です。

三つの地区の人口構成と高齢化率に対する見解と今後の地域別の人口目標を伺います。

次に、現在の政策以外の新たな人口減少対策とまちづくりの方針、政策を伺います。

以上です。ご清聴ありがとうございました。〔大下議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の、生活に直結する三つの政策の件であります。一つ目の、デマンド交通システム導入に係る調査研究およびリスク分析につきましては、本町の公共交通に関しまして、令和6年3月および6月議会において、慎重に調査研究を進める旨をお答えしてきたところであります。

これまで、本町と生活環境が類似する青森県内17市町村および岩手県内16市町村の導入状況など、先行事例の情報収集を行ってまいりました。

本施策のメリットといたしましては、路線バスの廃止時の代替手段や交通空白地の解消による利便性向上が挙げられ、近年は運転手不足への対応策として導入する自治体が増加しております。運行形態につきましては、既存の路線バス等の交通網が維持されることを前提とした場合、利用者の自宅と町内主要拠点を結ぶハイブリッド型が本町に適している可能性があるものと考えております。

一方で既存の路線バスやタクシーとの競合による地域交通全体の収支悪化や、予約集中による配車システムの混乱、民間事業者への影響などの課題が各自治体で生じていることも確認しております。また移動距離の増加に伴う運行経費の増大や、利用者数が想定を下回った場合の恒常的な財政負担も大きなリスクであります。

現在本町では、スクールバスの代替機能も担うコミュニティバス等の既存交通網が一定程度機能していることから、直ちに導入する段階には至っていないものと認識しております。

今後は導入ありきではなく、既存路線の維持を最優先としながら将来的な路線廃止時等の転換期に備え、持続可能性を前提とした調査・研究を継続してまいります。

次に、2点目の、防犯灯修繕費助成事業につきましては、現在町内には2,265基の防犯灯が設置されており、町内会等ごとに設置基数に差がございます。いずれの町内会等におきましても、町内会等の中で協議をしていただき、自らが管理する財産として必要なところに効率よく設置をいただいている中で、防犯灯の維持管理費につきましては町内会等と協議をしながら、負担軽減等を進めてきているところでございます。

人口減少等による町内会等の負担軽減のため、防犯灯の電気料金につきましては、平成26年度から全額町が補助しているところでございます。

また平成23年度～平成30年度の7年間で、従来の蛍光灯式をLED式の照明に町の事業により交換しております。LED化の完了した防犯灯につきましては、町内会等で管理していただき、更新につきましては町内会等でお願いをしたいとしておりましたことから、積立などをしていただいた町内会等もございましたが、人口減少等の理由によりさらなる負担軽減が必要と考えたこと、また町内会等より要望があったことから、町内会等と協議を重ね、令和6年度から階上町防犯灯修繕費等補助金事業を開始し、防犯灯修繕費の2分の1の補助を実施しているところでございます。令和6年度の修繕につきましては、10の町内会等より18カ所の申請が上がっており、当初の修繕見込み数より少ない状況であります。

今後におきましても、修繕基数の状況を注視しながら継続して補助していくことが必要と考えており、町内会等の過度な負担とならないよう配慮し、協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の、燃やせるごみの通年週2回収集についてであります。最初に、本町の燃やせるごみに関する収集業務等の経過についてお話をしていた

だきますと、平成 25 年度の第 1 回まちづくり地区計画後期計画の中で、4 地区において夏場における燃やせるごみの週 2 回収集が要望されましたことから、平成 26 年度の廃棄物減量等検討委員会の中で検討を行い、平成 27 年度から夏場の 6 月～9 月の 4 カ月間について、燃やせるごみの週 2 回収集を実施することといたしました。

その後令和 3 年度に議会より提出されました請願を受けまして、ごみ集積所の排出量調査や収集委託事業者からの聞き取りなどをもとに、3 回の廃棄物減量等検討委員会で検討を行い、協議の結果、最終意見を踏まえ環境衛生および地球温暖化の影響を考慮し、燃やせるごみの週 2 回収集について、6 月～9 月までを 5 月～9 月までに変更し、令和 5 年度より実施しているところでございます。

本町のごみ収集業務に関する今後の取り組みについてお話させていただきますと、現在ごみ処理につきましては、1 市 2 町による一部事務組合での共同処理を行っておりますが、人口減少によるごみ排出量の減少や、ごみ処理施設の老朽化が進んでいることから、将来にわたって持続可能で安定的な廃棄物の処理を行うため、令和 18 年度末までに新たなごみ処理施設を整備する計画が進められているところでございます。

新たなごみ処理施設の整備につきましては、特定財源として国の循環型社会形成推進交付金を活用することとされており、交付要件の一つとして、令和 13 年度末までにプラスチックごみの分別収集とリサイクル事業を実施することが必須となっております。今後プラスチックごみの分別収集が増えることにより、ごみの収集計画について検討が必要となり、収集委託料や中間処理委託料等の検討も必要になると考えているところです。

このような新たな状況に対応していくため、令和 8 年度は令和 4 年 3 月に策定した階上町ごみ処理基本計画の見直しを検討しており、専門的な意見も取り入れていく予定としていることから、現在の廃棄物減量等検討委員会の定数を増やし、学識経験者等を加え組織する予定としております。

議員ご質問の、燃やせるごみの通年週 2 回収集につきましては、家庭から出るオムツや生ごみによる悪臭など、衛生面を考慮した生活環境の向上などといった課題が残っているということだと思いますので、全体的なごみ処理計画を検討する中で、そういった課題についても調査を進めながら、廃棄物減量等検討委員会で協議をしてまいりたいと考えております。

次に、二つ目の、人口減少と町づくりーその 2 の件であります。1 点目の三つの地区の人口構成および高齢化率に対する見解ならびに地域別の人口目

標につきましては、本町の人口構造は地域ごとに特徴が見られ、西部地区では高齢化率が 50%を超え、町内で最も高齢化が進行しております。これは自然減の進行や若年層の都市部流出など、全国の中山間地域に共通する社会構造の変化によるものと認識しており、重要な課題として受け止めているところでございます。

東部地区におきましても高齢化率は 44%に達しており、農水産業を基盤としてきた地域における後継者不足の影響が表れているものと考えております。

一方蒼前・赤保内の中央地区におきましては、生産年齢人口および年少人口の割合が比較的高い水準を維持しております。これは隣接する八戸市への通勤利便性や交通条件、これまでの計画的なインフラ整備ならびに民間による宅地開発の効果によるものと分析しているところであります。

次に、地域別の人口目標についてであります。現行の人口ビジョンにおいて、国の策定手引きに基づき国勢調査の人口を基礎とした町全体の目標を設定しており、地区ごとの数値目標は定めていないところであります。

しかしながら各地区の実情に応じた施策展開は重要であることから、次期人口ビジョンおよび総合戦略の策定におきまして、令和 7 年国勢調査結果や最新データを踏まえながら、必要な分析と調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、2 点目の、新たな人口減少対策とまちづくりの方針、政策についてであります。本町ではゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくりの基本理念のもと、多角的なまちづくりを推進するため、主に 3 つの取り組みを進めているところであります。

一つ目は、子育て支援の推進と定住促進であります。これまで、学校給食費およびこども医療費の無償化、0～2 歳児の保育料無償化、3～5 歳児の給食費助成など、子育て世帯の負担軽減に取り組んでまいりました。

さらに令和 7 年度から産後ケア事業および妊産婦交通費等助成事業を実施し、令和 8 年度からは乳児一般健康診査の助成回数を 2 回から 3 回へ拡充いたします。

またこども誰でも通園制度の導入および子育て短期支援事業を開始し、妊娠期から切れ目のない支援体制の構築を進めてまいります。

加えて若年層の転出による社会減への対応といたしまして、令和 7 年度から新築住宅支援制度を見直し、子育て世帯および若年夫婦世帯の住宅取得支援を強化し、本町への定住促進を図っているところでございます。

二つ目は、デジタル技術を活用した生活環境の向上であります。スマートフォンを活用した行政サービスといたしまして、階上町公式スーパーアプリを導入し、行政情報を手軽に確認できる環境を整備いたします。

併せて通知書等をスマートフォンで受け取ることができる郵送 DX アプリを導入し、マイナンバーカードによる本人確認のもと、安全な情報送受信を実現してまいります。これにより、町民の利便性向上と現代の社会生活に対応した行政サービスの提供を図ってまいりたいと考えております。

三つ目は、地域に根差した交流拠点の形成と魅力発信であります。社会教育複合施設につきましては、令和 8 年度に用地買収および管理運営計画の策定を進め、多世代が集う拠点づくりを具体化してまいります。

また今年 10 月に開催される第 80 回国民スポーツ大会の成功に向け、町民一体となった地域の魅力発信に取り組んでまいります。

人口減少対策は、短期間で成果が現れるものではありませんが、今後も施策効果の検証を行いながら、限られた財源の中で制度の最適化を図り、定住人口の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8 番、大下修です。よろしく申し上げます。また回答ありがとうございます。再度質問させていただきます。

町長から答弁がありましたけれども、まず私の心には、この 20 分間何も入ってこない。信念が感じられないです。やろうっていうのが。

それと今の政治にはスピードが求められています。何を町民のためにやるか。どうも、言い訳。何するの。やれない理由をただ並べてるだけ。やるために何をするかなの。町民が求めていること、町民のためになること、やらなきゃならない。そうしたら何をするかと。やれない理由を並べたって意味ないじゃん。それで時間だけが。私議員やって 10 年ももう過ぎたよ。何にも進んでないですよ、私、議員として公約したのが。非常に残念です。

それともう一点。防犯灯です。防犯灯は町がやらないから町民達が自ら金払って自らここに付けなければならないよって、自分達が道路で車にひかれない

ようにやらなければならないからやったのなの。本来、どこの市町村だって町がやってんですよ。階上だけだよ、電気料だって遅いしよ。階上だけでしょ、100%負担してないのは。ごみの回収もそうだし。本当に進まない、調査研究ばかりで、もう残念で仕方ないです。

まず今の答弁の中にあっただのが、コミュニティバスが機能しているっていうのがありました。機能しているっていうことはどういうことなの。そこに数字を見て、ちょっと示してください。

それと既存路線の転換期を引き続きまた調査していくと。転換期っていうのはいつのこと、どういう状況のことを転換っていうんですか。公共交通というのは本当に暮らしに関わる基本ですよ。今まで、皆さんも小松病院があったときには、それでも来てたわけですよ。なくなったら、もう乗ってる人いないですよ、残念ながら。唯一乗っているのは蒼前からここさ。私は8時から見てんだけど、ほか、何も乗ってないですよ。空バスですよ。空気運んでますよ。

ちょっとその辺も、よーく、1年間にすれば何万人ってなるよ、それは。だけでも、ちょっと違うんじゃないかなと、本当の交通弱者の方々、特に高齢者の方々、病院、みんな八戸へ通わなきゃならないのですよ。近い人は、うちもそうだけど、種市へ行ったり、そういうことをやってんですよ。もう少し町民のことを考えていただきたい。

この実証実験って、私がお願いしたんです、2年前。何で実証実験かといえれば、いろんなものを調査しなきゃならないわけ、全国でやってるわけですよ。でも、階上町にはノウハウがないからやってみて、まずいところは、ああ、ここだろうか、ここを改良していく。だったら、地域絞ってください。高齢化率の高い山手だけでもいいじゃないですか。浜手だけでもいいじゃないですか。中央区、ある程度揃ってるんだから。そこだけでもいいんじゃないですか。

その方々に1年間、こういうのをやってみますよと。良かったら乗ってください、便利だったら便利だって言ってください、駄目だったらどこが駄目だか言ってください。やって、ノウハウを蓄積していかなかったら。ごめんなさいね、今の役場みんなに委託料だよ、みんな外部にやって、給食センターも委託料、あれも委託料、指定管理者。役場のノウハウはどこさあるの。下水道も委託。よそに金ばらまいて、さっきのあれもそうだけど、選挙も委託だったじゃん、それで事故を起こしてるじゃん。委託された、優秀なところの会社を委託したんですよ。その方々が事故起こしてるじゃん。階上町は全然ノウハウが残らないですよ。技術、技能がもうどんどんなくなっていくと私は思います。

燃やせるごみについて。これ、請願ですよ、請願、議員から。

議会と理事者、町長は対等です。我々14人の議員は、町民から付託を受けて、町民から要望があったのを、これは必要だなと思って皆さん賛成して請願を出したんですよ。

だけども、我々よりも、何とか検討委員会。検討委員会の人数も今年3人ぐらい増やすような議案が提出されてる。どうして増やすのなんだか分かんないですけどもね。

請願について町長でも副町長でもいいです。請願の重みについて見解を伺います。どういうものなのか。我々よりもごみ処理検討委員会の方に重きを置いた通知を我々に出しているように私には思うんだけど、その見解をお願いします。

うちがスピードが遅いっていうのの中に、階上にインターができました。洋野町が階上インターに近いですよということで角の浜に団地を造りました。30戸すぐ売れて、100人の、首都圏からも含めて。それで、洋野町はもう一つ隣にまだ造るということをするそうです。明言しました。洋野町は。

階上町はうたってはいるよ、高速道路のインターを活用してまちづくりをしましょうと。いつやった。何があったのと私は思うんですよ。

いろんなのをやるじゃないですか。外部委託して、人口ビジョンだとか適正化立地だとか、1,000万、2,000万、金、その人達に委託してさ。自分達で作ったら良かべと私は思うけども。お金の使い方がちょっとと私は思います。今年の申請の中に町長の車も買うんでしょ。寺下の便所も直すんでしょ。それよりもっと大事なのがあるんでないの。町民の暮らし、考えていただきたいと思います。

時間がなくなるので質問します。

答弁の中に、令和7年に実施して、移住定住のお金を140万だったかな、増やすことにした。その中に居住誘導地域というのがあるんですよ。その人達には、なんぼだか余分にお金くれるという政策を、そんなことをやりましたと答弁してると思うんだけど、居住誘導地域を設けた理由、目的とメリット、デメリットをお聞かせください。

この居住地域、蒼前と耳ヶ吠と駅前。ここに、この人達が居住地域を設けて何人増えたの、なんぼ家が建ったの。ほとんど、そこでないところに建ててるよ、みんなして。だからメリットを聞きたいのと、あとそこに居住地域を設けて、何人住んだのか、何件家が建ったのか。成果を教えてください。

それと、交流拠点として社会複合施設、図書館等を造るということなんだけども、中身が見えないです。何を造るの、次に。大体の、何年後でもいいし、

何を造るんですか、どこに造るんですか、次に。複合施設を造った後に。22億だかなんぼだかかけて。そういうのが町民に見えるようにしないと。

あと私達も、ボンと来てさ、はい、ありますよ、はい、与党、多数決、可決。判断する要素ないもん、もう。議会は多数決ですから。町長と議会は対等ですけども、議会は多数決、賛成で、もうどんどんどんどん決まっています、物事が。

何をどこに次造るんですか。具体的に教えてください。どういふのを予定しているのか。教えてください。

それと、町民の声を聞きたいとか、町民の声を聞くということが大事だ。これ、私もそう思うんです。こういう施策を、都合のいいのはアンケートとりますよ、都合の悪いのはどんどん多数決で決めていきますよ。そうじゃなくてね。

丁寧に進めてるといふんだけどもさ、だったら町の人口ビジョンだとか適正化立地計画だとかをさ、町民の人達は、ここに住んだ方が、ここに住んでくださいっていふのを知らないです。

そういうのを、浜手地区、山手地区、中央区で、3地区でもいいからこういうふうなまちづくりをしたいという、町民が見えるようにやってください。それで町民に教えてよ。そうすれば町民が判断するんだから。だから投票率も上がらないんです、何やってんだか分かんねえんだもん、だって。いいや、今のでいかべって。私はそう思います。

今言ったことをお願いして。

あと、人口ビジョンは積み重ねていかなきゃならないと言ったんだけど、もし、私も提案しているんだけども、提案してくださいって言えばいっぱい出すよ。

私は、ふるさとほしかみ会というのがあるから、あれの若者版を作ってほしいと思ってるの。階上から就職で仙台とか東京へ行った人達と常にこっちの情報をやって、いやあ、来てみただけでも田舎さ帰りたいでや。職はんだどもないでやと。

だったら、そういう人達に情報をやってUターン、Jターンしてもらおうようにしてもらいたいし、子どもを増やすには、出生率50人しかないんだから、子どもを増やすんだったらまず結婚でしょ。その前にまず給料を上げなきゃなんないじゃん。フリーターばかり増えてさ。まあ、国の政策言ったってどうしようもないんだから。じゃあ、結婚祝い金くれたらいいじゃん。結婚したら、階上に住所あったら、階上に住むんだったら祝い金けたらいいべとかさ。

後始末じゃなくて、前にもう、片付けてしまうような、そういう仕事の仕方をしてね。本当にこのままだば、どんどん人口も減ってくし、人口が減ったら、見ろ、駅前見なさい。駅前じゃないですよあそこ。駅があるだけです。いろいろ言いましたけれども、その質問についてちょっとお答えください。以上です。〔大下議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、コミュニティバスが機能しているとする根拠、既存路線の転換期の考え方、ならびに地域限定の実証実験についてお答えいたします。

始めに、コミュニティバスが機能しているという根拠でございますが、本町のコミュニティバスは、児童生徒の通学、通院患者の移動、一般住民の生活交通を一体的に運行しており、スクールバス機能と生活交通機能を統合することで、限られた人員と財源の中で効率的に移動手段を確保しているものでございます。

令和6年度の年間延べ利用者数は2万6,056人、1日当たり平均88.6人でございます。人口減少の進行に伴い、利用者数は減少傾向にございますが、通学時間帯を中心に安定した輸送を確保していただいております。

また民間路線の廃止が進む中であっても、町内で日常生活を支える中心的な移動手段を維持し、ダイヤ制により経費を見通しながら広範囲をカバーしている状況でございます。

これらを総合的に勘案し、現時点においては一定の機能を果たしていると判断しているところでございます。

次に、既存路線の転換期についてでございますが、これは利用者の著しい減少や、運転手不足の深刻化、民間路線の廃止などにより、現在の運行体制の維持が現実的に困難となる状況を想定したものでございます。そのような事態に備え、必要に応じて迅速に再設計できるよう、引き続き調査研究を継続してまいりたいと考えております。

次に、特定地域での実証実験についてでございますが、実証実験は有効な検証手法の一つであるという認識しております。一方で財政負担や既存事業者と

の調整、実証後の継続性などを十分整理する必要があるがございます。地域を限定した施工も含め、費用対効果や持続可能性を見極めながら、慎重に研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○町民生活課長（上厚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、上町民生活課長。

○町民生活課長（上厚子君） はい。〔町民生活課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、防犯灯修繕費助成事業の件でございます。

議員ご質問の、ほかの市町村と一緒に全額補助の件についてでございますが、防犯灯の修繕に係る補助について近隣の自治体の取り組み状況を見ますと、修繕費の全額を町内会等が負担している場合や、また全額を自治体が負担している場合などがあり、当町と同様に町内会等と協議をしながら負担割合を決めて、両方で修繕費を負担しながら維持管理をしているというような自治体もある状況でございます。

防犯灯の修繕費補助につきましては、これまでの町と町内会等による協議の経緯がございますので、今後につきましても町内会等と相談をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。〔町民生活課長着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、小笠原建設課長。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、私から新築住宅補助金の関係についてお答えいたします。

始めに、居住誘導区域を設けた理由および目的についてでございます。

居住誘導区域は、都市再生特別措置法に基づく令和5年3月に策定した立地適正化計画の中で定めたものであり、将来の著しい人口減少下において、持続可能なまちづくりを進めるための都市政策の一つとして設定したものでございます。設定に当たりましては、人口集積があり、生活利便施設や公共交通の

利用権であり、将来的にも居住の維持が見込まれる一団地となる区域を対象として設定しております。

次に、メリットでございますが、第一に、人口減少下において公共サービスの維持につながる点でございます。人口が分散した状態では、道路や公共施設、公共交通などの維持にかかる管理コストが増大いたしますが、一定の区域に居住を誘導することで効率的なインフラ整備と行政サービスの提供が可能となります。

第二に地域活力の維持でございます。居住が一定程度集積することで、スーパーやコンビニエンスストアなどの店舗、郵便局、病院などの生活利便施設や医療機関および地域コミュニティの維持につながる効果が期待されます。

次に、デメリットとして考えられる点でございます。区域外にお住まいの皆様に対し、将来にわたる生活環境の維持について一定のご懸念を抱かせる可能性があることが課題の一つであると認識しております。

しかしながら区域外であっても、道路の管理や除雪など、これまで行っている基礎的な行政サービスを直ちに縮小するものではございません。一方で今後さらに著しい人口減少が進行した場合には、全てを従来どおり維持することが現実的に難しくなる可能性も想定されます。そのため、将来を見据えた持続可能なまちづくりの方策の一つとして、居住誘導区域を位置付けているものでございます。

次に、蒼前、耳ヶ吠、駅前の居住誘導区域3地区の人口増減についてでございます。

居住誘導区域内における人口動向として把握しておりますのは、令和5年度以降の新築補助金申請における移住者数でございます。**<質問の制限時間10分前を知らせる呼鈴>**町外からの移住者数は、蒼前地区が令和5年度32人、6年度23人、2月末の7年度14人、耳ヶ吠地区は5年度29人、6年度15人、2月末の7年度5人、駅前地区は5年度4人、6年度および2月末の7年度は0人となっております。過去5年間で申請件数が最も多かった令和5年度と比較いたしますと、議員ご指摘のとおり移住者数は減少傾向にございます。

次に新築件数の状況でございます。

蒼前地区は令和5年度16件、6年度15件、2月末の7年度5件、耳ヶ吠地区は5年度12件、6年度7件、2月末の7年度5件、駅前地区は5年度3件、6年度1件、7年度0件でございます。全体では5年度43件、6年度28件、7年度18件となっており、過去5年間で最大であった令和5年度と比較します

と、6年度は約4割減、7年度は補助金を最大110万円から140万円に増額したものの約半数程度まで減少してございます。

減少している要因としましては、住宅需要の伸び悩みが一因と考えられます。青森県の県全体の新設着工件数の統計データを見ましても、令和6年、7年は過去5年最大の令和3年に比較し、おおむね半数程度まで減少しており、本町においても同様の傾向が見られております。背景には、近年の木材価格や設備機器、人件費等の高騰による住宅建築費の上昇、物価高騰を見据えた前倒し需要の反動、さらには生活設計の不安から住宅取得を慎重に判断する世帯が増加していることが考えられます。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、中屋敷教育課長。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。私からは、複合施設の件についてお答えいたします。

○8番（大下修君） 経緯は聞いていない。拠点に何を作るかを聞いている。経緯は聞いてない。時間を無駄にしている。経緯なんていない。

○教育課長（中屋敷司君） 複合施設の件についてお答えいたします。

○8番（大下修君） 経緯聞いていない。時間もったいない。

○議長（長根岩夫君） 時間。

○8番（大下修君） 聞いてない、何も。拠点づくりで複合施設を造った後に何を造るのってきいてるの。複合施設について何も聞いてない。

○議長（長根岩夫君） ということは、今の件は質問要旨とは別なことか。内容は。

○8 番（大下修君） 2 回目のは質問要旨にはないです。

○議長（長根岩夫君） 質問要旨に関係することではないんですか。

○8 番（大下修君） まちづくりに関係します。

○議長（長根岩夫君） まちづくりに関係するもの。

○8 番（大下修君） はい。

○議長（長根岩夫君） まちづくりに関係するもの。そうすると、今言ってるのはこちらの教育に関する複合施設とは別ということですか。

○8 番（大下修君） そうそうそう、何も聞いてない。

○議長（長根岩夫君） ああ、そうか。それでは質問は省いていいですか。

○8 番（大下修君） いや。

○議長（長根岩夫君） 具体的にちよっともう一度、その質問の中身をお話してください。

○8 番（大下修君） じゃあ、もう関係なくして、質問だよね。

○議長（長根岩夫君） はい、短く、短く。

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、大下議員。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

聞いたのは、拠点を作るって言ったから複合施設だと思う。拠点に次、作るのは何ですかって言ってるの。どういうのを作るんですか。どこに作るんです

かというのを聞いている。耳ヶ吠地区に作るとは思うんだけど。何を作る、それを聞いています。

それと町民会議について答弁がないから。3回目の質問。町民会議でやるかやらないのか、どうなのか。それについての見解を伺います。

それと防犯灯の件について、町民生活課長が答弁したけども、町内会と協議ですよ。いろんな審議会だとか、いつも情報開示請求して見ているんだけど、どうも、言い方が理由が悪いかもしれない。息のかかった人達を集めて誘導して決定しているような気がします。さっき言った請願についても、というふうな気がしてる。気だけであればいいんですけども、そう見えないようにしていただきたいと思います。

そして最後に言います。町長はどんなものが作りたいの。一言言えるのであれば言ってください。何か目に見えるようなもので。

お願いします。以上です。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 時間の関係がありますので、質疑の途中で終わる可能性があります。

○8番（大下修君） はい。いいです。

○副町長（澤田充君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、澤田副町長。

○副町長（澤田充君） はい。〔副町長起立〕

先ほど大下議員から、議会の請願の重みについてというご質問がございましたので、その点について私からお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるように、町民に負託された議員の皆様が構成する議会から、議会で議決をされて出された請願については重いものであるというふうに考えてございます。

出された請願ですので、町としての対応を検討するために、減量等委員会において、審議、検討をしていただいたご意見を踏まえて、町長が判断をさせていただいているところでございます。

その判断した処理の結果と経過については、町長から当時の議長の方に、その結果について報告をさせていただいたものでございます。

以上でございます。〔副町長着席〕

○町長（荒谷憲明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲明君） はい。〔町長起立〕

はい。私からは、町民会議につきまして答弁させていただきます。

町民会議の、本来国でいう国民会議のようなものであるとするのであれば、一般的に関係大臣、そして党派を超えた超党派の議員が、民意を踏まえながら会議を開催し、方向性を確認し、また事項を決定し、ご理解、ご協力のもとに、事業を展開していくということであるものかなと考えております。

当町では、議会全員協議会また各種委員会を適宜に開催し、町民の皆様の意思を尊重しながら取り組みを進めてまいりました。引き続き議会を始め関係各位、そして町民の皆様に広報、ホームページなど、各種方法で丁寧に説明し確実に施策に取り組んでまいりました。

しかし一方では質問の中でございました、大下議員の言う町民会議の意図を鑑みれば、町民の皆様の多様な意見を把握し、町政に反映していく上で有効な手法の一つと認識しているところであります。

一方で町政における施策や事業は、その内容や影響の範囲、町民の皆様から幅広くご意見を伺う必要など、それぞれが異なるものとあります。このため町民会議の開催につきましては、全ての施策において一律に実施するものではなく、事業の性質や必要性を踏まえながら個別の事業ごとに開催の可否を判断し、適切に対応してまいりたいと考えております。またその検討状況や取り組みの内容につきましては、議会の皆様にも適宜ご報告申し上げながら、情報共有を図りつつ町政運営を進めてまいりたいと考えております。

次に、どういう町ということの質問でございました。いろいろな事業がございます。一つ一つ個別に進めていく中で持続的な繁栄のある階上町。そして住民の皆様が誰もが安心して暮らせる階上町。足元を見た確実に事業を展開し、ときにはスピード感も必要となるときもあると思いますが、不安を与えず確実に生活できる基盤を作っていく階上町。そして和をもって皆様とともに将来を見据え、〈質問の制限時間を知らせる呼鈴〉

○議長（長根岩夫君） 町長の答弁が終わるまで発言を許します。

○町長（荒谷憲明君） はい、ありがとうございます。

階上町を築いてまいります。その上で、議員の皆様また関係各位、そして住民の皆様からのニーズ、そして声を聞きながらしっかり先を捉え町政運営に努めてまいり所存でございますが、一つ一つ特化し後退することなく同時並行的に進めなければならないということもご理解いただいて、まちづくりに対する思いを述べさせていただきます。

以上でございます。〔町長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で8番、大下修君の質問を終わります。

次に5番、熊谷道雄君の質問を許します。

○5番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5番、熊谷道雄君。

○5番（熊谷道雄君） はい。〔熊谷議員登壇〕

5番、熊谷道雄です。質問の機会をお与えくださりましてありがとうございます。感謝申し上げます。

さてここ数年来ハラスメントというのが社会問題になってます。パワーハラスメントから始まってセクシャルハラスメント、数十種類あるんだそうです。最近フキハラという言葉を目にしました。何かなあと思ったら、不機嫌ハラスメントだそうです。要は、会社とか行って、上司なり同僚の人が不機嫌な顔しているとそれがハラスメントなんだそうです。ここまできちやうともう行きすぎってうか、もう言葉ありませんけども、そういう中で現実的に大きな問題となっているのがカスハラ問題です。

近年全国的にカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが深刻化しているとの報道をよく耳にします。暴言・威圧・過度な要求・長時間の拘束などにより、従業員が精神的負担を抱え、離職やメンタル不調につながるケースも報告されていることを受けて、厚生労働省は2022年2月にカスタマーハラスメント対策企業マニュアルを示し、2025年6月には労働施策の総合的な推進ならびに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部が改正され、今後カスタマーハラスメントを防止するために、必要な措置を講じるこ

とが事業主に義務化されることとなりました。また全国の自治体においても、カスタマーハラスメントへの対策に取り組む動きが見受けられます。

そこで本町におけるカスタマーハラスメント対策についてお伺いいたします。

まず1点目に、本町においても令和7年3月にカスタマーハラスメント対応ガイドラインを策定したと認識しておりますが、ガイドラインに基づいた具体的取り組み内容をお伺いします。

2点目に、本町でのカスタマーハラスメントに該当する事案の発生状況についてお伺いします。

また教育委員会における保護者等からのカスタマーハラスメント対策に関する取り組みと状況についてもお伺いします。

以上、2点お伺いして壇上での質問を終わります。ありがとうございます。

〔熊谷議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、ガイドラインに基づいた具体的取り組み内容についてであります。議員ご案内のとおり、本町では昨年3月に階上町カスタマーハラスメント対応ガイドラインを策定し、いわゆるカスハラ対策に取り組んできているところであります。

このガイドラインは、来庁者等からの過度な要求や暴言、長時間拘束などにより、職員の健康や業務の停滞に影響を及ぼすことをできるだけ回避するため、組織として画一的なルールに基づき職員が対応できるよう策定したものであります。具体的な予防対策の取り組みといたしましては、まず庁舎内にカスハラ防止に関するポスターなどの掲示や町ホームページへガイドラインを掲載することで、役場ではカスハラ対策に取り組んでいることを、広く町民の皆様からご理解をいただけるよう周知に取り組んでおります。

また事案発生に備え、警察OBを行政窓口支援専門員として配置し、警察官の経験を生かした現場対応を行っていただいております。

さらに昨年10月から役場庁舎において、電話の通話録音を開始いたしました。これにより、悪質なクレームの抑止効果および記録の保存を図るとともに、必要に応じて弁護士等に相談し、法的措置の実施を検討できる体制を整えております。

実際に事案が発生した場合の具体的な対策といたしましては、ガイドラインに基づいて電話や窓口対応ができるよう、統一的な手順を定めた職員向けの階上町カスタマーハラスメント対応マニュアルを策定し、昨年9月から運用を開始しております。このマニュアルでは、来庁者からの申し出に対する対応について進展がない場合は、対応の打ち切りを要請することや、一人で対応せずに組織的な対応に切り替えることとし、必要に応じて課長・グループリーダー間で情報共有し、対応を検討することとしております。その後もカスハラが続くようであれば、退去命令や警察要請、場合によっては法的措置などを講ずることとしております。

今年2月には全職員を対象にカスタマーハラスメント研修会を開催し、カスハラや不当要求行為について、職員一人一人が冷静かつ適切に対応するための心構えや、組織としての対応のあり方などについて理解を深めたところであり、職員のスキルアップにも取り組んでおります。

2点目の、カスハラに該当する事案の発生状況についてであります。カスハラに該当するかどうかについては、個別の状況に応じて様々な要素を総合的に判断する必要があり、ガイドラインでは次の2つの観点から判断することとしております。一つ目は、公共サービスの利用者等の要求内容に妥当性があるか。二つ目は、要求を実現するための手段や様態が社会通念上照らして相当な範囲か。以上の2点に該当するカスハラ行為として、本町で発生している言動としましては、電話または来庁して長時間の対応を職員に強いる行為や、大声、暴言で職員を責める行為などが主なものであります。そのほかにも同じ内容のクレームを繰り返す行為や、説明しても納得せず自己主張ばかりで話しが進まないなどの行為が発生しております。

また対応に苦慮する事案が増加しており、弁護士への相談件数も前年度に比べ増加している状況にあります。

町といたしましては、適正な住民サービスと職員の健康や健全な就業環境を維持するため、今後も組織一丸となってカスタマーハラスメント対策に取り組んでまいります。

なお教育委員会におけるカスタマーハラスメント対策についての件は、教育委員会が所管しておりますので、この後、教育長より答弁させます。

以上でございます。〔町長降壇〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、濱浦教育長。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。

近年学校現場におきましても、保護者等からの常識の範囲を超えた要求や言動、攻撃的な態度が教職員の心身に大きな負担を与え、結果として教育活動や学校運営に支障をきたす事案が全国的にも問題となっております。本町の小・中学校におきましても、カスタマーハラスメントいわゆるカスハラと認められる可能性のある事案が数件発生していることから、教員の長時間勤務の是正や働き方改革を進めるとともに、深刻化する教員不足の解消に向け、教職員が安心して教育に専念できる環境づくりが急務となっております。

教職員が安心して教育活動を行える環境を整備することは、子ども達の学びの保障に直結するものと考えており、学校現場においてもカスハラ対策が重要であるとの認識から、教育委員会では、保護者や地域住民からの過度な要求や威圧的な言動に対する適切な対応を講じております。

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、町部局において、昨年3月に階上町カスタマーハラスメント対応ガイドラインを策定したことを受け、6月に保護者の皆様に対し、学校現場においても同ガイドラインを準用することについて各学校を通じてお知らせしております。

また昨年8月に教育委員会において、教職員がカスハラ事案に直面した際の対応方針や手順を明確化するための学校におけるカスタマーハラスメント対応マニュアルを策定し、保護者の皆様に対し、本マニュアルの趣旨を通知するとともに、円滑な学校運営のためのご理解とご協力をお願いしております。

そのほかカスハラを含む複雑な事案に対応するため、県教育委員会から派遣されるスクールロイヤー、町で委託しているスクールソーシャルワーカーなどと連携を強化しており、今年度はスクールロイヤーから適宜支援を受け、事案が発生した場合の法的な観点からの指導や助言を提供していただき、教職員の精神的負担軽減と適切な事案対応に寄与されております。

さらに教員の働き方改革を進める観点から、昨年7月に町内の学校の電話機を留守番機能付き電話機へ切り替えを行っており、教職員が過剰な拘束を受け

る事態を防ぎつつ、適切なタイミングで必要な応答を行うことが可能となっております。

また12月には学校の安全対策として、防犯カメラの設置とICレコーダーの配備を全小・中学校に決定するなど、教職員の心理的、物理的な安全確保に向けた取り組みを進めており、万が一カスハラ事案が発生した場合には、速やかな問題解決が図られる仕組みを整えております。

今後も引き続き、教職員の就業環境を守るため、保護者や地域住民の皆様のご理解を得ながら、安心して教育活動を行える環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔教育長着席〕

○5番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5番、熊谷道雄君。

○5番（熊谷道雄君） はい。〔熊谷議員起立〕

はい、5番、熊谷道雄です。回答ありがとうございました。再質問でございます。

本町においても、カスタマーハラスメントが発生しているとのことですが、心配されることはカスハラを受けた職員だけでなく、それも見ている職員も非常に高いストレスを受けたのではないかと思います。そのような職員からのメンタルヘルス不調の相談や、報告体制は整備されているのかお伺いします。

また町内企業でもカスハラが問題化していると伺っておりますが、今後商工会や労働団体と連携した研修会を開催することも必要ではないかと考えます。今後の組織としての対策強化のお考えなどありましたらお伺いしたいと思います。

以上でございます。〔熊谷議員着席〕

○総務課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山総務課長。

○総務課長（西山圭一君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の、職員からの相談や報告体制の件につきましては、ガイドラインでは、職員就業環境および行政サービスにとって不利益を第1に考え、カスハラ行為が疑われる場合はすぐに上司に相談し、組織的に対応する体制としております。

またカスハラに限らず職場でのメンタルヘルス不調者への対応としては、年に1回全職員を対象にストレス検査を実施し、高ストレスを抱えていると判定された職員は、医師に相談できる体制を整備しております。

2点目の、今後の対策強化の件についてであります。まず議員ご提案の商工会や労働団体との連携した研修会の開催につきましては、業種や業務によって被害の形態は様々あるものと考えられることから、連携した研修会を効果的に開催できるかについて調査してまいりたいと考えております。

今後の対策強化としましては、発生事案を検証し、役場内での情報共有を行うことで発生の抑制を図ることや、職員研修を通じてカスハラへの対策法や精神面でのサポート方法を学び、組織で支え合う体制づくりに努めたいと考えております。

また事案が発生した場合は初期段階での対応方法が重要であることから、迅速に警察や弁護士へ相談できる体制の構築を図り、職員が不安を抱えずに事務に従事できるよう対策を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○5番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5番、熊谷道雄君。

○5番（熊谷道雄君） はい。〔熊谷議員起立〕

5番、熊谷道雄です。カスハラは職員個人の問題ではなく組織として対応すべき社会的な課題です。町民サービスの質を維持するためにも、職員が安心して働ける環境づくりは不可欠でございます。本町として、より実効性のある対策を進めていただくよう強く求めて質問を終わります。

ありがとうございました。〔熊谷議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で5番、熊谷道雄君の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎休会期間の決定

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月7日から3月10日までの4日間は休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月7日から3月10日までの4日間は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 次の会議は、3月11日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後0時4分）

令和 8 年第 1 回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和 8 年 3 月 11 日 (水曜日)

令和 8 年第 1 回階上町議会定例会

議事日程第 3 号

令和 8 年 3 月 11 日 午前 10 時 00 分 開議

日程第 1	議案第 1 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和 7 年度階上町一般会計補正予算）
日程第 2	議案第 2 号	階上町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 3	議案第 3 号	階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 4 号	階上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 5 号	階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 6 号	階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 7 号	階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 8 号	階上町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 9 号	階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 10 号	階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 11 号	階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 12 号	階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 13 号	階上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 14 号	階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 15 号	令和 7 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 16	議案第 16 号	令和 7 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 17	議案第 18 号	令和 7 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予 算 (第 2 号)
日程第 18	議案第 17 号	令和 7 年度階上町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 19	議案第 19 号	令和 7 年度階上町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第 20	議案第 25 号	公の施設の設置を認め、及びその施設を使用する ことについて
日程第 21	議案第 26 号	町道路線の認定及び廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (14 名)

1 番	磯 島 富 盛 君	2 番	土 橋 美 加 佐 君
3 番	渡 部 高 明 君	4 番	中 島 孝 一 君
5 番	熊 谷 道 雄 君	6 番	小 坂 正 年 君
7 番	下 沢 育 男 君	8 番	大 下 修 君
9 番	上 道 二 三 男 君	10 番	森 榮 吉 君
11 番	林 貢 君	12 番	百 目 木 和 俊 君
13 番	大 江 和 夫 君	14 番	長 根 岩 夫 君

欠席議員 (0 名)

説明のための出席者

町長	荒谷憲輝君	副町長	澤田充君
教育長	濱浦幸夫君	総務課長兼 選挙管理委員 会事務局長	西山圭一君
総合政策課長	平戸真澄君	税務課長	大谷地尚子君
町民生活課長	上厚子君	すこやか健康課長	平戸由紀子君
介護福祉課長	濱浦孝子君	産業振興課長	荒道真一君
建設課長	小笠原博文君	教育課長	中屋敷司君
会計管理者	古川明美君	代表監査委員	境栄治君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐京実君	庶務 G L	花生智紀君
総務課主事	小野大地君		

◎黙とう

○議長（長根岩夫君） おはようございます。

本日は、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から 15 年を迎えました。

この震災により、かけがえのない多くの尊い命が失われました。

この震災の犠牲となられた全ての方々のご冥福を祈り、これより黙とうを捧げたいと思います。

その場で起立お願いいたします。〔議場内一同起立〕

黙とう。（黙とう）

黙とうを終わります。

ありがとうございました。ご着席ください。〔議場内一同着席〕

◎開議の宣告

（開議 午前 10 時 00 分）

○議長（長根岩夫君） ただ今の出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、8 番、大下修君の発言を許します。

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8番、大下修です。よろしくお願いします。

議案第1号、補正予算ですけども、説明書の4ページをお願いします。

2款4項6目3節、この中に職員手当等の中に時間外勤務手当467万3,000円があります。この中に投票管理者報酬も含まれていると思います。投票管理者は有権者の中から選挙管理委員会によって選任されています。長年職員を選任しているようです。

それで質問です。いつから職員を選任しているのか伺います。

2点目は、投票管理者の役割を伺います。

3点目は、職員を選任した理由を伺います。

4点目は、職員の時間外手当の平均時給単価を伺います。

5番目は、この投票管理者は特別職公務員となりますので、費用弁償額があると思います。これの時給単価を伺います。

そして6番目ですけれども、12名の投票管理者の時給と職員の時給に乖離があります。この処理方法を伺います。

以上、6点よろしくお願いします。〔大下議員着席〕

○選挙管理委員会事務局長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西山圭一君） はい。

〔選挙管理委員会事務局長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

まず一つ目の、投票管理者に町職員をいつから選任しているかについてでございますが、古い選挙録などを見ますと、昭和42年1月29日の選挙から総務課長などの役職名での署名が確認できることから、この時代から役場職員が選任されていたものと考えます。

次に投票管理者の役割としましては、各投票所において、その選挙の投票に関する事務を統括して直接または間接的に行います。具体的には、投票用紙の

交付、代理投票の許容、選挙人の確認、投票録の作成、投票箱の開票管理者への送致、投票所の秩序維持などになります。

投票管理者に町職員を選任している理由につきましては、町職員は地方公務員として政治的中立性が法的に求められているため、選挙事務を公正に行う立場として適していると考えられること、また日頃から行政事務に従事しており、法令手続きに基づく業務に慣れていることや、過去の選挙での従事経験が蓄積されていることが多く、即戦力として配置しやすいといったことから職員を選任しております。

次に平均時給単価につきましては、専決予算計上の時間外勤務手当額を選挙事務従事者、従事予定職員数で割りますと、1人約2,800円となっております。

次に投票管理者の時給単価とのことですが、投票管理者報酬は日額報酬として1万4,500円支給されていますので、この日額報酬を投票管理者の従事時間13時間として割り返しますと時給単価は約1,115円となります。

投票管理者時給と職員の時給の乖離の処理方法については、投票管理者が職員として従事した場合の時間外勤務手当を計算し、その額から投票管理者報酬である1万4,500円を差し引いた額を時間外勤務手当として支給することで、投票事務に従事するほかの職員の時間外勤務手当との均衡を図るよう処理を行っております。

答弁は以上でございます。〔選挙管理委員会事務局長着席〕

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8番、大下修です。答弁ありがとうございます。

昭和42年から行っているということですが、本来この業務に就くべき方は誰でしょうか。伺います。一点目ですが、

それと乖離の処理を差っ引いてやってるということだけでも、具体的に。例えば、職員はタイムカードを押します。タイムカードを押して、多分時給単価が決まっていくと思うんですけども、どのように行っているのか。具体的に。例えば給与明細なのか。処理で。費用弁償として1万4,500円でしたっけ、もらって、いくらだっけ。2,800×13時間かな、十何時間かけて、その差額を引きましたというのをどういうふうに行っているのか。別な用紙があって、そう

やっているのかな。そういうふうにして、もうちょっと分かりやすく、具体的な事務処理の仕方をもう少し詳しく説明していただきたいというのが 2 点目です。

それと投票管理者っていうのは 12 名ですけども、階上町の投票所は 12 カ所あるということの理解でいいのか。期日前投票だとかそういうのも含めてなんですけども、投票場 12 カ所、ちょっと教えていただきたいと思います。

職員は、階上の町外からも来ていると思います。半分以上は多分八戸かどっか、町民の方は半分ぐらいしかいないんじゃないのかなあと私は思ってるんですけども、この要件はどうなっているんですか。有権者というふうな私は理解なんだけれども、八戸市民は有権者になるのかなあ。そこのところをちょっと説明していただきたいと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

○選挙管理委員会事務局長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西山圭一君） はい。

〔選挙管理委員会事務局長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

まず一点目の、投票管理者は誰がつくものかという質問ですけども、投票管理者は有権者の中から町の選挙管理委員会によって選出されるものという規定になっております。

手当の事務処理の仕方を、もう少し具体的にということでしたけども、選挙従事に当たっては、事前に時間外手当の申請を全員分しまして、それで従事時間を決めております。取るときに何時から何時までという時間外の命令を取ってございまして、実際に従事した時間が何時から何時までというふうな記入する用紙となっております。その用紙を確認した上で、時間外支給者が計算をして支給するというふうな流れになっております。

それから、投票管理者と投票所の数は同じかという質問ですけども、投票所 12 カ所になっております。全ての投票所の名前までというところは、資料を準備しておりませんでしたのでお答えできませんけど、12 カ所になります。

○8 番（大下修君） 八戸の市民が有権者になってもいいんですか、有権者として投票管理者になってもいいんですかということです。

○選挙管理委員会事務局長（西山圭一君） はい。国政選挙ですので、市町村構わず有権者となりますので、事務従事は可能となります。

以上になります。〔選挙管理委員会事務局長着席〕

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

ちょっとお詫びしなきゃなんないです。今もう 3 回目なんですけども、通告していたんですけども、今、3 節の部分だけで 12 節もあったんですけども、12 節はもう 1 回目として質問させていただきます。

そしてこちらの 3 節の方ですけども、本来、なり手が無いということで、何でもかんでも職員ということだけれども、なり手の方々も、例えば選挙管理委員会の委員長だとか 4 名いますよね。そのほかにも予備として 4 名いますよね。

きちっと、例えば、今、12 節の方で質問するんですけども、階上町でこの前投票で投票したことがある人であれば、経験していれば大体分かるんです、雰囲気というのは、どういうことか。だから投票管理者に私はなれると思っ
てます。町民の方で、役場の職員でなくても。

いろんなところで選挙の事故の報道が全国版にも出てきます。慣例でやってきました。今までのどおりやってきました。

その仕事の目的は何だったのか、何なのか、何かが変わったら変わった経緯はなんだったのかというのを。私こうやって今まで何回も質問しているんですけども、そういう目的だとかを理解しないで慣例だから、経験がこうだからって進めていくと必ず事故が起こるんです。

そののところ、例えば、建設関係の方だとよく分かると思うんですけども、危険予知活動というのがあります。

その確率っていうのは、ヒヤリハットというのが 300 回あると、ヒヤリハットっていうのは、いやあ、怪我するところだった。いやあ、ヒヤッとした。ハットとしたというのが。そうすると、28 回だか 29 回の確率でちっちゃな事故が起きるんです。手を切ったり指を切ったりというのが。それで 1 回の骨折だとか

大事故になるという確率を大学の学者の先生方がやって、多分、建設製造の方々だとかいうことはもう重々理解してる。これはホワイトカラーだって同じです。だから朝、ラジオ体操するし、気をつけることは何でしょうかっていうことでミーティングするんですよ、仕事の始まる前に。気を引き締める、緊張感を持つということですよ。

そういうことで、有権者、私も総務省の選挙管理委員会に聞きました。有権者数の捉え方は18歳以上であれば誰でもいいということを書いてました。講習の仕方については、後で電話しますからって。それから電話来ないんだけど。答弁できない。総務省の選挙を担当する方も。ちょっと名前忘れたけども。

だからそういうのがきちっと分からなければ、県から聞いてもらってやればいいことなんです、と私は思います。町民だってきちっとできます。何も職員でなければ何も駄目だということでないと思います。もう少し、職員でもいいです、緊張感を持ってやってもらいたいというのが。お願いして、3節については終わります。

これ通告してただけでも、ちょっと私も忘れてたので。3回目の質問として12節。同じ4ページです。選挙執行関連業務委託料について伺います。

これもいつから選挙執行関連業務委託を行っているのか伺います。

併せて理由も伺います。

新聞報道による、衆議院選挙の事故が起こった原因をどのように捉えているのか。

ともに、もう再質問ないんで、対策も伺います。

それと選挙執行関連業務委託料370万8,000円の内訳。人数だとか、人数は何人なのか、そのほか内訳を伺います。

それと再質問でしようと思ってましたけども、この前の一般質問で、ある方が投票率とかいろいろ質問してましたけども、期日前投票で多分、この委託料やってると思うんだけども、役場だけなのか、石鉢交流館も委託したのか伺います。

石鉢のあそこは、期日前投票を、職員の負担を軽減するというので、投票率を下げるためでねえのかなあとかって俺は思ったんだけども、減らしてますよね。戻ってないのかどうか、ちょっと確認しておきたいです。

それで今後も業務委託を継続するのか。また選挙があったら継続するのかどうかについてもお伺いしたいと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

○選挙管理委員会事務局長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西山圭一君） はい。

〔選挙管理委員会事務局長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

選挙執行関連業務委託の件でありますけども、大下議員のご質問の順番とは異なりますが、先に委託料の370万8,000円の事業の内訳についてご説明いたします。

選挙執行関連業務委託料は3事業となっております。

一つ目はポスター掲示場設置撤去委託料133万6,500円、二つ目に投票所入場券作成委託料32万6,755円、三つ目に選挙事務委託料204万3,800円となっております。

議員からのご質問は、三つ目の選挙事務委託はいつから行っているのか。また委託することとした理由についてのものだと理解してお答えいたします。

選挙事務委託は、昨年12月執行の階上町長選挙から行っております。

委託することとした理由につきましては、これまでのように特定の職員に長時間、事務従事を選挙当日以外に依頼することで、担当する通常業務への影響やそれに伴う残業の発生、また職員の健康への負担も軽減できるよう一部を外部委託することとしたものです。

選挙事務委託料の人員等の内訳は、投票事務従事者を期日前投票所に3人の配置とその人事管理を委託するもので、町役場は11日間、石鉢ふれあい交流館は8日間開設となりますので、人員管理が11日分、事務従事者が延べ57人分となります。

ご質問に専決予算に関するものではないものがありますけども、通告がありましたので、衆議院議員選挙の投票事務における管理執行上の問題となった事項について答弁させていただきます。

今回の事項は、最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を交付する際に誤った説明をしたというもので、選挙管理委員会では、委託先の職員に対し期日前投票に係る説明会を開催し、期日前投票対応マニュアルに沿って各係の事務従事内容を説明し、理解を得た上で事務をお任せしたところですが、事務従事者がマニュアルの説明文のとおり説明をしなかったもので、事務局からの説明を

よく理解していなかったことが原因と思われまゝす。事務局からもっと嚴重に注意点を説明すべきであつたのではないかなと考へております。

その後の対策としましては、マニュアルの説明文を机の上に貼り、それを読んで説明するという対策を取りました。今後このようなことが起きないように注意してまいりたいと考へております。

○8番（大下修君） 動議。動議の理由は、今。

○議長（長根岩夫君） 大下議員。

○8番（大下修君） はい。

○議長（長根岩夫君） 賛同者が1名、2名以上でないと動議は発生しません。

○8番（大下修君） 理由を今言います。理由に対して賛同があるかどうかを伺っていただきたい。

○議長（長根岩夫君） 動議についても、とにかく2名以上の賛成者がいないと動議とはなりません。

○8番（大下修君） 動議の理由を述べることはできないということですね。分かりました。

○議長（長根岩夫君） 動議の賛成者は2名以上です。以上です。

○8番（大下修君） 2名。

○議長（長根岩夫君） 続けて発言をしていいですか。

○8番（大下修君） 2名じゃないよ。

○議長（長根岩夫君） ですから2名以上です。

どうしますか。発言はやらしてもらっていいですか。

○8 番（大下修君） 進行してください。議事を整理してください。

○議長（長根岩夫君） では、続けてお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（西山圭一君）

はい。期日前投票所に関しましては、2カ所。先ほど説明したとおり、役場と石鉢ふれあい交流館になりますから事務委託に関しましては、今後、投票事務に関する管理執行上の問題というものが発生したものを受けまして、検証した上で継続するかしないかも含めて検討してまいりたいと思っております。

答弁は以上になります。〔選挙管理委員会事務局長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で8番、大下修君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第2号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第2、議案第2号 階上町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 2 号 階上町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 3、議案第 3 号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、8 番、大下修君の発言を許します。

○8 番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、8 番、大下修君。

○8 番(大下修君) はい。〔大下議員起立〕

8 番、大下修です。よろしく申し上げます。

議案第 3 号 階上町廃棄物減量等検討委員会の定数を 7 名から 10 名にする条例改正です。

1 点目ですけれども、定数を増員する理由を伺います。

2 点目ですけれども、メンバーの役職が、役職というのかな、有識者と商工業者与其他町長が認めた者の二つのようですが、どのような方を増員するのか伺います。

3点目ですけども、任期は2年ですが、現在のメンバー7名はそれぞれ何年業務を全うしてきたのか伺います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○町民生活課長（上厚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、上町民生活課長。

○町民生活課長（上厚子君） はい。〔町民生活課長起立〕

大下議員のご質問にお答えします。

1点目の、廃棄物減量等検討委員会の定数を7人以内から10人以内に改正をする理由についてでございますが、町の塵芥処理事業を取り巻く環境につきましては、老朽化した八戸清掃工場の更新整備計画が進められていることで、重要な転換期を迎えております。

新しいごみ処理施設の整備のために活用する交付金の要件となるプラスチックごみの分別収集の導入について検討が必要な時期となってまいりました。

またごみの減量化につきましても継続して町民と一緒に取り組む必要がございます。

さらに5月から10月の期間における燃やせるごみの週2回収集につきましては、令和5年度から実施し3年が経過しますが、生ごみやオムツから発生する悪臭の問題については、課題として残っているということですので解決に向けた検討を進めてまいる予定としております。

令和8年度は、令和4年3月に策定した階上町ごみ処理基本計画の中間年度となっておりますので、計画の見直しを予定していることから、様々な課題に対して検討委員会の委員を増員し、町のより良い方針を導き出し、計画に反映させていきたいと考えております。

2点目の、どのような方を増員するかについてでございますが、まず環境や循環型社会の形成等の分野において研究をしておられる学識経験者や、町内の有害ごみ回収協力店を加えた10人以内の構成で検討をしてまいりたいと考えております。

3点目の、これまでの委員7名の委嘱期間についてでございますが、商工業に関する方が1年8カ月、その他町長が認めたものにつきましては、1名が4年11カ月、2名の方が3年3カ月、3名の方が2年となっております。

説明は以上でございます。〔町民生活課長着席〕

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

答弁ありがとうございます。再度質問させていただきます。

必要性は理解できました。ただ3名でいいのかどうか、なぜ3名なのかがよく分かりませんでした。

それで、再度質問させていただきます。

町が、学識経験者とか町内の業者というお話もありました。この辺についてちょっと質問させていただきます。

町が認識している有識者の定義を教えてください。

それと2点目、廃棄物業者を有識者として選任するようですが、町内に廃棄物業者が何社あるのか伺います。

3名の内訳、学識経験者、減量を研究する方々だとかってということで、学識経験者とかって言ってましたけども、3名のそれぞれ何か見込みがあるようなことだったので、それぞれどういう学識経験があるのか、どういう有識者なのか。ちょっとその辺、具体的に教えていただきたいと思います。

それと廃棄物。先ほど言った3名増員することで今言われた転換期だとか減量化だとか、そういう検討の時期に来ているということ満たせるということの理由をもう一度、あれば説明してください。

それと廃棄物減量等検討委員会は、ごみ処理基本計画の協議に参加するのかどうかこれを伺います。

先ほど総務課長の答弁の中に、私ちょっと読ませていただきたいっていうのかな。議員の使命、この質問は予算に該当してないというふうなことをおっしゃっておられましたけれども、議員の使命というのがありまして、役場で行っているものの事務処理だとかそういったものを監視する、最終的な意思決定に参加することと、もう一つは、そういうことがあるんです。

予算のことだから予算以外聞いちゃいけないということではないと私は理解しているんだけども、そうなのであれば、次質問することだとかいろいろ。まあ、その他にも、議員の質問の制限は当町の場合、何回も私言っているんだけども、私もこれは質問しないでくれよだとか、そういうことが結構あるので。現在もそうだよ。これは質問してくれ、これは質問しないでくれということ

があるので、俺はそこに動議をかけたんだけども、議長の裁量で駄目だったから仕方ないんだけども。

それと廃棄物減量等検討委員会の、これ町長ですね。検討委員会の意見と議会の請願とどっちが大事なんだろうということです。これもちょっと聞いておきたいです。

議会というものは、請願を出したらそれで終わりではないです。私も議員の一人として残念で、質問しかさせてもらえないけども、年2回程度、その請願が、請願したことにきちっと答えてるか、答えてなければ何ですかと。この議員必携を読むと、年2回ほどそういうのを議会の方が理事者の方に要望していくべきということになってるんだけども、その辺は議会、委員の方々の意思なので、どうすることもできないですけども、そういったことを踏まえると、やっぱり質問するという事は、町を監査するという事の一環だと私は思っています。

よく国の方でも、予算のことを質問したらいいだろうと。当然そうだと思いますよ。ホルムズ海峡の封鎖のことを質問してとかってやっていますけども。

ただ一環だから。ということで質問の制限というものは、いかななものかと。そうであればきちっと理由が明確であると思います。解釈の仕方だと思いますけれども、事務処理もきちっと監査するのが議員の役目だと思っています。そのところは後で議論させていただきたいと思います。予算のことだから予算以外の質問をしちゃいけないということをおっしゃったので、つい、私も動議を出したんだけども。いかななものかと思っています。

以上です。〔大下議員着席〕

○町民生活課長（上厚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、上町民生活課長。

○町民生活課長（上厚子君） はい。〔町民生活課長起立〕

大下議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、学識経験者に対する町の認識ということでございますけれども、学識経験者は特定の分野において高度な知識や豊富な経験を持つ専門家というふうに認識しておりますもので、先ほどご説明しました環境や循環型社会の形成等の分野において、研究をしておられる学識経験者ということで考えております。

また2点目のご質問の、町内の有害ごみ回収協力店につきましては、町内4カ所ございますので、その4カ所の中から1業者の方をお願いをしてみたいと考えております。

3点目のご質問で、以上の方々の構成で町の計画および課題の方を解決していけるかという質問でございますけれども、10人の構成は、集積所の維持管理にご協力いただいている方や、該当地区の住民の方々にお願いし、またそこに学識経験者1名、有害ごみ回収協力店の1社の10人以内で、課題の検討や計画の改定をしてみたいと考えております。

4点目の、この構成される検討委員会の中で協議した結果が計画に反映していくのかという点についてでございますけれども、検討委員会の中で協議をした内容、結果の方を改定、反映させていただきたいと考えております。

以上でございます。〔町民生活課長着席〕

○8番（大下修君） 基本計画に参画って言いましたか。参画するということは指名するってこと。ごみ処理基本計画。

○町民生活課長（上厚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、上町民生活課長。

○町民生活課長（上厚子君） はい。〔町民生活課長起立〕

令和8年度に改定予定となっております、階上町ごみ処理基本計画の改定に参画をするというふうな予定で考えております。

以上でございます。〔町民生活課長着席〕

○8番（大下修君） どちらが重いのか。先生と請願の重さ、検討委員会が重いのか請願が重いのか。町長の判断を仰ぎたいです。

○町民生活課長（上厚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、上町民生活課長。

○町民生活課長（上厚子君） はい。〔町民生活課長起立〕

大下議員のご質問にお答えいたします。

階上町廃棄物減量等検討委員会は、町の附属機関として設置されており、担任する事項については、廃棄物に関する重要事項についての調査および審議となっております。

検討委員会において審議をした結果につきましては、町に報告をいただき、町の方針決定の参考としているところであり、町の方針が決定した際には議会に報告をしているところでございます。

以上でございます。〔町民生活課長着席〕

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8番、大下です。どうもありがとうございます。よく分かんない件があったんですけども、まあ致し方ないと思います。

もう1回確認するけども、もう3回目で終わりなんだけども、専門家の方は、学識経験者という方は、2名っていうことなのかな。もし具体的におっしゃっていただければ、例えばそういう資格を持っている方、大学の先生だとかそういった方ですか。有識者なのか町長が認めた者なのか。

その中でどういった方々、もう質問3回目になったので、ちょっと分かるように。私はこういうものに、もう審議会だとか検討委員会だとかっていうのには、利害関係のない人を入れるべきだと思っているんですけども、今までの審議委員会だとかそういうものの検討結果を見ていると、そういうものに利害関係のない人を入れるべきだと私は思っているんですけども、そこを、その学識経験者2名なのかどうか。そういった資格を持っている人なのか。大学の先生なら、そういうのに詳しい大学の先生なのかなんだけども。

4社あるのかな、4社の中の1社の方をっていうことで、さっき言ったとおり、どうもこの利害関係者を入れるというのは、森林関係でもそうだけども、そっちに誘導して行っている。そっちに、利権がっていう言い方はちょっと失礼だけども、そういうふうになっただけ。そういう方は、利害関係者を入れるべきじゃないと思っているんですけども。

利害関係者を入れる理由。学識経験者では不足だということなのかな。不足だから、例えば、現場に詳しい方だとか、そういう答弁するのか分からないけども、そこをもう1回お願いします。

あとは、請願よりも検討委員会の方がいいということの理解でいいということですね。

以上で質問を終わります。〔大下議員着席〕

○町民生活課長（上厚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、上町民生活課長。

○町民生活課長（上厚子君） はい。〔町民生活課長起立〕

大下議員の再質問にお答えいたします。

まず学識経験者についてですけれども、今予定しているのは1名の方をお願いしたいと思っております、ご承認いただけるのであれば大学の先生で環境や循環型社会の研究等をされている方をお願いしたいと考えております。

また町内の有害ごみ回収協力店4社の中からの1社につきましては、こちらにつきましてもご承認いただける方をお願いしてまいりたいと考えております。

そのほかのメンバーにつきましては、西部地区、中央地区、東部地区の各地区において、集積所の維持管理にご協力いただいている方や、あとは該当地区の住民の方をお願いしたいと思っております、利害関係者というような認識はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。〔町民生活課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で8番、大下修君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 4、議案第 4 号 階上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 4 号 階上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 5、議案第 5 号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 5 号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 6、議案第 6 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 6 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 7、議案第 7 号 階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 7 号 階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 8、議案第 8 号 階上町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 8 号 階上町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 9、議案第 9 号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。**(質疑なしの声あり)**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。**(討論なしの声あり)**

討論なしと認めます。

これより議案第 9 号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 10、議案第 10 号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 10 号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 11、議案第 11 号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 11 号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 12、議案第 12 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、8 番、大下修君の発言を許します。

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8 番、大下修です。よろしく申し上げます。

議案第 12 号、この件について簡単に要約してご説明をお願いします。

また初年度のインパクトについても伺います。

以上です。〔大下議員起立〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸すこやか健康課長。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の、本案の概要についてご説明いたします。

本条例改正は、国が進める子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国民健康保険税の課税区分に新たに子ども・子育て支援金分を追加し、税率等を改正するものでございます。

子ども・子育て支援金制度は、令和 8 年度より国民健康保険税を始めとする各医療保険制度の保険料と合わせて支援金を徴収する仕組みとなり、本町におきましては、青森県が示す市町村標準保険料率を参考に、所得割率 0.3%、均等割額 1,300 円、平等割額 800 円、18 歳以上均等割額 60 円と定めるものでご

ございます。なお被保険者の負担増とならないよう、医療分の税率等を引き下げる改正も併せて行うものでございます。

次に2点目の、初年度のインパクトについてでございます。

子ども・子育て支援金制度の創設により、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度等の事業が展開されることとなり、子どもや子育て世帯を社会全体で支え合う基盤が構築され、全国的に少子化対策がより一層推進されるものと認識しております。一方で全世代から支援金を拠出していただくことにより全国的には保険料負担が増える可能性がございますが、本町におきましては、国民健康保険財政調整基金を活用して、医療分の税率を減額調整することにより、令和8年度の国民健康保険税はおおむね本年度と同程度の負担水準となるよう改正しているところでございます。このため初年度における被保険者の実質的な負担増は、ほぼ生じない見込みでございます。

説明は以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

町民の国民健康保険に加入している方の負担が生じないという答弁で、大変ありがたい施策ということですが、国民健康保険も基金をコツコツと貯めてきて、じゃあ、それから、いくら初年度分として、町民の負担がない分で、何十万なのか、そんなに多くはないと思うけども、何百万はないと思うけれども、どれぐらい基金を活用して対応するのかをお伺いします。

以上です。〔大下議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸すこやか健康課長。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

初年度、令和8年度の当初予算には、県の仮算定結果をもとに子ども・子育て支援納付金の額776万3,000円を計上しております。本年2月末の本算定結

果の県通知によりますと、884万8,168円と増額されておりましたが、この納付金を次年度納めることとなりまして、この額を基金から充てていくというふうに考えております。

説明は以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

答弁ありがとうございます。

結構な額なんだなあということで、基金も何年かすると再興しなきゃならないのかなあと思っております。やはり町民の税金です。これに限ったことではないけども、大事に使っていただくことが大切かと思えます。

それでもう1点。日本の国民負担率っていうのはもう40何%で、相当の負担率です。そして格差、我が町も格差は広がっております。富める者と富めない者の格差は、私は広がっていると認識しております。町民の非課税世帯、4分の1を超えてきております。そういったことを含めると。

それで、当町の場合、税金以外に、社会福祉協議会だとかいろんな募金があります。中学校の後援会の、これ本当に教育委員会がやればいいのに、違う方に教育委員会はお金使って、そういうのも、私集金に行くと、いやあ、ごめんなさいねって。来たのかあってね。いやあ、大変だなっていう声をよく聞きます。だからいいんだよって、いらないよって言ってるけども。

そういったものだとか、何回もやっているけども、防犯灯だとか、そういうのも。負担っていうのは結構あるんですよ。町内会の会費も出さなきゃならないと。税金だけではないので。

そして今回の子育て世帯の支援でしょ。やっぱり3億6,000万、6年度の決算であるんだな。

そういうことで、すこやか健康課がこういう税の使い方、貯金を取り崩してということやっていただいたことには、大変感謝します。

やっぱりそういった想像力を持って、予見性を持って、施策は進めていって、やっぱり負担と恩恵の最大公約数はどこにあるだろうと。そういうのを見つけてやっていくのが本来の施策だと私は思っています。今後ともそういう、今回のような施策を進めていくことを希望して質問を終わります。

以上です。〔大下議員着席〕

- 議長（長根岩夫君） 以上で8番、大下修君の質疑を終わります。
以上で通告による質疑は終わりました。
ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）
討論なしと認めます。
これより議案第12号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第13号議題、質疑、討論、採決

- 議長（長根岩夫君） 日程第13、議案第13号 階上町火入れに関する条例
の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）
討論なしと認めます。
これより議案第13号 階上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の
制定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 14、議案第 14 号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 14 号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 15、議案第 15 号 令和 7 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、7 番、下沢育男君の発言を許します。

○7 番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、下沢育男君。

○7番（下沢育男君） はい。〔下沢議員起立〕

7番、下沢育男です。私の方から1点お願いいたします。

令和7年度の補正予算の説明書の8ページになります。2款2項1目18節ですけれども、定額減税不足額給付金についてです。

これに関しましては、令和7年6月の補正で承認されましたけれども、この執行状況の詳細について説明をお願いしたいと思います。

以上です。〔下沢議員着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、大谷地税務課長。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、下沢議員のご質問にお答えいたします。

定額減税不足額給付金は、令和6年分の所得税および定額減税の実績額が確定したのち、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給したものであり、主に令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方や、子どもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加した方等が対象になります。

執行状況の詳細についてですが、令和7年7月下旬に対象者の方に通知をし、8月1日から申請受付の開始、受付締切日を10月31日とし、最終振り込み日11月21日には全ての振り込みが終了しております。なおマイナンバーカードに公金受け取り口座を登録している方については、8月29日に一斉振り込みをしております。

給付対象者は1,325名、給付対象額は4,296万円、給付申請者は1,299名、給付額は4,243万円で、申請率98.04%でございます。

説明は以上でございます。〔税務課長着席〕

○7番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、下沢育男君。

○7番（下沢育男君） はい。〔下沢議員起立〕

7番、下沢育男です。どうも説明ありがとうございました。

この事業につきましては、国の100%、10割の交付金ということで、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金ということで交付されたと思っておりますが、先ほど、対象者は5年度の所得に比べ6年度所得が減少した方、また扶養親族等が6年度中に増加した方ということで1,325名。これにつきましては、ちょっと多いのか少ないのか私も判断はできませんが、大変ありがとうございました。

また現在もこの物価高騰等により、地域振興券1人当たり1万5,000円を発行していただいております。これも併せてありがとうございました。

今後とも、今も大変、戦争というのは他国でもまた起きてるようですけども、階上町民もまた物価高騰で苦しんでる方がございましたら、こういう事業等、あるいはその他、また考えていただいて、ご協力をしていただければと思います。大変ありがとうございます。

以上で質問を終わります。〔下沢議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で7番、下沢育男君の質疑を終わります。

次に6番、小坂正年君の発言を許します。

○6番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6番、小坂正年君。

○6番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

6番、小坂正年です。

私からは、令和7年度一般会計補正予算に関する説明書の8ページ、2款8項4目、移住・定住新築住宅支援事業費ですが、この減額がマイナス1,190万となっています。その理由をお伺いしたいと思います。

そしてまた町外の方を町内に呼んでくるというのが一番ベストだと思いますので、その辺のPRの仕方をどのようにしているのかをお伺いしたいと思います。

そして2点目ですけども、令和7年度一般会計補正予算、同じく説明書の12ページ、8款2項1目。こちらの方の工事請負費がマイナス1,242万となっています。減額となった理由と予定していた工事が全て完成したのかをお伺いしたいと思います。

以上2点、よろしくお願いをいたします。〔小坂議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、小笠原建設課長。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。

始めに、移住・定住新築住宅支援事業費1,190万円を減額した理由についてでございます。

本事業につきましては令和7年度当初予算において、申請件数40件を見込んで予算計上しておりましたが、今年度の申請見込みは21件程度となる見込みでございます。このため当初見込んでいた件数に対して実績件数が下回ることから、事業費1,190万円を減額するものでございます。

次にPR方法および町外の方への周知についてでございます。

本制度につきましては、これまで町広報紙やホームページなどにより周知を行ってきたところでございます。今後につきましては、ホームページ等による情報発信に加え、町内外の住宅事業者や不動産事業者に対する情報提供を引き続き行うとともに、住宅取得を検討している方へ本制度を紹介していただくなど、事業者と連携した周知を一層強化してまいります。

こうした取り組みにより、町外からの移住希望者への情報発信の充実を図り、移住・定住の促進と人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に道路維持費、耳ヶ吠一寺下線他舗装補修工事1,242万円を減額した理由についてでございます。

本工事につきましては、国の交付金であります社会資本整備総合交付金を活用して、実施している事業でございます。当該交付金の補助率は53.5%でございますが、要望額に対する令和7年度の内示率は63.3%と低く、当初、当初予算で予定していた事業量を確保できない状況となったことから、事業料を減額するものでございます。なおこのような内示率の低い状況は、近年継続している状況でございます。

また予定しておりました工事につきましては、内示額に応じて施工区間を調整して実施しており、当初予定していた全ての工事を実施できている状況ではございません。

このことから、令和 8 年度からは県においても推奨しております緊急自然災害防止対策事業へ切り替えることを予定しております。この事業は自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方公共団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取り組みを支援する制度であり、事業期間は令和 12 年度までとなっております。

財政措置といたしましては、起債充当率 100%、交付税措置 70%となっており、令和 7 年度の内示率も 100%となっていることから、起債償還にかかる費用を含めましても交付金事業より財政的に有利な制度となっております。

また本事業は、放置すると地域の生活に影響が生じる恐れのある町道であれば対象となることから、これまで交付金の対象とならなかった町単独事業についても実施することが可能となります。

今後はこの制度を活用しながら計画的に舗装補修や側溝整備等を進め、安全安心な道路環境の維持に努めてまいります。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○6 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6 番、小坂正年君。

○6 番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

6 番、小坂正年です。ご回答ありがとうございました。

まず最初の移住・定住新築住宅支援事業ですけれども、できればいろいろな PR の形を考えて、町外の方を階上町に呼び込むというふうな施策を考えていただければと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

そしてまた 2 問目の道路維持費の件ですけれども、いろいろ今、補助費の関係を考えてというふうな形があるみたいですが、階上町の場合まだまだ、やはり道路の未整備、そしてまた手をかけなければならない部分というのが多いと思います。その辺を十分見て、一番いい方法で進めていってもらえればと思いますので、その辺をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。〔小坂議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 6 番、小坂正年君の質疑を終わります。

次に 5 番、熊谷道雄君の発言を許します。

○5番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5番、熊谷道雄君。

○5番（熊谷道雄君） はい。〔熊谷議員起立〕

5番、熊谷道雄です。

私の方からは、同じく説明書の13ページでございます。10款1項8目、石鉢小学校の改修事業でございます。

金額的にも非常に大きな金額ではありますが、私もちよくちよく小学校を訪問しておりますけれども、あそこの学校、いろいろ増築とかあって、あの学校の中、迷路みたいになってて。あと、老朽化もあって、全体的に学校の中、薄暗い雰囲気、ちょっと子ども達、かわいそうだなって感じも日頃してました。

そして今回大きな補修の予算でございます。具体的にどんな感じの修繕というか、改修になるのか、その辺の概略をお知らせいただければと思います。

以上です。〔熊谷議員着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、中屋敷教育課長。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。

石鉢小学校改修事業について、当初予算では、校舎北棟1期工事、校舎南棟工事、体育館1期工事を計上していたものとなりますが、国の補正予算による前倒し事業により、校舎北棟1期工事、校舎南棟工事のほか、すでに採択となった体育館1期工事に加え、体育館2期工事についても採択となったことから、今回予算を追加補正したものとなり、また人件費や物価高騰の影響を受けて、総事業費が増加したものとなっております。

事業内容につきましては、校舎北棟については、施設の長寿命化を目的とした改修となり、校舎建物を全体的に改修するものとなります。具体的には、躯体の老朽化対策をはじめ、電気、水道、ガスなどのライフラインの更新、建物の内外装やトイレの改修、LED照明化等を行うものとなります。

次に校舎南棟ですが、増築により建築した年が比較的新しいことから、施設内部を大規模に改修するものとなり、トイレの改修を基本としますが、併せて各教室のLED照明化や、仮教室として使用する部屋のエアコンの設置等を行うものとなります。

最後に体育館となりますが、体育館の建て替えをするものとなり、構造は鉄骨造。建築規模や部屋割りなどは、これまでの体育館とほぼ同じものを新築するものとなります。

この結果、改修後は明るくて使いやすい学校施設になるのかなと思っております。

説明は以上です。〔教育課長着席〕

○5番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5番、熊谷道雄君。

○5番（熊谷道雄君） はい。〔熊谷議員起立〕

5番、熊谷道雄です。ご答弁ありがとうございました。

体育館は全く新しくなるということで、これも非常に楽しみですけれども、学校全体が、もうなんか、新しい感じで明るい感じになるというのが非常に楽しみです。ございまして、職員の方々、児童達も気持ち良い環境で、勉強できるっていうのは非常にこれ、いいことだなと思っております。

そういう設備的な問題以外のちょっとしたいろいろな問題もあるとは思いますが、その辺も払拭されていくことにつながるんじゃないかなと思って、非常に楽しみにしております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。〔熊谷議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で5番、熊谷道雄君の質疑を終わります。

次に8番、大下修君の発言を許します。

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8番、大下修です。よろしく申し上げます。

説明書の1ページです。歳入、22款、町債、3億3,750万円の補正額です。年度末、3月の定例会です。この定例会に3億3,750万円を借金して補正を提出する事業と理由を伺います。

令和7年度は残すところ20日もありません。承認されたとして、その事業の執行方法を伺います。

もう1点、2款1項1目、7ページをお願いします。3節、職員手当等時間外勤務手当290万7,000円です。この時間外の内容を伺います。

2点目として、令和7年度時間外勤務手当、総額と総時間数を伺います。

そして代休の取得時間と率を伺います。

以上です。〔大下議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、町債補正事業と執行方法についてお答えいたします。

まず歳入22款、町債の補正額3億3,750万円についてでございますが、主な内容は石鉢小学校改修事業に係る起債の追加でございます。

本事業につきましては、当初は体育館工事のみの採択でありましたが、その後国の補正予算を活用した前倒し事業として申請を行った結果、校舎北棟・南棟および体育館の追加工事が採択されたところでございます。この採択を受け必要な財源を確保するため、石鉢小学校改修事業債を追加計上するものでございます。なお町債全体の補正額が3億3,750万円となっておりますのは、当該追加分から他の事業の確定に伴う起債の減額分を差し引いた結果によるものでございます。

次に今年度残り期間における事業の執行方法についてでございますが、本年度内に工事を実施するものではなく、予算の繰り越し手続きを行い令和8年度に契約および工事を実施する予定としております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○総務課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山総務課長。

○総務課長（西山圭一君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

まず一つ目の、時間外の内容の件であります。今回の補正で時間外を増額する主な内容は、1点目として、令和7年12月8日に発生した震度6弱の地震および津波警報への対応、2点目として、青の煌めき国スポリハーサル大会に係る準備等の業務、3点目として、社会教育複合施設の事業認定に係る業務などの時間外が増加したことから現計予算では、今後不足が生じる見込みとなりましたので、今回補正額を計上したものです。

二つ目の、令和7年度の時間外勤務手当の総額と総時間外につきましては、今回の補正額を追加することで、総額は3,040万8,000円となります。

総時間は、現時点では推計値になりますが、約1万2,311時間と推計されます。

三つ目の、代休の取得時間と率については、イベント等による代休や週休日の振替等の取得日数は、現時点で355.5日になっております。これを時間に換算しますと約2,755時間になります。

次に率とのご質問ですが、時間外に勤務した時間のうち、代休等として勤務した割合を、時間外は総時間推計値と現時点での代休等時間換算値から算出しますと約18.2%となります。

答弁は以上でございます。〔総務課長着席〕

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

答弁ありがとうございます。再度質問させていただきます。

起債して行うということで、石鉢小学校の改修事業ですけれども、起債しなきゃならないということで、お金なのでいろいろ。

なぜ3月にやるのかがよく理解できませんでした。国の承認を得たからということですが、この起債の利率と1カ月の利息を伺います。

通告っていうか、今朝通告したんですけれども、文書ではないんですけども。

お金なので、やっぱり大事に使っていかなきゃならないと思うのでそれを伺います。

それと国の採択が決定したことだから追加工事に着手ということですがけれども、いつ採択されたのか伺います。

それと何で令和8年度に盛り込まないで、7年度に盛り込んで、繰り越しという手続きを行って。すっきりするのは8年度の予算に追加したらいいんじゃないのかなあと、一般的に思います。今日は何日かな。20日間ない中でこれを承認してくれということで、多数決だから承認されることなのであれですがけれども。その理由をちょっと明確に、分かりやすくお願いします。

それと4点目として令和7年度の決算に対する影響。どんな影響があるのか伺います。

それと時間数ですがけれども、これちょっと、何回も質問したりして、お願いしてるんだけど。令和4年か、確か。何年かちょっと曖昧ですがけれども。それまでは、決算で1,000万ってないんですよ。現町政から、ぐーっと上がってるんですよ。令和5年2,000万、6年3,000万。職員を採用するだとか、いろんな方法があるかと思うんだよね。

これぐーっと聞いてて足すと、代休消化率2,755時間、そうするとなんぼになんだべ、という。

これでいいと思ってるの。何回も対策だとかいろいろ聞いているけども、全然対策になってないから。どんどん、そして何回も言うようなんですけども、いやあ、大変だから。さっき言った投票時間も減らす。職員は大変だから。はい、委託料、この計画も委託料、はい、500万、はい、2000万、はい、なんぼ。とんでもない額ですよ。委託料の額、指定管理者もひっくるめて。

階上町はどこにノウハウが残るの。私は本当に心配してます。この対策、どういうふうにするのか、採用するのか、採用していくのか、どうやって役場の生産性を上げるのか、人材育成をどう考えているのか。

多様な人材を、私は雇用すべきだと思っているんだけども、そういったことなどをもっと真剣にやらないと。黙ってたら4,000万にも5,000万にもなるよ。本当に、真剣に考えてくださいよ、職員の方々も。血税ですよ。忙しいかもしれませんが。どうやって生産性を向上させるか。いろんな方法があると思うけども、もう言葉でしか聞いてない。何も。採用しますとか。

労働環境どうなっているのか。セクハラ、パワハラ、カスタマーハラスメント。そっちはやりますって。いや、本当に職員を守ることは大事です。そこに税金を使うのも致し方ないのかなとも思います。けども、町民の大事な税金

なんです。どうやって仕事を効率化するか。そういったことを考えてやっていただきたい。対策を伺います。

以上です。〔大下議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、起債の利率と1カ月当たりの利息、国の採択時期、新年度当初予算に計上しない理由、令和7年度決算への影響についてお答えいたします。

まず1点目の、起債の利率と1カ月当たりの利息についてでございますが、本事業の起債率につきましては年1.2%を前提に試算しております。

令和7年度借り入れ予定の約2億820万円を例にいたしますと、年間利息は約146万6,000円となり、1カ月当たりでは約12万2,000円程度を見込んでおります。なおこれは現時点での試算であり、実際の借入額や金利により変動するものでございます。

次に2点目の、国の採択時期についてでございますが、校舎北棟および南棟につきましては令和7年12月23日、体育館二期分につきましては令和8年2月24日に国の採択決定を受けたものでございます。

次に3点目の、新年度当初予算に計上しない理由についてでございますが、今回の財源は年度後半に国の採択決定になされたことから、国の財源を確実に確保するためには、採択年度である令和7年度の予算として計上する必要があり、今回3月補正で対応しているものでございます。なお国の前倒し事業につきましては、当該年度で予算計上を行った上で、繰り越し手続きにより翌年度に事業を実施することが制度上の取り扱いとなっております。

最後に4点目の、令和7年度決算への影響についてでございますが、今回の予算につきましては、令和7年度に実施した体育館第1期分を除き、翌年度へ繰り越しし事業を実施する予定としております。このため令和7年度中における実際の支出は発生せず、決算の実質的な収支に影響は生じない見込みでございます。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○副町長（澤田充君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、澤田副町長。

○副町長（澤田充君） はい。〔副町長起立〕

大下議員の職員の対策についてお答えをさせていただきます。

まず現状なんですけども、職員は通常業務のほか、各種行事や多種多様化する行政サービスに対応するため、職員一丸となりまして真摯に対応させていただいているところです。

それで現状職員数が類似団体と比較しまして、少ない状況で対応している現状にごさいまして、勤務時間内での業務が終わらないというふうなこともあったり。それで時間外勤務をせざるを得ない状況というふうになってございます。

町としても、状況を改善していかなければならないというふうには当然考えてございます。それで、職員の負担の軽減も図っていかなければならないというふうなことも考えてございます。

職員の健康面の負担も考慮しながら、適正な職員数となるように、採用を進めたいと考えているところではございますが、現状人口減少社会の中において応募する職員採用に当たって、応募する方の人数も減ってきている状況にごさいまして、なかなか適正な職員数に至っていないというのが現状でございますが、各種の多種多様化する行政サービスに対応するために、職員数の確保は必要だと思っておりますので、今後とも職員の採用に向けて、努力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。〔副町長着席〕

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

ありがとうございます。石鉢小学校の件は大変よく理解できました。致し方ないことかと思えます。

ただ何度も言うようで申し訳ないけども、起債だってこれは変動していくわけですよ。どんどんどん日本景気が良くなれば3%にもなっていくし、そうすると年間150万では済まなくなるんですよ。

そういうのも考えて、極力起債をどういうふうにしていくかというのを、やっぱり町経営なんですよ。

当然分かっていると思うけども、そういう会計制度を導入しなさいということで国もやってることなので、きちっと資産がなんぼあって、負債がなんぼあって、利息だとかそういうのはどうなのか、貸借対照だとかそういうのをちゃんと見てやっていかないと、この事業が良いのか悪いのか、個別の事業で。そういうのをしていかないと。

大事な税金です。生産性を上げていかなきゃならない、人材育成していかなきゃならないということを十分理解はされていることではと思うんですが、令和4年からこうなってきてるってきている。退職者も多い。そして募集してもなかなか人が集まらないだとか何とかって言うんだけども。

何人足りてないのかまず伺います。

そして考えようよ。想像力を働かせようよ。先ほどの選挙管理委員会もさ、階上町の町民はそんな、俺不足してないと思うよ。十分能力あると思うよ。その人達にやってもらおうよ。そういうふう想像力を働かして、どうなるかっていうのを見てやっていかないと、本当に大変だと思うよ。5年、6年、7年。次、8年でしょ。8年だって2,000万計上してたなあと思ったけども、もう何年経ったのかと思います。

まずそういうふうにして考えて。職員の健康、大事ですよ。ライフワークバランスでしたっけ、大事ですよ。やはりそういう人材を欠く。特に私が思うのは、山手地区の方でも、人減ってんだから役場に雇用したらいいじゃない。浜手地区でもいいと思うよ。人口減ってんだから。そういう方々に個別に回って歩いて声かけてもいいんじゃないですか。そういうふうにして雇用していきましょよ、町民を。と思います。

ぜひ、その辺、何名必要なのか分かんないですけども、ざっくばらんに。計算すれば出てくるんだらうけども。どう捉えているのか。その必要な人数というのを伺います。

以上です。以上で質問を終わります。〔大下議員着席〕

○副町長（澤田充君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、澤田副町長。

○副町長（澤田充君） はい。〔副町長起立〕

何人職員数が足りてないのかというご質問でございますが、今年度、令和7年度の4月1日現在、年度当初でございますけれども、定員管理計画に対しまして7名職員数が不足しているという状況でございます。

以上でございます。〔副町長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で8番、大下修君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第15号 令和7年度階上町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号、18号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） この際、日程第16、議案第16号 令和7年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件および日程第17、議案第18号 令和7年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第16号 令和7年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件および議案第18号 令和7年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第18、議案第17号 令和7年度階上町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。**(質疑なしの声あり)**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。**(討論なしの声あり)**

討論なしと認めます。

これより議案第17号 令和7年度階上町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 19、議案第 19 号 令和 7 年度階上町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 19 号 令和 7 年度階上町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 20、議案第 25 号 公の施設の設置を認め、及びその施設を使用することについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、8 番、大下修君の発言を許します。

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8番、大下修です。よろしく申し上げます。

この条例は八戸大野線の八戸市、階上町、軽米町、洋野町の住民の公共交通手段の確保を図るバス路線であると思います。今までの路線の概要と経費を伺います。

2点目ですけれども、この路線に乗車して階上町を通過する人数と階上町民の利用人数を伺います。

3点目、この路線の全体にかかる経費と階上町が負担する委託料金を伺います。

4点目、条例改正に伴う委託料金は町の予算のどの項目に含まれているのか伺います。

以上です。〔大下議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、これまでの路線の概要と経費についてでございますが、八戸大野線は、大野を起点として田代、こどもの国、中居林、吹上、中心街を經由し、ラピアを終点とする路線でございます。

経費につきましては、令和6年10月～令和7年9月までの1年間の実績で全体経費は2,494万8,000円となっております。

この経費から運賃収入等を差し引き、残りを4市町で案分し負担しており、本町の負担額はおおむね40万円～50万円程度で推移しているところでございます。

2点目の、本町を通過する人数と本町での利用人数についてでございますが、令和6年10月～令和7年9月までの1年間における本町内での乗降人数は1,682人となっております。また岩手県側の乗降人数から算出した本町を通過する人数は1,546人となっております。

3点目の、代替運行にかかる経費と本町の負担額についてでございますが、代替運行にかかる全体経費は1,208万円を見込んでおり、運賃収入や国の補助金を差し引いた残額を4市町で案分することとなっております。このことから、本町の負担額は55万円程度を見込んでいるところでございます。

4点目の、条例改正に伴う予算計上についてでございますが、当該路線は八戸市が公の施設として運行するものでありますことから、本町は委託料ではなく負担金として支出することになります。予算につきましては、2款7項3目18節に八戸大野線代替運行負担金として55万円を計上しているところでございます。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

答弁ありがとうございます。

総額で、広域で検討して総額の金額を下げるということで鋭意努力した結果の路線かと思えます。

その中で、どこもそうなんだけども、千五、六百人の乗車率、洋野町とかから来るということで。これを単純に300日でやると3分の1で1日5人です。何往復してるのか分かんないけども、そうすると乗ってない人がいるかもしれない。このバスをどういうバスにしたのか分かんないです。50人乗りが30になるのか分かんないけども。

だからそういう形で広域で助け合うということは大切です。私も理解できませんし、そういうことはやっぱり、自分だけが良ければいいというわけではないので、やっていくのは理解するしそうやっていただきたい。

ただ経費の削減はやっぱりしていかなくちゃならない。利便性との負担と恩恵とるところでは。そういうことはしていかなくちゃならないと思うから、これからもそういうのをきちっとやっていただきたいと思えます。

それで何で条例に質問するようになったか、ちょっと経緯を。

条例って面倒なんです、本当に理解するのに。だから読んで、どうで、今までの経緯だとかというのを調べて。

条例のこの一番の私は問題だと思ってるのは、旧大蛇小学校の財産、1億7,000万か6,000万か分かんないけども、これ無償譲渡。条例改正、もう見てなかった。説明したとは言うんだろうけども、心にちょっと、とまってなかった。そのことによって階上町の財産が1億7,000万。心配してるのは次小舟渡

小学校です。どうなるんだべと思って。ここも大体1億6,000万か7,000万あります。

そういうので、やっぱりきちっと条例も見ていかなくちやなんないし、明後日かな、誘致企業に固定資産税を、ありますよね。中身はこの前聞いたって答弁してくれない。我々の知る権利はどうなってんだらう。あなた方が決めてやったから信用しろ、はい、分かりました。5年間で多分700万ぐらいだと想像しているんだけど。これはちゃんと町民に知らせるべきです。それは企業のそういうことも大事ですけども。

そういうことで、条例についても階上町は開かれた議会と言いながら全協は公開されてません。だから全協でもいいので、もう少し条例改正についてどんな影響があるのかというのを、説明の方を、今回分かりやすい説明していただいたんですけども。それをお願いしたいと思います。そういった丁寧な説明を心掛けていただきたい。

そして我々議員としての議決だけじゃなくて、監視機能をきちっとしてやっていきたいと思ってますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で8番、大下修君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第25号 公の施設の設置を認め、及びその施設を使用することについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 21、議案第 26 号 町道路線の認定及び廃止についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 26 号 町道路線の認定及び廃止についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会期間の決定

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日は休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月12日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 次の会議は、3月13日午前10時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後0時2分）

令和 8 年第 1 回階上町議会定例会会議録

(第 4 号)

令和 8 年 3 月 13 日 (金曜日)

令和 8 年第 1 回階上町議会定例会

議事日程第 4 号

令和 8 年 3 月 13 日 午前 10 時 00 分 開議

- | | | |
|-------|----------------------|-------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 20 号 | 令和 8 年度階上町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第 21 号 | 令和 8 年度階上町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 23 号 | 令和 8 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 22 号 | 令和 8 年度階上町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 24 号 | 令和 8 年度階上町下水道事業会計予算 |
| 日程第 6 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (14 名)

- | | | | |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番 | 磯 島 富 盛 君 | 2 番 | 土 橋 美 加 佐 君 |
| 3 番 | 渡 部 高 明 君 | 4 番 | 中 島 孝 一 君 |
| 5 番 | 熊 谷 道 雄 君 | 6 番 | 小 坂 正 年 君 |
| 7 番 | 下 沢 育 男 君 | 8 番 | 大 下 修 君 |
| 9 番 | 上 道 二 三 男 君 | 10 番 | 森 榮 吉 君 |
| 11 番 | 林 貢 君 | 12 番 | 百 目 木 和 俊 君 |
| 13 番 | 大 江 和 夫 君 | 14 番 | 長 根 岩 夫 君 |

欠席議員 (0 名)

説明のための出席者

町長	荒谷憲輝君	副町長	澤田充君
教育長	濱浦幸夫君	総務課長	西山圭一君
総合政策課長	平戸真澄君	税務課長	大谷地尚子君
町民生活課長	上厚子君	すこやか健康課長	平戸由紀子君
介護福祉課長	濱浦孝子君	産業振興課長	荒道真一君
建設課長	小笠原博文君	教育課長	中屋敷司君
会計管理者	古川明美君	代表監査委員	境栄治君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐京実君	庶務 G L	花生智紀君
総務課主事	小野大地君		

◎開議の宣告

(開議 午前 10 時 00 分)

- 議長（長根岩夫君） ただ今の出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
-

◎議案第 20 号議題、質疑、討論、採決

- 議長（長根岩夫君） 日程第 1、議案第 20 号 令和 8 年度階上町一般会計
予算の件を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑の通告がありますので、2 番、土橋美加佐君の発言を許します。

- 2 番（土橋美加佐君） はい、議長。

- 議長（長根岩夫君） はい、2 番、土橋美加佐君。

- 2 番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕
2 番、土橋美加佐です。私の方から 5 点ほど、ちょっと質問させていただきます。
まず 1 点目ですけれども、一般会計の歳出、令和 8 年度階上町一般会計予算に
関する説明書 60 ページですけれども、10 款 1 項 3 目、学校財産管理費の中に
ある防犯カメラ 121 万 4,000 円と説明があるんですけども、どのような経緯で
設置することになったのか。また台数と設置する場所を伺いたいです。
もう一点です。令和 8 年度当初予算主要施策説明書 13 ページにある 2 款 1
項 4 目、公共施設照明 LED 化事業費です。今年度新規事業となっている事業で
あるんですけども、公共施設とはどの施設のことか明確に説明していただきたい。

また全員協議会では、10年間リース契約をし、10年後には譲渡されると説明がありました。10年後にも同じような金額がかかってくるのか伺いたいです。

また照明事業完了時期はいつになるのか伺いたいです。

もう一点です。同じく、当初予算主要施策説明書 56 ページにあります、10 款 1 項 3 目、スポットクーラー備品購入費。今年度新規で購入予定となっているんですけども、階上中学校、道仏中学校に設置するものと思われるんですけども、台数は何台購入する予定か。

またこれは生徒が使っても大丈夫なものなのか伺いたいです。

次に当初予算主要施策説明書の 56 ページ、10 款 1 項 4 目、部活動地域展開事業費に関する事です。今年度は中学校におけるバスケットボール部などの地域移行となる事業だと思っておりますけれども、昨年度は野球部の地域移行がなされクラブチームとなりました。昨年度事業費は 670 万 1,000 円、そして今年度は 1,258 万 6,000 円の事業費となっているんですけども、倍になっている理由。

また教職員の働き方改革にどれくらい効果が出ているのか、分かる範囲で伺いたいです。

最後にもう一点です。同じく主要施策説明書 59 ページ、10 款 5 項 1 目、町体育協会補助金です。一昨年度、昨年度と郡総合大会、県民大会でも町は好成績を残している体育協会であるんですけども、近年物価高で競技に使用する道具であったり、旅費が高騰しているんですけども、昨年度は 294 万円で事業費で充てているんですけども、今年度低くなった理由は何かを伺います。

以上です。〔土橋議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。

私からは、公共施設照明 LED 化事業につきましてお答えいたします。

まず 1 点目の、公共施設とはどの施設を指すのかについてでございますが、本事業の対象は、町が管理しております公共施設 40 施設でございます。具体的には、役場庁舎をはじめ消防団の各屯所、地区の集会所や公民館、さらには

小学校、中学校などの教育施設など、町民の皆様が日常的に利用される主な公共施設を対象としているものでございます。

次に2点目の、10年後にも同様の経費がかかるのか。また完了時期はいつかについてでございますが、本事業は初期費用を抑えながら一括してLED化を進めるため、10年間のリース方式により実施することを想定しております。このため10年間はリース料として一定の支払いが発生いたしますが、期間終了後は設備費用の支払いは完了することになります。

他自治体の事例では、リース期間終了後に照明設備の所有権が自治体へ無償譲渡される方式が多く、本町におきましても同様の方式を想定しているところでございます。そのため10年後に現在と同様のリース料が継続して発生するものではございません。ただしリース期間終了後につきましては、照明設備の維持管理や修繕が必要となった場合、その費用は町の負担となるものと考えております。なおリース期間中につきましては、メーカー保証等が付くことから大きな修繕費の発生は基本的に想定していないところでございます。

次に事業完了時期についてでございますが、本事業は年度内の完了を目標として進めていく考えでございます。ただし現在、全国的に新築需要の増加などの影響により、LED機器の供給に時間を要する可能性があるとの報告もございません。このため確実に機器を確保し、工期を守ることができる事業者を適正に選定することから、公募型プロポーザル方式も参考にしながら、現在事業者選定の方法について検討しているところでございます。

今後につきましては速やかな事業者選定と機器の早期確保に努め、年度内の完了を目指し、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、中屋敷教育課長。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。私からは、防犯カメラ、スポットクーラー、部活動地域展開事業費、町体育協会補助金についてお答えいたします。

それではまず始めに、防犯カメラにつきましては、先般熊谷議員の一般質問に教育長が答弁したところではございますけれども、近年全国的に学校現場におきまして、保護者等からの常識の範囲を超えた要求や言動、攻撃的な態度が

教職員の心身に大きな負担を与え、結果として教育活動や学校運営に支障をきたす事案となるカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが大きな問題となっております。

本町におきましても、カスハラと認められる可能性のある事案が散見されていることから、万が一カスハラと認定した場合には、速やかな問題解決が図られる仕組みが必要となり、教職員が安心して教育に専念できる環境づくりを整えるため、また各学校における日頃の児童生徒の安全対策、防犯対策の強化も含めて、町校長会と相談した結果、町内の小中学校に防犯カメラ設置と併せてICレコーダー配備を決定したものとなります。

議員ご質問の防犯カメラの設置台数と設置場所につきましては、各学校とも固定式カメラと移動式カメラがそれぞれ1台。設置場所は各学校長の判断にもよりますが、固定式カメラは原則校舎玄関に設置することとさせていただきます。

次にスポットクーラーについてでございますが、スポットクーラーにつきましては、近年の猛暑、酷暑が続いていることから、毎年取りまとめている各学校からの要望におきましても、現在エアコンが設置されていない特別教室にエアコンの設置を求める意見が多く出されており、教育委員会としましても、児童生徒の安全を考慮し、各学校の特別教室に設置するものとなります。スポットクーラーにつきましては、全小中学校の特別教室に2台ずつ計画的に設置することとし、令和8年度は中学校、9年度は小学校に設置する予定としております。議員ご案内のとおり、令和8年度におきましては、階上中学校および道仏中学校の10の特別教室に計20台を設置することとさせていただきます。

またスポットクーラーの取り扱いについてですが、スポットクーラー自体特に危険なものではございませんが、現在設置されているエアコンと同様、事故防止の観点から、原則教職員が操作することとさせていただきます。

続きまして、部活動地域展開事業費についてでございます。議員ご案内のとおり、昨年10月に中学校野球部が階上ベースボールクラブにクラブ移行し、令和8年度は男子バスケットボール部が階上クラブアンダー15にクラブ移行することが決定しております。

中学校部活動の地域展開につきましては、クラブ運営を町のスポーツ振興を担っております一般社団法人ライズはしかみに委託し、地域展開を図っていくこととしており、これまでの実施主体を中学校からライズはしかみとすることで、地域の指導者も同法人に所属することになります。そのため男子バスケットボール部のクラブ化に伴う地域指導者謝金が増えることになり、それに伴い事業費が増加したものとなっております。

また教職員の働き方改革にどのくらい効果が出ているのかとのご質問についてですが、今後クラブ活動に対し、学校は全く関与しないということではなく、当面は学校、ライズはしかみ、地域指導者が連携しながら実施していくこととしており、これまでの部活動顧問であった教員にも正式な手続きを経て兼業として指導のご協力をいただいているところでございます。

その上で、階上ベースボールクラブについては、部活動ではこれまで1校につき顧問教員2人で指導してきたところをクラブ化後は両校合わせて1チームとなり、教員を含む5人の指導者がシフトを組み指導しており、これまでの部活動指導と比較すると、顧問教員一人一人の時間的、精神的な負担は軽減されているものと考えております。

部活動の地域展開につきましては、今後ますます地域指導者の確保が必要となることから、教育委員会としましても、その確保に努めていくこととしていきますので、働き方改革による教職員負担軽減の効果は今後さらに表れてくるものと考えております。

最後に町体育協会補助金についてでございます。町体育協会におかれましては、令和6年、7年の県民スポーツ大会において、町の部で2年連続でサッカー一部が優勝、バスケットボールやバレーボールが3位に入賞するなど、各競技協会において好成績を収められており、また新郷村を主会場に開催された令和6年の三戸郡総合体育大会におきましては4競技で優勝し、村の部で優勝して以来49年ぶり、町の部としては初の総合優勝という輝かしい成績を収められております。この場で町体育協会の皆様には、日頃から町民に明るい話題を届けていただいておりますとともに、本町の体育振興にご協力いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

さて議員ご質問の町体育協会補助金が令和7年度当初予算から減額した理由についてですが、令和8年度は49年ぶりに青森県で開催されます第80回国民スポーツ大会の開催により、県民スポーツ大会と県民駅伝競走大会が休止になったため、例年それらの大会に係っていた事業費を減額したことによるものとなります。

説明は以上です。〔教育課長着席〕

○2番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2番、土橋美加佐君。

○2番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕

答弁ありがとうございます。引き続きちょっと質問させていただきます。

公共施設照明 LED 化事業費ですけれども、町の公共施設 40 施設あるんですけれども、特に私、希望したい早めにやってもらいたいの、学校の体育館を早急に LED 化していただきたいという点です。

昨日は階上中学校の卒業式、道仏中学校も卒業式だったと思うんですけれども、これからは小学校も卒業式、来月になると入学式が入ってくると思います。行事、やっぱり体育館をメインで使うと思うんですけれども、今の段階だと電気が消えてたりとか、ちょっと暗かったりとかで、もう少し華やかさを持たせたいなあというような気持ちがあります。

そのためまず始めに、学校の体育館の照明を早急に、この LED 化を優先的に進めていただきたいかなあと思っております。

それと防犯カメラの件ですけれども、固定式、可動式、移動式等あるんですけれども、今町では公園で遊べない子どもであったり、公園があってもその場でボールが使えないというような公園も出てきております。

そのため町の学校のグラウンドを開放していただいて、安全面を見る点でも、カメラをグラウンドの方に向けて、子ども達の安全面とかを見るとか、そういうような活用してもよろしいのではないかなあとは思っております。

質問は以上です。〔土橋議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、土橋委員のご質問にお答えいたします。

学校、特に体育館を優先的に進めてほしいとのご要望についてでございますが、学校施設につきましては、児童、生徒が日常的に利用する施設であるとともに、体育館は災害時には避難所として活用される重要な施設でありますことから、LED 化に当たりましても優先度の高い施設であると認識しているところでございます。このため工事の実施に当たりましては、学校施設、とりわけ体育館につきましては、可能な限り優先的に進めてまいりたいと考えております。

また工事の時期につきましては、授業や学校行事への影響をできるだけ少なくするため、夏休みなどの長期休業期間も考慮しながら、学校側と十分に調整をした上で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、中屋敷教育課長。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。

先ほどのカメラが設置されることによる学校のグラウンドの開放ということでしたが、こちらにつきましては管理をいただいている学校長とともに連携を図りながら、今後どうしていくかというところには、お話をしながら進めてまいりたいかなと思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上です。〔教育課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で2番、土橋美加佐君の質疑を終わります。

次に7番、下沢育男君の発言を許します。

○7番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、下沢育男君。

○7番（下沢育男君） はい。〔下沢議員起立〕

7番、下沢育男です。よろしく申し上げます。私の方からは二点ほど申し上げます。

まず1点目は、主要施策説明書19ページにあります2款8款3目、地域おこし協力隊活動事業費。これにつきましては、地域おこし協力隊事業につきまして、隊員の募集増加を図る観点から、これに関して令和8年度に拡充あるいは新たに予定している事業の概要と、その財源についてお伺いいたします。

2点目、主要施策説明書81ページ、元金返済額と借入額の推移表であります。この表の中で令和8年度約5億円の増額になっておりますが、内容の方を伺いたいと思います。

以上、二点お願いいたします。〔下沢議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、下沢議員のご質問にお答えいたします。

始めに地域おこし協力隊活動事業費につきまして、令和 8 年度に新たに予定している主な事業とその財源についてご説明申し上げます。

令和 8 年度は人材確保の間口を広げ、将来的な定住につながることを目的として、主に三つの新たな取り組みを予定しております。なおこれらの事業費につきましては、いずれも国の特別交付税措置の対象となる見込みであります。町の実質的な財政負担は生じないものと考えております。

1 点目は、企業受入型隊員の導入であります。この制度は町ではなく民間企業が協力隊員を雇用し、人材を育成する仕組みであり、受入業務委託料として 550 万円を計上しております。

2 点目は、協力隊インターン制度の導入であり、これは地域おこし協力隊を希望する方が着任前に一定期間地域での活動を体験する制度であり、ミスマッチの防止や新たな人材発掘につながるもので、業務委託料として 172 万円を計上しております。

3 点目は、起業・事業継承支援補助金の創設であり、これは隊員が任期期間中または任期終了後に起業や事業継承を行う際の経費を支援する制度であり、100 万円を計上しております。

町といたしましてはこれらの取り組みを通じて、関係人口の創出や移住者の拡大につなげるとともに、地域の担い手確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に令和 8 年度の借入額が前年度と比べて約 5 億円増加している理由についてでございますが、これは主に大型の公共施設整備事業を同じ年度に実施することによるものであります。

具体的には 1 点目として、石鉢小学校改修事業であります。老朽化した校舎などの改修を行い、児童の安全確保と教育環境の向上を図るものであり、財源として地方債を活用するものでございます。2 点目は、道仏集会所整備事業であります。老朽化した集会所の移転新築を行う事業であり、こちらにつきましても地方債を充当する予定としております。このように、複数の大型事業を同時期に実施することが令和 8 年度の借入額が増加している主な要因でございます。

町といたしましては、いずれも住民の安全確保や生活環境の向上に重要な事業であると認識しておりますが、今後の償還負担にも十分配慮しながら、国庫補助金など有利な財源を活用し、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○7番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、下沢育男君。

○7番（下沢育男君） はい。〔下沢議員起立〕

7番、下沢育男です。詳細につきまして、説明ありがとうございました。

再質問はございませんが、最後にお問い合わせですけれども、地域協力隊につきましては先ほど説明等ありました。成果目標は地域経済活性化の推進、また移住定住が目標であり、新たな事業として3点ほど追加になったということです。これらにつきまして、広報、SNS等で強く発信して、募集の方進めていただきたいと思います。

それからもう一点、借入額ですけれども、内容につきましては確認の意味もありましたので、承知いたしました。先ほど説明もありましたとおり、国庫補助金などを健全な運営に努めるということですので、今後、経済情勢があんまり良くないので、借入金の利息等も上がる場合もあるかもしれませんが、その辺も考慮して、補助金なり基金なりを活用して、健全運営に努めていただきたいと思います。

以上です。大変ありがとうございました。〔下沢議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で7番、下沢育男君の質疑を終わります。

次に3番、渡部高明君の発言を許します。

○3番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3番、渡部高明君。

○3番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

3番、渡部高明です。私からは四点ほど質問したいと思います。

まず1点目ですが、8年度当初予算主要施策説明書の12ページにあります2款1項1目、職員能力向上対策事業について伺います。

日頃より行政の適正で効率的な運営と創造的な施策形成には、職員の研修、とりわけ若手職員の研修は大切であると考えているものでございます。

そこで 160 万 6,000 円の研修予算で受講率 31%を目指すとのことですが、受講率 31%とはどういうことかお伺いします。

また令和 6 年度は 50%になっていましたが、下がってきたことの原因や職員研修の現状などの説明をお願いします。

次に同じく当初予算主要施策説明書 13 ページ、2 款 1 項 4 目にある公共施設等総合管理計画推進事業について伺います。

町の公共施設は町民からもよく目につくもので、利用者にとっては特に関心の高いものと考えます。

そこで 8 年度に新規事業として取り組む意味と成果目標を伺います。

またこの事業はコンサルタントへの外部委託だと思われませんが、558 万 7,000 円は適切な価格であるかお伺いしたいと思います。

3 点目です。同じく説明書 17 ページ、2 款 7 項 1 目にございます、ふるさと応援寄附金推進事業について伺います。

この事業に関わる成果と、今後ふるさと納税を階上町で増やすための予算として 780 万円は適正な価格かお伺いします。

最後に、同じく説明書 43 ページ、7 款 1 項 6 目、観光 PR 事業について伺います。

階上町は常々、観光資源の豊富な土地柄であると言われていたと思いますが、一連のこの事業に関わる成果と今後の具体的な計画についてお知らせいただきたいと思えます。

質問は以上です。〔渡部議員着席〕

○総務課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山総務課長。

○総務課長（西山圭一君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。私からは、職員能力向上対策事業の研修受講率の件になりますが、職員能力向上対策事業費は、職員人材育成基本方針に基づき、職員一人一人が目標を設定し、各種研修会等へ参加するための経費であります。

成果目標の研修受講率をこれまで 50%としておりましたが、近年はこの目標を下回る実績となっていることから、令和 7 年度の研修受講者、実人数の 31 人を令和 7 年 12 月末の総職員数 101 で割った数値の 31%を令和 8 年度の成果目標に設定したものです。職員が各種の研修を受講することで、業務対応力

の向上が図られ、行政職員として住民に質の高いサービスを提供できる人材となるものと考えております。

本町においては、主に青森県自治研修所で行われる新採用者研修をはじめ、主査・主幹研修や課長研修など職位ごとに実施される研修のほか、税務、財務事務などといった知識習得研修などへ積極的に参加できるよう予算措置を講じております。研修を受講しやすい環境づくりに努め、多くの職員から研修を受講していただけるよう働き掛けていきたいと考えております。

答弁は以上でございます。〔総務課長着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。私からは、公共施設等総合管理計画推進事業費およびふるさと応援寄附金推進事業費についてお答えいたします。

始めに、公共施設等総合管理計画推進事業費につきまして、まず新規事業として取り組む意味と、成果目標についてであります。本町の公共施設等総合管理計画は、平成29年度～令和8年度までの10年間を計画期間として策定しており、令和9年度以降の次期計画を新たに策定する必要があります。このためこれまで取り組んできた施設の長寿命化対策の進捗状況に加え、人口減少や物価高騰などの社会情勢の変化も踏まえ、計画全体の見直しを行う必要があることから、新規事業として計上したものでございます。

成果目標といたしましては、町が保有する公共施設の将来更新費用を整理し、将来の財政負担の軽減と平準化を図るとともに、施設の適正な配置と管理につなげていくこととでございます。

次に外部委託の必要性についてでございますが、本事業は558万7,000円を計上しており、そのうち計画見直しに係る委託料として550万円を見込んでいるところでございます。

町では、施設ごとの対応方針を示す個別施設計画と町の全体の公共施設の将来の在り方を示す公共施設等総合管理計画の二つの計画を策定しております。個別施設計画につきましては、施設の台帳や点検結果など既存の資料を基に整理できることから、職員が中心となって改訂作業を行う予定としております。一方公共施設等総合管理計画につきましては、町が保有する全ての公共施設を

対象に、老朽化状況や維持管理費の分析、さらには今後数十年先までの更新費用の推計などを行い、町全体の公共施設マネジメントの基本方針となる計画であります。

これまで将来更新費用の推計には国のシステムを活用しておりましたが、現在はそのサポートが終了しているため、改めて専門的な分析や推計を行う必要がございます。このような長期的な費用推計や分析につきましては、専門的な知識と客観的な視点が求められることから、専門的知見を有する事業者の支援を受けながら、計画を見直す必要があるものと判断したものでございます。

次にふるさと応援寄附金推進事業についてでございます。

まずこの事業成果についてであります。町のふるさと納税に係る寄附額は、令和3年度の約1,755万円をピークに一時減少しておりましたが、ポータルサイトの拡充などの取り組みにより、令和6年度は約1,316万円となり増加に転じているところでございます。

また返礼品を通じて町の特産品や地域資源を全国へ発信できているほか、町内事業者にとりましても商品のPRや販路拡大につながるなど、地域経済の波及効果もあるものと認識しております。

次に予算の適正性についてでございますが、ふるさと納税に係る主な経費は、返礼品代、ポータルサイト利用料、決済手数料、そして寄附者対応や事業者との調整を行う中間支援事業者への委託料であります。これらはインターネットを通じて寄附を受け付ける現在の仕組みを運用するために必要な経費であり、また中間支援事業者を活用することで、事務負担の軽減と専門的ノウハウの活用による事業推進を図るものであります。なおこれらの経費につきましては、総務省が定めている経費は寄附額の5割以下とする基準を遵守しており、適正な範囲で事業を実施しているところでございます。

今後につきましても返礼品の充実やポータルサイトの活用を通じてまちの魅力発信を強化し、寄附の増加につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○産業振興課長（荒道真一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒道産業振興課長。

○産業振興課長（荒道真一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

私からは、観光 PR 事業として一連のこの事業に係る成果と今後の具体的計画についてお答えいたします。

観光 PR 事業としましては、昨年東京上野公園で開催された青森人の祭典などへの参加を通じて、町の認知度向上を図るとともに、階上売り込み隊による巨木めぐりツアーやはしかみ YY クラブによるはしかみ岳横断ウォークの実施などを通じて、本町が誇る自然資源や観光体験の魅力を広く発信しております。

特に大きな成果といたしましては、本年 2 月に開催いたしました、はしかみエンタメフェスが挙げられます。これはクマ被害への懸念による、予定しておりました巨木めぐりツアー中止という課題に対し、冬期の新たな魅力創出として急遽実施したものでございます。当日は伝統芸能である田代えんぶりに加え、本町にゆかりのあるミュージシャンの皆様にも出演していただきました。これにより高齢層から若年層まで幅広い世代の来場が実現し、特産品の PR と併せ地域一丸となった盛り上がりを実現することができたと認識しております。

次に令和 8 年度の具体的計画についてですが、来年度につきましても既存のツアーやウォークなどを継続するとともに、はしかみエンタメフェスを当初計画から位置付け、さらに発展させていきたいと考えております。

具体的な工夫といたしましては、一つ目として引き続き町のゆかりのアーティストや団体に活躍の場を提供し、階上の人材活用をしていきたいと考えております。

二つ目として冬のイベントを定着させることで年間を通じて交流人口が途切れない仕組みを推進していきたいと考えております。

最後に三つ目でございますけれども、単なる継続ではなく実施時期やプログラムの充実を図り、満足度の高い観光体験を提供していきたいと考えております。

私からは以上になります。〔産業振興課長着席〕

○3 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3 番、渡部高明君。

○3 番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

大変丁寧なご答弁ありがとうございました。

まず 1 点目についてですが、再質問ではございませんが、職員の研修向上、これは階上町の行政運営にとって、とても大事なことと先ほども申し上げまし

たが考えております。それが引いては町民へのサービス向上につながるものだと考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

2点目の、公共施設等について。これは説明で了解いたしました。

3点目、少し再質問いたします。8年度、これから返礼品としてはどんなものを検討しているものかも伺いたいと思います。

昨日の地元の新聞記事でございますが、県内のある市がふるさと納税目標3億円を掲げ、返礼品充実等開発強化を図っていると掲載されてました。そのために、外部専門家の指導や付加価値の高い商品作りを進め、ふるさと納税による自主財源の確保、これを重要施策の一つとするということが記事としてありました。

階上町においてもこれらの検討が大変重要であると、自主財源の確保には重要であると考えますがいかがなものか。考えをお伺いしたいと思います。

最後に観光PR事業についてですが、今年冬の事業としてはしかみエンタメフェス、初めて開催した。この内容は先ほどの答弁でよく分かりました。こうしたイベントの周知は、現在ではSNSの活用、こちらが重要になると思われませんが、それらを取り組んでおるのであれば、それらの取り組みについても教えていただきたいと思います。

再質問は以上です。〔渡部議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

令和8年度に向けた新たな返礼品につきましては、町の農水産物や地域資源を生かした内容を中心に現在検討を進めているところでございます。

具体的には、町内の生産者が栽培している生ニンニクやしいたけ、きくらげなどの農産物につきましては、新たな返礼品として追加できないか関係する生産者の方と調整を進めているところでございます。

また物品だけでなく、体験型の返礼品の充実も検討しているところでございます。例えば海の資源を活用した遊漁船による釣り体験などにつきましても、交流人口の拡大にもつながる取り組みとして、関係事業者と協議を進めているところでございます。

町といたしましては、自主財源確保のため、今後も町内事業者と連携しながら、町ならではの魅力ある返礼品の開発に努め、寄附額の増加とともに、町の魅力発信につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○産業振興課長（荒道真一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒道産業振興課長。

○産業振興課長（荒道真一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、渡部議員の二回目のご質問にお答えいたします。

SNSの活用をどのように取り組んでいるのかというご質問ですけれども、まず当課としましては、毎日1件以上いろんな形でSNSの発信をしております。今後におきましても、先ほどご説明したとおり、地域の人材を軸とした魅力発信を今後も強化し、観光スポットの紹介や地元の飲食店等について、より発信を強化してまいりたいと考えております。

以上になります。〔産業振興課長着席〕

○3番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3番、渡部高明君。

○3番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

ご答弁ありがとうございました。今の答弁、再質問への答弁でよく分かりました。今後とも適正かつ有益な行政運営をお願いしたく、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。〔渡部議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で3番、渡部高明君の質疑を終わります。

次に6番、小坂正年君の発言を許します。

○6番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6番、小坂正年君。

○6番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

6番、小坂正年です。私からは、主要施策説明書19ページ、2款7項11目、道仏集会所整備事業についてお伺いをします。

これからの予定がどのようなになっているのか、細かい予定が決まっているのであればお伺いをしたいと思います。

また地域住民が使用できるのがいつからになるのか。

そしてまた完成後に避難所として使用できるのかをお伺いをしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。〔小坂議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。

道仏集会所整備事業の今後の予定につきましては、今年3月から実施設計および造成工事に着手し、令和9年8月頃の引き渡しを予定しているところであります。

主なスケジュールでございますが、まず実施設計につきましては、今年3月に入札・契約を行い、令和8年7月頃までに設計を取りまとめる予定としております。

次に造成工事につきましても同じく3月に入札・契約を行い、令和8年8月頃までの工期を予定しております。その後造成工事の完了に合わせて、建物の新築工事の入札を行い、令和8年9月議会において本契約の議決をいただいた後、工事に着手する予定でございます。

建物の新築工事につきましては、令和9年3月頃までの工期を予定しているところでございます。工事完了後は、令和9年4月～7月にかけて備品の整備や施設利用に関する条例の整備などの手続きを行う予定としております。

これらの準備を経て、地域住民の皆様にご利用いただける時期につきましては、令和9年8月頃からの利用開始を想定しているところでございます。

なおこの施設につきましては、地域の集会施設としての利用に加え、災害時には避難所としても活用していく予定としております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○6番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6番、小坂正年君。

○6番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

6番、小坂正年です。ご答弁ありがとうございました。

地域の皆さんが心待ちにしていることと思いますので、できれば1日でも早く使えるような予定を組んでいただければと思いますし、またいろんなところで避難所の問題が出てます。早めに完成をして避難所として使えるような形に持っていつてもらえればと思いますので、その辺はお願いして質問を終わらせていただきます。〔小坂議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で6番、小坂正年君の質疑を終わります。

次に1番、磯島富盛君の発言を許します。

○1番（磯島富盛君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1番、磯島富盛君。

○1番（磯島富盛君） はい。〔磯島議員起立〕

1番、磯島富盛でございます。一般会計予算51ページ、9款1項4目12節の施策に対して、防災無線施設更新整備基本策定委託料についてお伺いします。

事業内容と、また聞こえない世帯の対応はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。〔磯島議員着席〕

○総務課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山総務課長。

○総務課長（西山圭一君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、磯島議員のご質問にお答えいたします。

防災無線施設更新整備基本策定委託料の事業内容につきましては、現在本町の防災無線は、MCA無線という無線システムを使用して運用しておりますが、このMCA無線が令和11年5月にサービスを終了することが決定しております。そのためサービス終了前に防災無線施設の更新が必要となっております。

本町としましては、更新に当たって単なる機器の置き換えにとどめるのではなく、先を見据えた防災情報伝達の在り方を再構築する絶好の機会と捉えております。

再構築に当たっては、これまで住民の皆様から寄せられている、放送の音が大きすぎる、内容が聞き取りにくい、また聞こえないといった課題の改善に努めるところです。

またデジタル化が進む中での情報格差やランニングコストの抑制などを考慮した上で、本町に最適な防災無線施設整備に向けた基本設計を作成する事業であります。

答弁は以上でございます。〔総務課長着席〕

○1 番（磯島富盛君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1 番、磯島富盛君。

○1 番（磯島富盛君） はい。〔磯島議員起立〕

ご答弁ありがとうございました。

私も6年間、区長として100回以上防災無線の放送を行政区内で行ってまいりましたが、聞こえないそういう声が非常に多くて、今は新しいお家も密閉型のお家が多いので、本当に聞こえないお家が増えていると思います。その辺を役場の方でも検討なさって個別に機械を備えるか、もしくは携帯のSNSを利用なさるか、タブレットを利用なさるかいろいろお考えいただいて、非常時にも十分伝わるような方法をとっていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございます。〔磯島議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で1番、磯島富盛君の質疑を終わります。

次に8番、大下修君の発言を許します。

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8番、大下修です。よろしく申し上げます。一昨日の反省を踏まえて質問させていただきたいと思います。

故意か過失かよく分かりませんが、議案第3号の、これは例えです、議案第3号の減量廃棄物検討委員会の定数改正の3名をどのような方を増員するのかの問いに対して、質問3回目でやっと分かる答弁をしていただきました。1名の方は区長さんのようです。もう1名の方は会社の方のようです。そしてもう1名は大学の先生の方のようです。質問の時間に制限がありますので、適切な簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

なおこの件につきましては、条例改正の前に情報が漏れて、区長さんだとか会社の方に。根回しは必要だとは思いますが、お話が言っているようです。非常に残念だなあと考えております。

新聞もそうですけども、故意か過失か分かりませんが、当町の議会の会期を11日までと報道していました。残念です。

テレビや新聞も最近ではこれはプロパガンダというのかな、情報を誘導するんじゃないのかなというふうな形で、真の情報を自分で判断しなければならない。そういう時代になっていると私は思っております。

職員の方には、ぜひとも丁寧で簡潔な答弁をお願いします。また町長や副長にはマネジメントの方をよろしくお願い申し上げます。

それでは質問に入らせていただきますけども、昨日からこのようにタイマーが回って行って、私の質問が多分多いので、時間内に終われない。3回はどうかのかなあということで、職員の方には大変申し訳ないんですけども、絞って質問させていただきます。答弁を考えていた職員の方には後ほど答弁をいただいて、勉強させていただきたいと思っております。

それでは、質問させていただきます。主要施策の14ページ、2款1項4目、自動車ということで692万9,000円を計上しております。平成25年に購入し、12年経過した総務課の車を更新するとあります。この総務車の具体的な、この車の業務内容を伺います。金額からして町長の送迎用の車、そういう町長が乗る車ではないのかなあと思っております。

2点目、この更新する車の走行距離を伺います。

3点目、日本には車両検査という非常に優秀な制度があります。この検査をクリアできない状態なのか伺います。

次同じく主要施策説明書の18ページをお願いします。2款1項1目3節です。職員手当等時間外勤務手当2,000万円計上です。これは昨年も2,000万円計上し、補正を繰り返し、一昨日の補正で確認しましたがけれども7年度で3,000万円を超える時間外手当のようです。

以前からこの件についてはいろいろ申し上げてきました。令和4年度の決算では、1,000万円前後でした。令和5年度に2000万円をクリアすることにな

り、令和6年度で3000万円と、どんどんどんどん増えてきております。職員の採用は毎年実施しております。そして教育研修を先ほどにもありましたように、そういったことも行っているようでございます。

この時間外の時間、金額の目標値および対策を伺います。

次同じく説明書の18ページをお願いします。2款7項5目、誘致企業に固定資産税相当額を奨励金として補助する額が401万7,000円計上しています。多分2社以上かと思えますので、それぞれの固定資産税の内容、内訳を伺います。固定資産税は三つあるかと思えますので、土地と家屋と償却資産。これを三つ合わせて固定資産税と呼んでおりますので、その辺についてお伺いします。

次38ページをお願いします。6款2項5目、林業振興費761万9,000円の計上です。内容の説明をお願いします。それと成果を伺います。

この項目に入ると思われるんですけども、説明書では全く昨年と同じ文言でして、予算書の説明書の方を見ていくと、同じ6款2項5目、予算書の47ページにナラ枯れ被害対策に係るナラ林分布調査委託料439万3,000円が計上されておりました。この委託料の内訳を伺います。

これについてはちょっと主要施策の説明書の説明不足ではないのかなあということで、若干不信感を覚えます。

次主要施策42ページ、7款1項3目、階上岳東登山口公衆トイレ改修事業費2,445万1,000円。これは築何年経過したものなのか、改修する理由および事業の内容を伺います。

次に主要施策の54ページ、10款1項2目、地区アンケート調査委託料278万3,000円計上。中学校再編統合検討に係るアンケート調査をホームページ、広報紙、スマホ等を活用し、全町民を対象に実施するとあります。ホームページ、広報紙、スマホ等、それぞれのアンケート内容が同じかどうか伺います。

それと対象人数と予想される回答人数をどのように予想しているのか伺います。

2点目、前町長からの引き継ぎも含めて学校の統廃合を3校廃校にしました。今4校目を進めようとしています。学校は地域の宝、学校存続は地域の活力で重要な問題です。外部に委託することなく、現場主義の町長の方針を踏まえ、教育委員会が自ら直接町民の声を聞くべきと考えますが、見解を伺います。

次59ページ、お願いします。10款4項7目、1点目ですけども、社会教育複合施設整備事業費の項目ごとに財源、国からの財源と借金、町債、それと一般会計分、それぞれを伺います。

2点目ですけども、用地買収費4,836万8,000円を計上しています。面積と金額と平米単価、坪単価を伺います。

3点目、これまた不動産鑑定を行うのかどうか確認しておきたいと思います。

4点目、この予算の妥当性を伺います。

5点目、町がこの面積を取得することで、庁舎、ハートフルも含めますけども、庁舎全体で借地料の面積がどれぐらい少なくなるのか、どれぐらい残るのか。

それと借地料がいくらからいくらになるのか。これを伺います。

以上です。〔大下議員着席〕

○総務課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山総務課長。

○総務課長（西山圭一君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、自動車購入費と職員手当等時間外勤務手当に関するご質問にお答えいたします。

まず一つ目の、自動車購入の件であります。1点目の、総務車の具体的な業務内容についてですが、当該車両は主に町長が公務を円滑に遂行するための移動手段として使用するもので、具体的には町内外の会議、式典、行事への出席、国や県の機関等への要望活動など多岐にわたる公務での使用となります。

2点目の、走行距離に関しましては、令和8年3月4日時点で16万4,628kmとなっております。

3点目の、車検、車両検査をクリアできない状況なのかにつきましては、直ちに車検をクリアできない状況というわけではございませんが、これまでの使用に伴い修繕が発生している状況であります。年々修繕費が増加している状況もありますが、特に車両の基幹となるハイブリッドシステムに不具合が生じていることから、今後も突発的な故障のリスクが懸念される状況になっております。当該車両は日常的な使用に加え出張での使用も多いことから、安全性の確保が最優先であり、これらの状況を踏まえて車両の更新時期に来ているものと判断し予算計上をしたものでございます。

次に二つ目の職員手当等時間外勤務手当の件であります。2,000万円計上の要因と内容につきましては、近年中堅職員を含む退職者が多かったことに加え、カスタマーハラスメントへの対応や複雑化する行政課題への対応などで業務量が増加しているのに対し人手が不足している状況であることや、8年度は

青の煌めき国スポ大会が開催されるため大会の準備等に係る業務に時間を要するものと考えております。

内容につきましては約 8,000 時間程度を計上したものであります。

2 点目の、今後の時間、金額の目標値については、令和 8 年度におきましては当初予算計上額が目標値となりますが、現時点で長期的な数値目標は定めてございませんが、職員の健康維持と行政サービスの維持を両立させるため、時間外勤務の時間数および金額の段階的な削減を目指してまいりたいと考えております。

対策としましては事務事業の見直しや DX 推進などによる業務の効率化に取り組むとともに、採用試験の時期の見直しやカスタマーハラスメント対策を含む労働環境の整備などにより人材確保と定着を図りながら、少しでも削減してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。〔総務課長着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、企業誘致奨励金につきましてご説明申し上げます。

始めに誘致企業に対する奨励金 401 万 7,000 円の内容についてでございますが、本予算は対象となる企業 2 社分の固定資産税の見込額を税務課に照会し、その合計額をもとに計上したものでございます。

まず予算計上の考え方についてでございますが、予算編成時におきまして当課が対象企業を整理した上で、税務課に対し固定資産税の課税見込額を確認しその合計額を基に予算額を算定しているところでございます。

次に内訳についてでございますが、固定資産税は個別の納税者に関する情報であり、地方税法に基づく守秘義務の対象となるため、当課においては把握しているのは対象企業分の合計額のみで、企業ごとの税額や資産ごとの詳細な内訳は把握していないところでございます。

なお今後実際の課税額が確定した段階で見込額との間に差が生じた場合には、必要に応じて補正予算により適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○産業振興課長（荒道真一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒道産業振興課長。

○産業振興課長（荒道真一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、私から三点についてお答えいたします。

説明の前に、先ほど大下議員のご指摘があった主要施策の説明書の記載の件については、内容、記載について分かりづらいといったご指摘については真摯に受け止め、今後対応していきたいと考えております。

それでは1点目の令和8年度林業振興費の事業内容と、その成果についてご説明いたします。

令和8年度の林業振興費は総額で769万1,000円で、前年度比54万4000円の減となっております。

事業内容ですけれども、継続事業といたしまして、森林経営管理制度の推進といたしまして、令和8年度は鳥屋部地区の意向調査を実施する予定となっております。

また公益保全林整備事業補助金に関しましては、国、県、町、個人の負担割合は変更なく、令和8年度は49ヘクタールの間伐、枝打ち、下刈り等の作業内容を見込んでおります。

続いて新規および拡充事業ですけれども、ナラ林分布調査業務委託事業として、令和7年度に本町で確認されたナラ枯れ被害の拡大を阻止するため、ナラ林の所在を調査したいと考えております。

また里山林活性化による多面的機能対策交付金に関しましては、地域住民が中心となって組織された活動団体に交付するもので、令和8年度において1団体増え2団体に交付金を交付する予定です。

続いて事業の成果ですけれども、これまでの調査により町内3カ所、赤保内、蒼前、角柄折対象森林301.85ヘクタールの意向調査が完了しております。

公益保全林整備事業におきましては、令和7年度伐採、造林等49件、面積にしまして39.68ヘクタール。令和8年度は67件、49ヘクタールの森林整備が計画的に進む予定となっております。

令和8年新規のナラ林調査により、これまで把握できていなかった小規模なナラ林を含む調査を実施します。町、県、林業経営体が連携し、ナラ林を所有する森林所有者へ注意喚起を行い、更新伐を促進することでナラ枯れ被害の拡大防止を図っていきたいと考えております。

里山林活性化による多面的機能対策交付金においては、先ほどご説明したとおり 1 団体、このたび鳥屋部地区において新たな新組織が設立され、地域の保全活動が着実に広がっていくと考えております。

続きまして 2 点目の、ナラ枯れ被害対策に係るナラ林分布調査委託料についてお答えいたします。

事業内容といたしましては、青森県内や岩手県で急速に拡大しているナラ枯れ被害について、被害拡大防止のため町内のナラ林分布や状況を調査整理を行うものでございます。

調査範囲としましては、大字ごとに整理しますと、大字赤保内、鳥屋部、平内、金山沢、角柄折、蒼前を予定しており、調査対象面積は 2,765 ヘクタールとしております。

調査方法については調査対象エリアを巡回してナラ類の検索を行い、ナラ類が確認できた森林については現地調査を行っていく予定としております。

調査内容につきましては、所在地、樹種、林齢等、傾斜区分、ナラの割合等を調査する予定となっております。

また今後の対応につきましては、調査が完了した地域については、町、県、林業経営体が連携し、ナラ林を所有する森林所有者へ注意喚起を行い、更新伐を促進することでナラ枯れ被害の拡大防止を図っていきたいと考えております。

最後に 3 点目の、階上岳東登山口公衆トイレ改修工事についてお答えいたします。

このトイレに関しましては、当該施設は平成 15 年に整備され築 22 年が経過しております。施設のある寺下観音周辺には年間約 4 万人が訪れており、町を代表する観光スポットとなっております。さらに平成 25 年の三陸復興国立公園の指定やみちのく潮風トレイルの開通に伴い、近年では県内外および海外からの来訪者も増加しております。

現在の施設は多目的トイレを除き全て和式便器であり、また冬期間は利用できなく、利用者から洋式化等への要望をいただいております。また整備から 22 年が経過し、整備の老朽化も見られることから、今回の改修では全ての便器を暖房機能付きの洋式便座に変更するほか、障害の有無に関わらず安心して観光を楽しめるようにオストメイト対応設備を導入することでバリアフリー化を推進する計画でございます。

さらに現状では凍結防止のため冬季閉鎖を期間も観光や登山客に対応した通年利用を可能とすることで、さらなる利便性と利用者満足度の向上を図ってまいりたいと考えております。

本事業は既存の建屋を有効活用する機能と用途を絞った改修にとどめることで、建て替えと比較して事業費を大幅に抑制し、かつ工期を短縮しております。これにより利用者の皆様への不便を最小限に抑えつつ、早期の供用開始を目指していきたいと考えております。

私からは以上となります。〔産業振興課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、中屋敷教育課長。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは地区アンケート調査委託料と社会教育複合施設整備事業費についてお答えいたします。

アンケートにつきましては全町民を対象にし、内容は質問する表現は児童生徒とその他の方々と異なりますが、基本的には同じものにしたのかなというふうに考えております。内容につきましては、中立的設問構成、将来展望も含めた選択肢、教育的観点、地域的観点のバランス、世代間による意識格差等を分析可能な設計にしたいというようなことで考えてございます。

また対象者につきましてはですが、ここは児童生徒、小中学生の保護者、一般町民と分け方をさせていただいております、児童生徒につきましては約 800 人、保護者につきましては約 1,600 人、その他の一般町民の方々はその人口から引いた約 9,900 人程度になるのかなと思ってございます。また児童生徒につきましては、学校に対応しているタブレットがございましてそちらで回答していただき、その他の方々は基本的にはスマホで回答していただくということになります。ただスマホで回答できなく希望する方がございましたら、それは紙の媒体でも対応したいというようなことで考えてございます。

またそのホームページと広報紙については、そのアンケートをするための周知方法ということになりますので、基本的には周知方法に努めるものがホームページと広報紙というふうなことになってございます。

次に回答数につきましてはですが、児童生徒数は約 400 人程度、保護者は 700 人程度、一般町民は 500 人程度の約 1,600 人程度を想定しているところになってございます。

次に議員ご指摘のとおり、教育委員会が自ら町民の声を伺うことは教育行政を進めていく上で大変重要なことであると認識しております。一方で現在教育

行政が抱える課題は複雑化、多様化しており、限られた職員数の中で多くの事務量と専門的な分析、また町民の皆様との時間を作り出すことも大きな課題となっております。

教育委員会としましても、令和6年度に中学生および小中学生の保護者を対象としたアンケート調査を実施したほか、昨年10月には地区説明会を開催し、直接町民の皆様からご意見を伺う機会を設けてきたところでもございます。

そうした中で、説明会の場におきましてより広く町民の意見も把握してほしいとのご意見をいただいていたことから、来年度は全町民に門戸を広げてアンケート調査を実施することとしたものでございます。

アンケートは多くの町民の皆様から幅広く意見を伺うための手段の一つとして実施するものであり、教育委員会が町民の声を把握する取り組みの一環となりますが、アンケートの設問設計、調査手法の決定、アンケートフォーム等の作成、回答結果の回収、内容の確認、集計や分析処理、クロス集計などを外部委託することとしてございます。なおアンケートの設計や分析などの専門的な部分については、外部委託を活用することとしておりますが、町民の皆様への周知や回答の呼び掛け、結果の確認や今後の検討への反映につきましては、教育委員会が主体となって取り組んでいくものとなります。

今後におきましても、説明会や意見交換の機会なども含めて様々な方法を通じて町民の皆様の声을丁寧に向いながら、中学校の今後の在り方について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、社会教育複合施設事業費についてでございます。

始めに社会教育複合施設整備事業費の項目ごとの財源についてですが、用地測量委託料201万3,000円につきましては、国費100万6,000円、起債90万円、一般財源10万7,000円、事業認定資料作成委託料1,034万円については一般財源のみ1,034万円となります。施設管理運営計画作成委託料750万円についても同様に一般財源のみとなっております。用地取得費4,836万8,000円につきましては、国費2,418万4,000円、起債2,170万円、一般財源248万4,000円としておるところでございます。

次に用地買収費の面積と金額、平米当たりの単価についてでございますが、面積は6,240.98平米となっております。金額につきましては4,836万8,000円を予算化してございます。1平方メートル当たりの単価は7,750円、1坪当たり3.3平方メートルとして換算しますと坪単価2万5,575円となるところでございます。

次に不動産鑑定を行うかについてのご質問でございますが、こちらについては今年度、不動産鑑定を実施したところでございます。

次にこの価格の妥当性についてのご質問についてでございますが、不動産鑑定士による不動産鑑定価の結果に基づいたものでありますことから、問題はないのかなというふうなことで考えてございます。

最後に町がこの面積を取得することで借地料がいくら削減されるのか、または面積がどの程度削減されるのかということでございますが、この用地買収により年間 237 万 8,000 円の削減となっております。具体的には、役場庁舎駐車場、旧国保診療所、ハートフル駐車場、加えまして、町民体育館もございませので、この一帯というふうなことでお話申し上げますと、令和 8 年度は 928 万 2,000 円の予算となっておりますが、この土地を買収することで令和 9 年度は 690 万 4,000 円、面積にいたしますと 2 万 4,351 平方メートルが 1 万 8,120 平方メートルになるというふうなことで考えております。

説明は以上です。〔教育課長着席〕

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

答弁ありがとうございます。8 番、大下修です。それでは、再質問させていただきます。

町長の車ということについて。まずは節約ということを私は心掛けたいなあと思っております。修繕費がかかっております。過去 3 年間の修繕費、いくらだったのかお願いします。

それと三、四年引き延ばすことを希望しますが、安全が第一だということは、町長ですのでいろんな権限をお持ちなので、重要ですので、これを否定するものではありません。できれば延ばしていただきたいというだけです。

次、時間外勤務手当ですけども、今対策を聞いた感じなんですけども、いろんな業務が大変だ、大変だ、大変だということで、委託料もいっぱい、残業もいっぱい。

それで、カスタマー。このカスタマー、階上町だけなのか、すごいカスタマー、階上町が、なんか聞いてると、とんでもないあるようなイメージを持ちちゃいますけども、カスタマー、カスタマーって庁舎内にもいっぱい貼ってあるんですけども、そういったハラスメントだとかというのは内部通報制度だとか、担当者が対応するのが一般の企業なんです。役場はどういうふうにしてるのか分かりませんが、1 回これについても、セクハラ、パワハラ、聞いたけど

も、もう充足していますみたいな答弁でした。ここに来て、何かその制度で、何かちょっと違うなあと思っております。

それで人数も、7名今年採用するようです。でも講習に行く人が30人、31%。研修は私は業務命令だと思ってんだけども、能力を向上させるために。それだけの給料も俺はもらってると思います。

お願いしてるのは、役場の半数が町外の方ですよ。階上から八戸さ行くんならいいけども、八戸から階上さ来て働く場所になってるわけですよ、ここは。山手の人口は減ってるんですよ、浜手の人口は減ってるんですよ。

役場の職員の求める能力に足るか足りないか分かんないけども、そういう人達を、町内事情をよく分かった人達を職員にさせていただきたいなあというのが私の切なる願いです。そういうことを希望して、これについてはどうするのか、大変重要な問題だと思います。人はすぐには育たないので。また町長か副町長、これについての見解を伺います。対策を含めてお願いします。

次に企業誘致の固定資産税の税額についてですけども、2社分であるということで、具体的には答弁できないよということなんですけども、例えば令和6年に116万2,000円で計上してます。あれは何社分ですか、1社分です。そしてあのときにはまだ土地が無償譲渡されてません。役場の土地です。だから税金がかかりません。だから償却資産です。償却資産が116万2,000円かかったんです。個人の情報が漏れ漏れです。私達の知る権利と税法と、どう考えるんですか。税務課長は我々に出すように、納税を出してますよね。固定資産、土地と家屋と償却資産と。

そして去年、大蛇小学校は無償譲渡されたわけですよ。あそこは1億近い金額で買ったんですよ。それをただで上げたわけですよ。そして奨励金として700万ぐらいつけてやるわけですよ、5年間。これを我々に信用してくれただけです。あの時どういう評価したかということだと大蛇小学校は1,300平米ですよ。1,330円の価値しかありませんと。ところが近隣の方々の税金は5,000円から6,000円、平米ですよ、それで税金取っているんですよ。

だからあのときも聞いたんですよ。どっちで税金を請求するんですか。1,300円で請求するんですか。近隣の住民と一緒に五、六千円で請求するんですかって。それはまだ何か決まってるんだとか何とかって、ばば一と誤魔化されて。今、実際にもう、土地の税金を、無償でくれたんだから税金かかるんですよ。分かりませーんって。

不動産鑑定、また庁舎の方でやるっていうんだけども、信用できないんですよ。不動産鑑定の価格が。小舟渡だってそうですよ。田んぼが宅地だって評価してんだから。そうでしょう、10年間も同じ人達がやって、ただあの方々は

税のときだけちゃんとやる、それは法定と同じだから。でもそれは私から見ると、あなた達の意図するところが入ってるんじゃないのかと。

ちょっとずれましたけども、そういうことがあるので、我々の知る権利、本当にあなた方が適正な額を奨励金として、誘致企業としてやってんのかっていうのが、非常に私は問題だと思ってます。

次に林業ですか。林業振興費。令和3年だか4年だかは全然林業振興費というのは、あそこに林業、税金が来るから1,000円だけの事業ですと来たんですよ。ところが極端なこと言えば、小さく予算を入れておいてどんどんおがらかせて。だからあのときには俺、3年目だったか2年目だったか忘れたけど300万になって、いやあ次なんぼなんだべなあってなったら、次800万円になったべ。800万円になったから俺質問したんだけども。またこれ以上増えるんでねえか、やって。

役場が、あのとき去年私言ったのは役場が関与してくださいと、関与しないでただ丸投げでしょう、お金をくれてやって、じゃあ計画は誰が作るんですかって、森林組合です、役場関与してないでしょ、関与してくださいよと。それで山持ってる人さ募集してください、下草刈るのそれで今年になったら、いやそれを縮小して今度はナラ枯れ。ナラ枯れ、これ調査して、2社にお金あげて。ということはそっちの下草刈りは評価が低いから削減したのかな。それを何で削減したのか、ナラ枯れにいったのか。ナラ枯れ調査して次何やるのか。何かいろんな言葉並べてましたけども、何やるのか分かりません。ナラ枯れを発見しました。発見されて、山の持ち主はそれを受けて、対処できるのかなと思うんだけども。

ちょっとよく分かりませんので、調査して結果をもって、役場がその次に何をするのか教えてください。

それと登山口のトイレです。トイレ、浜に五つあります。山に、寺下の近く、山館前公園にもトイレがあります。頂上にもトイレはあります。登山口の中央にもあります。トイレいっぱいあります、階上の。大蛇のトイレ、あそこにハマの駅があるけどもあそこも3,000何万でトイレやりました。新しい方がいいって。やんないよりやったほうがいいに決まってるけども、金が余ってんだったらいいけどもと私は思うんですよ。何でこれもやんねえばねえのって。いや、ちょっと我慢して山館前さ行ってやってくださいよって、近くなんだから。コンビニさ行ってやってくださいよって思います。

それで、これの林業振興だとか観光、これ、私が持ってる予算を見るとずっと10年以上やってますよ。一部の町民だけです、恩恵を受けてるのは。産業振興。今まで12年、その前からです、私の知らない20年も前からずっと

そう言って。いくら使ったのか分かんないけども、町民は、町民じゃない一部だけです。あそこのトイレやって誰がその恩恵を受けるんですか。私にはほとんど恩恵はありません。多分ほかの人にも。

もう少しその辺を考えて予算を組んでいただきたいと思います。本当に階上の予算を、ずーっと流れ見てると、これ討論でも言おうと思ってますけども、委託料、職員が忙しいからって。総務費の人件費と委託料がすごいですよ。すごいですよって、いや、分かんないですよ。おらはすごいと思う。億の金だから、すごいと思うんだけども、どうなのか分かんないけども、おらはすごいと思うんだけども。出て、残業も増えるっていうのは私は。それで効率化、DXだ何だかんだってやるんだけども、効率化になってんのかなぁと思っております。

次、社会教育事業について伺います。

複合施設の土地の面積。これは国から半分出るということで確認されたんですけども、まだ不動産鑑定をやる。前も2回やりました。

前の価格とは違いますよね。あれは平成4年だと思ったんだけども、前も購入しましたよね。それとどれぐらい高くなって、その高くなった金額の妥当性を伺います。

不動産鑑定の鑑定なんて信用できませんので。私は公示価格を信用していますので。前の価格から、そんな前でないですよ、10年も20年前の話じゃないですよ。あの価格の平米単価と坪単価を教えてください。

そこからこっだけ上がる妥当性を説明してください。

階上町は東京みたいに家賃も土地の価格も上がってません。まだ下がり傾向というか、平均で見ている方がいいかと思っておりますけども。教えてください。

以上です。〔大下議員着席〕

○総務課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山総務課長。

○総務課長（西山圭一君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。私からは、公用車の3年間の修繕というご質問でしたけども、3年間の手持ち資料、ちょっとありませんので、分かる範囲で大きなところでお答えしたいと思います。

令和4年にエアコンプレッサーの交換をしております。こちら25万かかっております。それから令和7年7月にハイブリッドバッテリーの交換ということで41万円かかっております。

答弁は以上になります。〔総務課長着席〕

○副町長（澤田充君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、澤田副町長。

○副町長（澤田充君） はい。〔副町長起立〕

それでは、大下議員の採用に当たっての町内の方をというふうなご質問でございましたけれども、それにお答えをいたします。

まず職員の採用に当たりましては、町としても適正な職員数となるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

そのためにはまず受験者数の増を図って、そして採用数の増につながるよう努めているところでございますけれども、まず採用にあたって優秀な人材を確保するために、町内外を問わず、広く人材を求めているというところでございます。

採用した職員の人材育成につきましては、新人職員につきましては、指導する職員を指定しまして指導＜質問の制限時間10分前を知らせる呼鈴＞に当たらせていると。そのほか通常の業務を行う中で、先輩職員あるいは上司職員が業務を行いながら指導、育成を行っているというところでございます。

以上でございます。〔副町長着席〕

○産業振興課長（荒道真一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒道産業振興課長。

○産業振興課長（荒道真一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、大下議員の2回目の質問についてお答えいたします。

まず林業振興費の中のおそらく公益保全林整備事業費の補助金の額が減った内容についてを、まずお答えさせていただきます。

この事業に関しては、令和7年度に関しては当初351万4,000円を予定しておりまして、来年度令和8年度におきましては191万8,000円となり、約159万6,000円の減額となっております。内容についても、これまでの人工造林、

下刈り、枝打ち、除伐等の作業が令和7年度に比べて作業量等が減ったため、この金額が減額となっております。

続きまして、ナラ林調査の後についてですけれども、まずは来年度において町内のナラ林の分布等を調査いたしまして、先ほどご説明したとおり、所有者に関してナラ林の更新伐を進めるよう通知したいと考えております。

また実際に被害等のあったナラ林等に関しては、今後町が関与してどのように伐採していくのかということも併せて検討していきたいと考えております。

私からは以上でございます。〔産業振興課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、中屋敷教育課長。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

大下議員のご質問が、令和2年度のハートフルプラザ・はしかみの用地買収の件だということで、理解してお答えさせていただきます。

その際の不動産鑑定で1平方メートル当たりの金額は6,800円で行っていただきました。これを1坪当たり3.3平米に換算いたしますと、坪当たり2万2,440円となるものでございます。先ほど説明したとおり今年度の当該土地に係る不動産鑑定を行った結果、1平方メートル当たり7,750円、坪単価にしますと2万5,575円と評価額が出されたものとなっております。

そのハートフルプラザ・はしかみの評価額よりも高くなった理由としましては、当該土地はハートフルよりも国道に近いこと、ハートフルはその都市計画区域、用途区域の住宅地域であったのに対し、当該土地はその一部が商業地域に入っているということになってございます。

その土地の評価額が、住居地域よりも商業地域の方が高くなる主な、一般的な理由としましては、1つ目としては商業地域では店舗、オフィス、飲食店などの事業活動が行われるため、土地が収益を生む可能性が高いこと。2つ目として商業地域は一般的に交通のアクセスが良く、人々が集まりやすい場所に位置していることが多いため、人通りが多くビジネスの展開に適した条件が揃っていること。3つ目としましては商業地域は住居地域に比べて、用途が広範囲にわたるため土地の活用が柔軟で、先ほど、一点目と同じになりますけれども、店舗やオフィスの収益性の高い用途に利用が可能であることなどが挙げられます。

説明は以上です。〔教育課長着席〕

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8 番、大下修です。答弁ありがとうございます。

いずれにしても大事な町税です。明らかにするように。

それと一部の業者じゃなくて広く全般。私は訴えたいのは、まず基礎的行政サービス、公共交通、乗り合いタクシーが必要だと私は思っています。防犯灯、それとごみ回収、これずーっと 4 年間訴えて続けてきました。まだ細かいことはあるんだけど、それは後で。

まずさ、基礎的行政サービス、何で基礎っていいのか。ご理解をいただきたいと思います。それがなくて、初めて次のステップなような気がします。

その前に観光、産業振興、そしてハマの駅。こっだけ貢献しました。何も漁業者、何も実績が伴ってませんよ。あなた達はこれが成果です、あれが成果ですって言うけども、成果っていうのはそれで生活ができることだと思ってるんですけども。

何でこんなに格差が広がって、富める者と富めない者が。これ町民全体を見たときにそう思っていますよ。非課税世帯が増える、年寄りが増える。じゃあ、その病院に行けない人を、病院なくなった人達、何するかですよ。その人達の公共交通どう確保するかですよ。と思います。もうそれはお願いです。ずっとそういうことをお願いしているけれども、今年度も同じ内容。ないときには、何も 60 億の予算作らなくてもいいと思っています。50 億でもいいと。貯蓄しておいてというふうにも思います。

その辺を重々、町民のこと。いや、職員のことでも大切ですよ。町民のことでも大切に思ってやっていきたいと思ひ、そういうことを述べさせていただいて質問を終わります。

答弁ありがとうございました。以上です。

○議長（長根岩夫君） 以上で 8 番、大下修君の質疑を終わります。

次に 10 番、森榮吉君の発言を許します。

○10 番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10番、森榮吉君。

○10番（森榮吉君） はい。〔森議員起立〕

10番、森榮吉です。私からは、4点ほどお伺いしたいと思います。

まず早速質問に入らせていただきますけども、まず第1点目、資料施策説明書の12ページ、2款1項1目、ふるさととはしかみ会事業費が55万6千円とあります。この中ですが、ふるさと会、以前聞いたときから年数が経ってるものですから、現在の会員数とその構成メンバーがどういうメンバーになっているのか。まず一つお伺いしたいと思います。

2点目です。17ページ、2款4項3目、青森県議会議員一般選挙費244万8,000円とあります。

現在県議会の方で、現在というよりも今朝の新聞によりますと、まず議決されたようなのですけれども、選挙区が三戸郡ではなく階上町は八戸区の方に入るということを、何か今日の新聞に載っておりましたけども、ご覧になった方もあるかと思えます。この変更になった場合に、費用の増減っていうのがあるのでしょうか。

また財源の内訳を見ますと、6万3,000円が一般財源となっております。ほかは県の支出金ということになってますが、全額県の負担となるべきものと思うのですが、その辺の理由をちょっとお伺いしたいと思います。

3点目です。19ページ、2款8項3目、移住支援事業費補助についてですが、東京圏からのUIJターンの促進および地方の担い手不足対策のため、地域未来交付金なるものを活用して、移住に要する経費等を補助するとあり、200万円がもらえらると思えます。

これまでの、この件に関しての実績が分かりましたらお伺いしたいと思います。

最後4点目になりますが、26ページの3款3項3目、地域子育て支援拠点事業委託料1,304万円とあります。これを読みますと、核家族化等により子育てに対する悩みを相談する相手がない保護者等の解消を図るための拠点事業で、平成27年度からは一時預かりの実施等もということになっておりまして、令和8年度は道仏保育園に委託するとあります。さかのぼって確認しますと、この数年間ずっと同園、要するに道仏保育園の方に委託が続いているようではありますが、何かその辺のところは特別な要因があるのかお伺いしたいと思います。

以上4点、よろしく申し上げます。〔森議員着席〕

○総務課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、西山総務課長。

○総務課長（西山圭一君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

私からは、ふるさととはしかみ会事業費と青森県議会議員一般選挙費についてのご質問にお答えいたします。

まず一つ目の、ふるさととはしかみ会事業費についての件であります。1点目のふるさととはしかみ会の会員については、会の会則上、ふるさととはしかみ会の趣旨に賛同された方について、役員会の承認をもって会員とすることとなっているようです。

実際の運用としましては、総会またはいちご煮祭りin東京に参加され、名簿に記載された方を会員として取り扱っているということでもあります。そのため、会員につきましては、必ずしも階上町出身者や階上町にゆかりのある方のみに限定されるものではなく、本会の活動に賛同し応援してくださる方々も含まれております。

ふるさととはしかみ会の事務局より確認したところ、現在の会員数はおおむね190名とのことでした。

2点目の、出身地等につきましては、階上町出身の方が35名、階上町にゆかりのある方が20名、そのほかは本会の活動を通じて階上町を応援して下さっている方々で構成されているとのことでありました。

次に二つ目の、青森県議会議員一般選挙費に係る質問にお答えいたします。

まず1点目の、青森県議会議員選挙の選挙区割りが変更された場合の費用の増減についての件ですが、令和8年度の予算は、令和9年4月の投開票に向けて事前に準備に要する費用を計上したもので、選挙区割りが変更された場合に影響があると考えられる費用は、候補者数の変動によりポスター掲示場設置委託料の増額が考えられます。

2点目の6万3,000円が一般財源になっている理由についてでございますが、こちらは県の委託金と実際の選挙執行に要する必要経費との差に年度をまたぐ精算上のタイムラグが生じるためでございます。

まず令和8年度に県から示される委託金は、あくまで準備段階の概算額に基づいております。しかしながら町選挙管理委員会としましては、選挙を確実にかつ適正に執行するために必要な経費総額を予算計上したものです。そのため、予算書上は一時的に一般財源の形をとっておりますが、選挙終了後確定した実

績額を県へ報告し、令和8年度の概算交付分で不足した金額については、翌令和9年度に精算する予定となっております。

答弁は以上でございます。〔総務課長着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

私からは、移住支援事業費補助金についてお答えいたします。

まずこれまでの実績についてであります。結論から申し上げますと、本事業の活用実績につきましては、現在のところございません。

本事業は、東京圏からの移住を促進するとともに、地方における担い手不足の解消を図ることを目的として、青森県と町が共同で実施しているあおもり移住支援事業に基づいたものであります。

支援の対象となる方は、東京23区に5年以上在住または通勤している方のうち、階上町へ移住し、県のマッチングサイトに掲載された中小企業などへ就職した方、または起業支援金の交付決定を受けた方などとなっております。

次に補助金額および財源構成についてでございますが、補助額は世帯で移住した場合は100万円、単身で移住した場合は60万円となっております。

財源につきましては、最大100万円の補助のうち、国が2分の1、県が4分の1を負担し、町の負担は4分の1に当たる25万円となっております。

町といたしましてはこれまで実績がない状況を踏まえ、ホームページやSNSなどを通じて制度の周知を図るとともに、移住希望者への情報提供を充実させ、町への移住定住の促進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸すこやか健康課長。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

私からは、地域子育て支援拠点事業についてお答えいたします。

本事業の委託先の選定経過につきましては、毎年度、町内の保育施設 4 園の長で構成される施設長会議において、次年度の事業実施意向や実施体制について協議をし、その合意に基づき決定しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、近年は道仏保育園への委託が継続しておりますが、本事業を適切に運営するためには、国および町が定める実施要綱に基づき、専任の保育職員 2 名の配置と専用の部屋が必須要件となっており、基準を満たせるのが同園のみとなっております。

過去には町内 4 施設による持ち回りで委託をしていた時期もあり、他の施設におきましては、事業実施への意欲は示されているものの、0～2 歳児の入所児童が増えており、専任職員 2 名の確保が困難な状況であるため、令和 8 年度におきましても受託は難しいとの見解により、同園に委託するものでございます。

説明は以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○10 番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10 番、森榮吉君。

○10 番（森榮吉君） はい。〔森議員起立〕

10 番、森でございます。

ふるさとほしかみ会の件ですが、昨年 7 月に議員も県外視察研修ということで、神奈川、千葉県の方に行ってまいりました。

その際ふるさとほしかみ会様より声をかけていただき、会の総会ならびに懇親会に出席させていただきました。その懇親会の会場には、階上町、青森県のみならず各地の人達も多数参加しておられました。今話を聞きまして、なるほど納得できるものです。

まず会員数が 190 名ぐらい、階上出身者が 35 名ぐらいですか。階上出身者の方がこの人数でいろいろ階上の宣伝してくれているんだなあということで納得できました。

次の県議会議員選挙の件ですが、まず先ほど触れましたけども、今日の新聞でも決定しましたよってという報道があったかと思えますけども、特に費用を気にしてたんすけども、費用は最終的には計上して、諮ってくれるってということでよかったです。

まずこのふるさとほしかみ会と県議会議員選挙に関しましては納得できましたので、再質問は不要とさせていただきますのでよろしく申し上げます。

次に3番目の移住支援事業費補助金の件に関しましては、少し追加してお伺いしますが、本事業のこれまでの活用実績がないということであったかと思えます。少しでも移住定住の受け入れの促進が、まず重要な課題と考えております。実績ゼロの要因をどのように捉えているのか。

また現在の制度は、東京圏からの移住が対象となっておりますが、今後どのような移住者の確保につなげていく考えであるのかお伺いしたいと思います。

次に地域子育て支援拠点事業につきましては、若干追加で質問させていただきますけれども、まず専任の保育職員の配置や専用の部屋を必要であるとか、いろいろ条件があるみたいですが、少しでも今話を聞いて理解を深められたかなあって、私自身思っているところでもあります。小学校教師や保育士が不足しているのは、最近耳にするところではありますが、本町においてもそんな状況にきてるんだなあっていう感じのところでもあります。

最後に、前年度における利用者数の、これに関する事業、成果についてお伺いしておきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。〔森議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸総合政策課長。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

私からは、移住支援事業についてお答えいたします。

まず本事業の活用実績のない要因についてでございますが、本事業は東京圏からの移住を対象としており、さらに県のマッチングサイトに掲載された企業への就職など国や県が定める要件を満たす必要がある制度となっております。そのため、移住を希望されている方がいても、就業先の条件や対象地域などの要件に合致しない場合があることが活用実績がつかない一因であると認識しているところでございます。

次に今後の移住者確保に向けた取り組みについてでございますが、青森移住支援事業につきましては、制度の周知を図りながら活用につなげていくとともに、町独自の制度であるいきいきあったか階上移住計画支援事業につきましても従事者の状況に応じて案内するなど、両制度を組み合わせながら移住支援を行っていきたいと考えております。

今後におきましては、ホームページや SNS、広報紙などを活用した情報発信を行うとともに、移住相談の機会などを通じて町の魅力を発信し、移住希望者へ丁寧な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、平戸すこやか健康課長。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

私からは、地域子育て支援拠点事業の利用者数と事業の成果についてお答えいたします。

本事業の令和 6 年度の延べ利用児童数は 865 人で、令和 5 年度の 455 人より 410 人増え、一時預かり利用の児童延べ人数も 69 人と増えております。

利用者数の増は、地域子育て支援センター、すこやかる～むの存在が町内の子育て世帯に広く認知されてきており、利用者から高い信頼を得ている点が挙げられます。特に経験豊富な専任保育士によるきめ細やかな相談対応は子育て世帯の孤立化や不安感の解消に大きく寄与しており、利用者からも大変好評を得ているところであります。

また本事業は週 6 回開催しており、毎週 1 回は活動日を設け、イベントを開催するなど、親子間の交流促進や地域全体での子育て支援体制の構築を担う重要な事業と認識しております。

町といたしましても、引き続き町内の保育施設や当課で行っている事業等と連携を図りながら、現在の安定した運営体制を維持しつつ、今後の子どものすこやかな成長を支える環境整備に努めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○10 番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10 番、森榮吉君。

○10 番（森榮吉君） はい。〔森議員起立〕

10 番、森です。ありがとうございました。

再質問させていただいた2件は、いずれも大方の自治体が抱える人口減少にも関連する課題ではないかと思ったりします。使い勝手のいい制度として、少しでも人口減少等に歯止めがかけられるよう期待し、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。〔森議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で10番、森榮吉君の質疑を終わります。

次の中島孝一君の発言となります。中島孝一君の発言が終わり次第、休憩をさせていただきますと思います。

休憩の時間は1時40分までとさせていただきますと思いますが。

○議員一同（周りと相談する声あり）

○議長（長根岩夫君） ということにしたいと思いますので、次に4番、中島孝一君の発言を許します。

○4番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4番、中島孝一君。

○4番（中島孝一君） はい。〔中島議員起立〕

4番、中島孝一です。最後のようなので、少し肩の力を抜いてから質問いたします。

主要施策説明書42ページ下段、7款商工費、1項3目、新規事業で、階上岳東登山口公衆トイレ改修工事について、改修するトイレの場所や事業実施の背景、施設設備の概要、工事費の事業費、財源等についてお伺いします。

先ほどこの質問がありまして、ダブる必要はございませんので、もし引っかかる場所がありましたら、私の質問の中で喋ってない部分がありましたら、お答えいただければと思います。

二つ目、主要政策説明書32ページ下段の4款衛生費、1項5目、新規事業で、住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金について、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた県補助金事業とありますが、この事業の概要をお伺いします。

以上、お願いします。〔中島議員着席〕

○産業振興課長（荒道真一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒道産業振興課長。

○産業振興課長（荒道真一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、中島議員のご質問にお答えいたします。

当該事業の詳細につきましては、先ほど大下議員への答弁と重複する部分がございますが、改めて事業の概要と具体的な数字について整理してご説明申し上げたいと思います。

まず実施場所とその背景についてですが、本事業の実施場所は寺下観音周辺に位置する階上岳東登山口公衆トイレでございます。先ほども申し上げましたとおり、平成25年度三陸復興国立公園の指定やみちのく潮風トレイルの開通により、県内外および海外からの来訪者が増加しており、本町の観光拠点としての重要性がより一層高まっていることが背景でございます。

続きまして、施設設備の概要と目的についてでございます。現在の施設は整備から22年が経過し、設備機器に関しては老朽化が見られるとともに、22年前の整備当時には一般的でありました和式便器中心の構成は、現在のインバウンド観光や高齢者、小さなお子様連れの皆様にとっての利用者のニーズには十分対応できてないと考えております。

今回の改修では、主に三点について整備を行っていきたいと考えております。1点目としまして、全ての便器を暖房便座付きの洋式へ変更いたします。2点目としまして、多目的トイレに専用の洗浄設備を新設し、どなたでも安心して利用できる環境を整えます。3点目といたしまして、新たにパネルヒーター等を整備し、これまで凍結の防止のため閉鎖していた冬期間の利用を可能といたします。

続きまして工事スケジュールですが、当該地域に最も来訪者が多い5月の中旬等を避けて工事を実施したいと考えております。

また工事期間中は、仮設トイレ設置などの対応をしていきたいと考えております。

続きまして事業費および財源内訳ですが、総事業費は2,445万1,000円を計上しており、その内訳としまして、改修工事費が2,229万7,000円、設計監理委託料が215万4,000円となっております。

なお財源につきましては、国の自然環境整備交付金1,100万2,000円および町債といたしまして商工観光施設整備事業債1,000万円を充当いたしたいと考えております。

この有利な公的財源を活用することで、町の一般財源からの持ち出しを最小限に抑制しつつ、観光振興に向けた整備を進めたいと考えております。

私からは以上となります。〔産業振興課長着席〕

○町民生活課長（上厚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、上町民生活課長。

○町民生活課長（上厚子君） はい。〔町民生活課長起立〕

それでは、中島議員のご質問にお答えいたします。

私からは、住宅用板消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金の件についてお答えいたします。

事業の内容についてでございますが、県では2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭からの温室効果ガスの排出量を削減することを目的に住宅に設置する自家消費型の太陽光発電設備と蓄電池を導入する経費に対して、県は補助金を交付することとしたものでございます。

補助金の内容ですが、太陽光発電設備につきましては1キロワット当たり5万円で最大5キロワット分の25万円分を限度額とし、蓄電池につきましては購入価格の3分の1で35万円を限度額として交付するものでございます。なお蓄電池のみの設置につきましては補助対象外となっております。

この県の補助事業は、令和7年度～11年度までの5年間実施されるもので、令和8年度からは事務の一部が県から市町村に委任されることとなり、当町には補助金180万円が割り当てられる予定となっているものでございます。

答弁は以上でございます。〔町民生活課長着席〕

○4番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4番、中島孝一君。

○4番（中島孝一君） はい。〔中島議員起立〕

4番、中島孝一です。ご答弁ありがとうございました。

東登山口公衆トイレについては、私も毎年何回かお参りするのですが、冬期間はトイレが閉まっていて不便を感じていました。

今回冬期間も利用できるよう国の補助金を頂戴し、また町債を活用しての改修工事ということでありますので、速やかに進めていただきたくよろしくお願い致します。

2番の太陽光発電については、実は私も14年前に国と町から補助金を頂戴して太陽光発電設備を設置させていただきました。14年経過後の余剰電力買取金額が数分の一に減額された際に蓄電池の設置を計画しましたが、高価で断念し現在に至っています。

今回の県支援事業のご説明をお聞きしますと、蓄電池のみの増設は補助対象外とのことです。個人的には残念であります。このところの燃料高騰や地球温暖化による災害発生を憂い、これから計画しようとお考えの皆様はバックアップになるかと思うところです。よろしくお願い致します。

以上で質問を終わります。再質問はありません。ありがとうございました。

〔中島議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で、4番、中島孝一君の質疑を終わります。

これにて、本会議を一旦閉じさせていただき、休憩といたします。

次は通告による質疑等についての部分から開催いたすこととなりますが、再開時間は1時50分といたしたいと思っております。1時50分といたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

（休憩 午後0時27分）

（再開 午後1時50分）

○議長（長根岩夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどまでで、通告により質疑は全て終了いたしました。

ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

本案に対しては、百目木和俊君ほか1名からお手元に配りました修正の動議が提出されています。

これを原案と併せて議題として提出者の提案説明を求めます。

○12番（百目木和俊君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、12番、百目木和俊君。

○12番（百目木和俊君） はい、百目木です。〔百目木議員登壇〕

修正案の内容を申し上げます。

令和8年度一般会計予算に関する説明書68ページ、10款4項7目、社会教育複合施設整備事業費12節、委託料1,985万3,000円。同じく16節、公有財産購入費4,836万8,000円を減額し、72ページ、14款1項1目、予備費に6,822万1,000円を追加するものです。

理由について申し上げます。多くの町民の皆様から建設場所の問題、そして複合施設の中身について疑問視、問題ありという意見が寄せられたためであります。

私は議員として、また町政は弱い人のため、生活に苦しんでいる人のためにあり、今の物価高等を考えたとき、税の使い方、予算の使い方を今一度考え、見直しが必要との考えに至りました。

以上であります。〔百目木議員降壇〕

○議長（長根岩夫君） これより修正案の質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず原案に賛成の方の発言を許します。

○6番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6番、小坂正年君。

○6番（小坂正年君） はい、6番、小坂正年です。〔小坂議員登壇〕

6番、小坂正年です。

ただいま修正案が提案されましたが、この案件については議会の中で採決をし、決定をして、ことが進んでいるものであります。そのことを後戻りさせることなく、階上町のため、階上町民のためにも前に進めていくのが私達議会の役割と考えます。決定したことに従い、1日でも早く完成するように進めていただきます。私は原案に賛成させていただきます。

以上です。〔小坂議員降壇〕

○議長（長根岩夫君） 次に、原案および修正案に反対者の発言を許します。

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい、8番、大下修です。よろしくお願いします。

〔大下議員登壇〕

8番、大下修です。よろしくお願いします。

原案および修正案に反対する者の発言ということでございますけれども、修正案には反対ではございません。原案に反対の討論を行います。

令和8年度一般会計予算は総額で64億5,000万円。一般会計歳出の目的別および性質別の項目は、過去10年以上によってでこぼこであるものの、大きな変化はありませんが、人件費、業務委託が多くなっているようです。現町長になってからの近年を見ると、令和4年度以前は職員の時間外勤務手当が1,000万円前後であったものが、令和5年度は2,000万円、令和6年度が3,000万円、令和7年度、今年度ですが3,000万円を超える見込みとなっている模様です。職員の採用や教育研修を進めているようではありますが、改善に至っていないようです。

私は研修は仕事の一部、仕事であると思っておりますが、研修の受講率の低さを考えるとマネジメントに疑問を覚えるものでございます。昨年の当初予算も2,000万円計上、対策も力点を置いた対策になっておらず、重要視していない模様に見えます。

職員の町外出身者人数も、半分が町外からの職員のようにあります。町の住民、特に山手、浜手地区の、町内に明るい町民雇用をお願いするも、明確な答弁はないように思っております。

また業務委託の上昇、金額の上昇も著しいものであります。職員の負担軽減が進むものの時間外は減少せず、町の自主自立、ノウハウ、技術運用の継承が危ぶまれる状況であります。多様な人材の雇用、災害時の炊き出しの旗手となる給食センターにおいても、外部委託で町外の企業であります。自立の町のノウハウはどこにあるのでしょうか。

また産業振興や観光に町の予算を投資してきた20数年間であったと思います。これを継続して令和8年度、東登山口のトイレの改修事業2,400万円も借金をして改修工事をするようです。

また産業振興として、林業の振興費が令和4年度以前は1,000円であったものが、昨年は800万円と膨らんでいき、令和8年度は762万円となっております。過去には教育に分類される林業振興費、階上産赤松を使用した机、椅子を3,000万円をかけて購入。また今年度、町長の公用車の更新。これらは一部の町民に恩恵はあるものの、多くの町民の生活、暮らしの豊かさを実感できていない状況です。町民のための基礎的行政サービスが優先されるべきであります。

基礎的行政サービスとは、公共交通機能、乗り合いタクシーや防犯灯の町民の自己負担ではなく町政の全額負担、燃やせるごみの週2回の回収が他町村並みに実施されるなど、生活、暮らしに重点を置いた政策が望まれるものであると思っております。まずは基礎的行政サービスを行うことが、基本であると考えます。

無駄を省いて節約し、公平公正に税が分配されない予算であり、改善が見られず、昨年同様に令和8年度一般会計予算に反対をするものであります。

以上です。ご清聴ありがとうございました。〔大下議員降壇〕

○議長（長根岩夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○7番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、下沢育男君。

○7番（下沢育男君） はい、7番、下沢育男です。〔下沢議員登壇〕

7番、下沢育男です。令和8年度一般会計予算に対する修正、先ほどの複合施設についてですが、原案に賛成する立場からの討論をいたします。

先ほども小坂議員からもありましたが、令和7年3月定例会において社会教育複合施設整備事業が決定され、今取り組んでいるところでございます。

そして次に階上町社会教育複合施設推進委員会より、階上町社会教育複合施設基本計画のとおり決定することを適当と認め、令和8年度以降同基本計画に基づき、世代を問わない町の居場所づくりとにぎわいづくりとなる施設の整備を望みますという意見をいただいております。

このことにより、令和8年度は用地測量、用地買収、認定資料作成、運営計画作成等に取り組まなければなりません。そして計画どおり少しでも早く完成させることが町民の願いであり、この予算は妥当と考えますので、原案のとおり賛成いたします。

なお先ほど提出がありました一般会計予算に対する修正案ですけれども、(案)ですので細かい内容については何とも言えませんが、国庫補助金、町債が減額である以上、その分が合計金額からマイナスになり教育費がマイナスということであればいいんですけども、これを基金繰り入れにまたその分を繰り入れ、そして予備費に。予算ですので、そのほかに何かあるのであればそれはよろしいんですけども、この辺がちょっと何とも言えないところです。

もう1点につきましては、町債がマイナスということになれば、公債費の元利金の償還は猶予がなければ発生すると思うんですけど、その訂正がございましたので、これもちょっと考えようかなと思っております。

基本的には原案に賛成ですので、そちらには問いはいたしません。

以上です。〔下沢議員降壇〕

○議長（長根岩夫君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○2番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2番、土橋美加佐君。

○2番（土橋美加佐君） はい、2番、土橋美加佐です。〔土橋議員登壇〕

2番、土橋美加佐です。まず始めに、修正案に対して私は賛成です。

まず始めに、一般質問等々でも出ていると思うんですけども、まず始めに、この複合施設の建設予定になる前に、町商工会の場所はどこに持って行くべきなのかを、ちょっとはっきり伺ってるんですけども何とも返答がないっていうか。

それと今、町の土地に建ってある旧民俗資料館、また旧給食センターの跡地。この問題もまず始めに進めるべきことではなかろうかと私は思い、修正案の方に賛成いたします。

以上です。〔土橋議員降壇〕

○議長（長根岩夫君） ほかに討論はありませんか。ほかにありませんか。

○4番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4番、中島孝一君。

○4 番（土橋美加佐君） はい、4 番、中島孝一です。〔中島議員登壇〕

○議長（長根岩夫君） 中島議員に申し上げます。

○4 番（中島孝一君） はい。

○議長（長根岩夫君） 順序として、提案に賛成者の発言ということになります。よろしいですか。

○4 番（中島孝一君） はい。

○議長（長根岩夫君） その旨を伝えてから発言をしてください。

○4 番（中島孝一君） はい。4 番、中島孝一です。

予算原案に賛成の立場で討論いたします。

急なことで準備はしておりませんでした。私今、議員必携を持ってまいりました。この議員必携の中には議決権について書いてある場所があります。

すでに複合施設については、計画の全貌を議決し、予定を決めて、数年かけて進める計画であります。その件についてはもう議決してあるものと、これはもう皆さんご承知だと思います。

この必携の中をちょっと読み上げてみます。

このようにして決定した議会の意思（議決）は、もはや議員個々の意思からは独立したものとなり、議会全員の統一した意思ということになる。たとえ、議決と反対の意見を表明した議員があつたとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があつたときから、成立した議決に従わなければならない。さらに、議決した事項は、議員を拘束するばかりでなく、町村長等執行機関はもちろん、内容によっては住民に対しても同様であり、さらに、それが内外に宣明されたその町村の意思となるわけである。

というふうに書いております。

この先まだ2年、来年も再来年も計画は進んでいくわけですが、その都度その都度反対の、こういう討論がなされることであれば、町としても非常に、進む意思が崩れるわけです。それはすべきでないというふうに私も思います。そういう意味で議案に賛成します。

終わります。〔中島議員降壇〕

○議長（長根岩夫君） ほかに討論はありますか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 20 号 令和 8 年度階上町一般会計予算の件を採決いたします。

あらかじめ申し上げます。

採決は、百目木和俊君ほか 1 名から提出された修正案、次に、原案の順に起立により採決いたします。

まず本案に対する百目木和俊君ほか 1 名から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

お諮りします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。（起立者 4 名）

着席してください。

起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案ついて起立によって採決します。

お諮りします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。（起立者 9 名）

着席してください。

起立多数であります。

よって、議案第 20 号 令和 8 年度階上町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第 21、23 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） この際、日程第 2、議案第 21 号 令和 8 年度階上町国民健康保険特別会計予算の件および日程第 3、議案第 23 号 令和 8 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算の件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 21 号 令和 8 年度階上町国民健康保険特別会計予算の件および議案第 23 号 令和 8 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算の件、2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 4、議案第 22 号 令和 8 年度階上町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。**(質疑なしの声あり)**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。**(討論なしの声あり)**

討論なしと認めます。

これより議案第 22 号 令和 8 年度階上町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 5、議案第 24 号 令和 8 年度階上町下水道事業会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、8番、大下修君の発言を許します。

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8番、大下修です。よろしくお願いします。

主要施策説明書 74 ページをお願いします。1 款 1 項 3 目、茨島浄化槽センター、自動スクリーン更新工事 1,063 万 7,000 円計上です。更新の必要性は理解できるのですが、以下を確認させていただきたいと思います。

この自動スクリーンは購入から何年経過したのか伺います。

一般的に異音はモーターの部分と思いますが、大きな異音の場所や原因を教えてください。

3 点目ですけども、異音損傷部分の修理ではなく購入する理由を伺います。

4 点目の、1,063 万 7,000 円の算出根拠を簡単に教えてください。

購入方法、入札なのか随意契約なのか、その辺についても伺います。

次に 75 ページ、1 款 1 項 1 目、下水道事業会計事務支援業務委託料 1,210 万円、公共下水道管路点検調査業務委託料 913 万円、茨島浄化槽センター東平・石鉢中継ポンプ場ストックマネジメント計画策定業務委託料 2,786 万円、そのほかに公共下水道施設維持管理業務委託、漁業集落排水処理施設維持管理業務委託、これらの合計が 4,000 万円で、委託料全体金額が約 8,720 万円となります。このほかに委託料があるのか伺います。

2 点目ですけども、委託料の合計金額が全予算の何%か伺います。

3 点目ですけども、災害や委託会社の人的緊急事態が発生した場合に、当町の職員で下水道事業を運転することが可能なのか伺います。

4 点目ですけども、当町の職員の下水道担当者の人数と業務内容を伺います。

以上です。〔大下議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、小笠原建設課長。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えします。

始めに、茨島浄化センターにおける自動スクリーン更新工事についてお答えいたします。自動スクリーンは、下水処理施設に流入する下水の中に含まれる布類やビニール、木片などの異物を取り除く設備であり、ポンプ設備や処理施設の保護を目的とする重要な設備でございます。

現在設置している設備につきましては、設置から16年が経過しており、機器の老朽化が進んでいる状況でございます。

また設備の運転時には、モーター部分から異音が確認されており、経年劣化によるものと考えているところでございます。

当該設備につきましては、設置から16年が経過しており、モーターを含め各部の経年劣化が進んでいる状況でございます。

このような状況においては、異音が発生している部分のみを修理した場合でも、他の部品の劣化により新たな不具合が発生する可能性があり、安定した運転の確保が難しいと考えられます。

加えて本設備につきましては設置から相当の年数が経過しており、更新時期に入っていることから、今回モーターやスクリーン本体なども機械部分を更新するものでございます。

なお今回の工事につきましては、架台などの構造部分は引き続き使用しながら設備の機能を担う主要部分を更新するものであり、設備全体の機能を回復、向上させるという意味で更新工事として実施するものでございます。

なお本工事の予算につきましては、専門業者から徴取した見積もりを基に計上したものであり、発注につきましては入札により実施する予定としております。

本工事により異物除去機能の安定化が図られ、ポンプ設備や処理施設のトラブル防止につながるとともに、下水処理施設全体の安定した運転に寄与するものと考えております。

次に委託料および下水道事業に係る職員についてお答えいたします。

始めにその他の委託料があるかについてでございます。議員ご質問の中でありました委託料のほかに、その他の委託料としましては、汚泥処分委託料、工事設計委託料、使用料収納事務処理委託料、下水道施設データ作成委託料、電気保安委託料、汚泥成分分析委託料、システム保守委託料がございます。これらを合わせて委託料の合計額は8,861万6,000円となっております。

次に委託料の全予算に占める割合についてでございます。収益的支出および資本的支出の合計額5億2,913万円のうち、委託料の割合は16.75%となっております。なお下水道事業の支出の大きな割合を占めます減価償却費を除いた

場合の支出額は 3 億 6,903 万 6,000 円となり、その場合の委託料の割合は 24.0%となります。

次に災害や委託会社の人的緊急事態が発生した場合に、当町の職員で下水道事業を運転することは可能かについてでございます。現在下水処理施設の運転処理につきましては、専門的な知識や経験を要することから、専門業者へ運転管理業務を委託しているところでございます。このため災害や委託業者の人的な緊急事態が発生した場合に町職員のみで施設の運転管理を継続することは難しい状況でございます。

対応といたしましては、委託業者において複数の技術者による体制の確保や応援体制の整備を図っていただくとともに、緊急時には関係機関とも連携しながら対応してまいりたいと考えております。

次に当町の職員の下水道担当の人数と業務内容についてでございます。現在下水道事業会計上の職員配置につきましては、公共下水道事業に 2 名、漁業集落排水事業に 1 名配置しております。

なお自家発電設備整備事業の委託が令和 7 年度でおおむね完了することから、公共下水道事業の職員を 1 名減員し、令和 8 年度につきましては公共下水道事業および漁業集落排水事業、それぞれ 1 名の体制とする予定でございます。

また主に一般会計を担当している他の職員においても、下水道事業に係る計画、整備、維持管理に関する管理や指導、徴収等の業務に関わっているところでございます。

下水道担当職員的主要な業務としましては、国庫補助の申請等の手続き、汚水処理計画、管渠整備工事の積算および監督、接続検査、公共下水道および漁業集落排水施設の維持管理業務、故障箇所の確認・修繕対応、受益者負担金の賦課徴収、使用料徴収、公営企業会計の経理業務などを行っております。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○8 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、大下修君。

○8 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

8 番、大下修です。ありがとうございます。再質問させていただきます。

一般的にですけれども、この自動スクリーンというものは 20 年、30 年使うのが一般的なことだと理解しています。まあ 16 年でということ。悪くなる部分というのは、もう決まってて、決まっててというともうあれですけれども、金

属疲労とかが起きると、また別の場所ということになるかもしれません。大体、私の経験してるけど、私も大体、階上町の茨島浄化槽と同じくらい、重量 40 トンくらいの浄化槽を 5 年くらい見てきたものなので、多少は詳しいです。

一般的にはお金がいっぱいあればそうなんだけども、これだって下水道で恩恵を受けている方々ではやれないので、町民全体から集めたお金を 5 年度は 2 億 3,000 万円ですか、こちらの方に回してやっているんで。経済的に節約してやっていただきたいものなんですよ。一般的にはモーターの交換で済むんですよ。ただ止めることはできないので。

ただこのスクリーンは、これは止めても大した影響はないんですよ。1 時間、2 時間だとか止めても。まあ 1 日くらいでも、まあ。失礼な言い方ですけどもね。大差、そういうにすると。重要な機械なんだけども。

そういうものなのであれば、モーター交換で済ませたらいかがでしょう。1,000 万円っていうのは。民間と役所のお金の支払いが違うんでしょうけども、民間だと 3 分の 1 の額だと思ってるんだけども。そのように節約してやっていただくということで。全部交換ということで、16 年で交換っていうとどうなのか。修理状況をまず 1 点伺います。これに対して。

ただ止められないっていうことだから、ほかのも本当は質問したいんだけども、ポンプだとかってあるんだけども。やっぱりこれは止めちゃいけないものなんで、ある程度やらなきゃいけないのは分かるけども、理解しておりますので。

ただこれについての修理状況が分かるのであれば、去年どこの何とかが悪くてなんぼ使ったと、一昨年はこうだったよと。2 年か 3 年くらいで結構です。この修理にどれだけの金使ったのか。お願いします。

次の業務委託料です。この事業を 5 億なんぼだとかで運転するんだけども、事業が大体まだ 40%も達成していません。

受益者負担だけども、受益者の人が負担するのではなく町民全体で負担するんですよ。これをまだまだ続けるんですかというところで、じゃあ下水道を町でできません、という答えでした。困難だよという答えで。

どんどんどんどん委託料で。こっだけお金が委託してますと。

中身を見て、それだったらもう計画を 40%達成したら止めたらいかべっていうのが私の理屈なんだけども。これから人口が減って行きます。加入者も減ってきてますよね、年々。だからその人達から集まるお金も減ってきているわけですよ。ますます一般町民からも、お金を頂戴よ、って行ってやんなきゃないですよ。

どっちがいいのかなあと。もう全部丸投げしたらいいんじゃないのっていう。40%達成してね。というふうなことも考えなくちゃいけないのかなあと。職員は3名なり、漁業集落なんてもう、どんどん減っていきますよ。大蛇のあそこも。

そういうのも全体で考えて、どうするかというのを考える時期なんじゃないか。ずっと言い続けてるけれども、ずーっとまだやります、終わったらまたやりますって。ちょっと私の理屈にはかないませんので。それをどうしますかって聞いても、町長だとかでなきゃ答え出せないんだから聞いても無理なので聞きませんが。そこをやっぱりマネジメントする、町を経営する町長、副町長、考えてやっていただきたいと思います。

これは聞いておきます。町が民間よりも委託料もそうなんだけども、何でこんなに倍も。民間はそれでできるのに町ができないで、こんなに金額が高い理由ってもし分かるのであれば教えていただきたい。

例えば今業者から聞いて、この自動スクリーンを業者から聞いて1,000万を見積もりましたって根拠を示したわけです。だから何で1,000万する、その根拠が分からないわけですよ、私はね。これが1,000万もするのというのが。

町の委託料もそうだし、こういうのも全部高いわけですよ。だからこれ全国的にそうなんですけれども、今各役所から民間が生産性の高い会社のサラリーマンの人達は役所を狙ってお金を稼ごうということで、こういうのにも参入するし、観光にも参入するし、みんなそういう状況なんですよ。

私が心配してるのは、ノウハウはなくなる、お金はどんどん使うということで、そういうことでどこかでは決断する時期がもう来ていると思うんですよ。そういったことも含めて質問させてもらいました。今言ったその、委託料だとか修理のお金の根拠を高くはないと言われれば、はいそうですかってなかなか納得、私の経験値からいってね。今物価高で上がってるっていうのでは理解できるけども、それがこの額がっていうと。

それで、課長達もその辺はもう少し理解して進めない、経費削減進めない、湯水のごとく税金を使われても私はどうかなあとと思います。使ってないって言うんでしょけども、そういうふうに見えちゃうわけですよ。

ということで今の2点、修理の件と何で高いのかっていうところを教えていただければと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、小笠原建設課長。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

まず始めに、修理の状況についてですけれども、こちらの自動スクリーンの更新工事に係る修繕の履歴はございません。

それから2点目の、委託料についてでございます。下水道施設です。まず維持管理とか点検、それから設備の保守などにつきましては、電気設備とか機械設備の管理などの専門的知識、資格を持った業者でなければできないというところで、全国的にも専門業者の方が委託を受けてやっているのが一般的でございます。当町におきましても、安定した運転を確保するため、専門性の高い業務について委託により実施しております。

来年度8年度につきましては、下水道施設の老朽化がどんどん進んできておりまして、こちらの対応としましてストップマネジメント計画の策定業務を実施することとしております。こちらは施設や整備の状況を調査分析した上で、今後の修繕や更新を計画的に進めていくための基礎となる計画を作成するものでございます。こちらは、本計画は国庫補助事業として実施するもので、国の制度に基づいた内容となっており、本業務の積算につきましては国が示しておりますストップマネジメントの手法や下水道設計等、標準積算基準に基づいて算出しております。

それから、自動スクリーンの工事が高いというお話がありましたけれども、まず全体的に工事、それから委託料につきましては、国が示している単価、それから諸経費、積算基準に基づいて実施されてるものがほとんどで、見積もりについても同じような考え方で見積もりされていると思ってございます。そのため高額と思われるかもしれませんが、そのような考え方で高価なものとなっているものと思ってございます。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○8番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、大下修君。

○8番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

ありがとうございます。

まず修理したこともないのを 1,000 万出して買うというのはいかがなものかと思えます。もう一度精査していただきたいと思えます。それで必要であれば買うことは、これはやぶさかではありませんので買っていただきたい。

それで、知識がない、技術がないからということで全部丸投げ。どこに我が町の下水道、災害のときに八戸の業者が全部管理、運営して、いやあ八戸も地震で災害なんだから、階上さ全部行ったりや。誰が困るのだろうというのを心配します。

町長に 3 回目の質問で答弁を求めますけれども、これを検討するか否かで結構ですので、答弁をお願いしたいということです。

そしてもう一つは、これ町長じゃなくても、どちらでもいいけども、ただのお願いなので。個別にやるよりもね、ならもうね何もできないんだったら、職員を一人くらいでいいから、全部ばら一っと、はいどこの人、どこの市だったかな、どこだったかな、ちょっと忘れたけれども、ほとんどのところはもう下水道やってないわけですよ。合併浄化槽なわけですよ。それで面倒だから、こんなやり方面倒だから全部あげますよ、全部やってください、民間さんって。そういうのも検討しなきゃならないんですよ。そういう時期になっていると思うので、本当に検討をお願いしたいと思っております。

以上です。〔大下議員着席〕

何も質問でないです。ただ精査をお願いしますということ。あとは町長が検討します、いいやしませんって言えばいいだけです。

○町長（荒谷憲明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲明君） はい。〔町長起立〕

ご指名ありがとうございます。

検討するかしないかっていう話でございますが、以前も一般質問等々のときにお答えさせていただきました。当時、適宜に適切にやられた事業であったものとして、今後においてこれはベストかということを考えれば、日々改善等々も含めながらやっていかなければならないという思いでございますので、その考えのもと勘案すれば、検討ということにはなっていくと思えます。全てそのときそのときの判断を適切に行ってまいりたい。そのための各種協議等も含めて進めて、理解をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。〔町長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で8番、大下修君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第24号 令和8年度階上町下水道事業会計予算の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（長根岩夫君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項および議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎町長挨拶

○議長（長根岩夫君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、荒谷町長。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る3月4日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。議員各位にはご提案申し上げました議案につきまして原案のとおり議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議決いただきました議案の執行に当たりましては万全を期してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

今後も全ての町民が生きがいを持てる活力あるまちづくりを目指し、積極的に様々な課題に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を申し上げまして閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。〔町長降壇〕

◎閉会の宣告

○議長（長根岩夫君） これにて、令和8年第1回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後2時45分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員